奈良県御所市

史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群
整備基本計画

令和６年（2024年）３月
御 所 市 教 育 委 員 会

序　　文

奈良盆地の南西端、大阪府との境をなす金剛・葛城山の東麓部に位置する御所市には、古墳時代を代表する古墳や集落遺跡が多く存在しています。なかでも、御所市のほぼ中央に位置する宮山古墳と巨勢山古墳群は、その歴史的重要性の高さから国の史跡に指定され、全国からの関心を集めています。

宮山古墳は、古代豪族葛城氏の祖とされる葛城襲津彦が埋葬されたとも考えられている大型前方後円墳で、発掘調査で得られている成果は、古墳時代を研究する上で欠かせないものとなっています。

巨勢山古墳群は、その立地と規模から、宮山古墳の被葬者を共通の祖と仰ぐ人々や、当時の大和政権に仕えた原初的官僚層などが葬られた群集墳と考えられ、宮山古墳と同様、古墳時代の政治・社会を考える上でなくてはならない遺跡です。

しかし、近年は地球規模の環境変化に伴う大規模自然災害が頻発し、多くの文化財に被害が生じています。宮山古墳や巨勢山古墳群も例外ではありません。局地的な大雨や大型台風によって史跡が損壊し、そのことがさらに地域住民への二次被害を巻き起こすということも現実に発生しています。

そのような事態を受け、御所市教育委員会では、令和４年３月に『史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群　保存活用計画』を策定し、今後の両史跡の確実な保存と積極的な活用について、治山と防災の観点を取り入れた方向性を定めました。

本書は、その『保存活用計画』に基づき、さらに具体的な整備の方針や方法をまとめたロードマップに位置づけられる『整備基本計画』となっています。

本計画に基づく史跡整備を進めていくことで、両史跡のもつ歴史的重要性がさらに多くの方々へ伝わり、次代へと継承されていくこと、そして史跡と地域住民が末永く安全に共生できる姿を目指して参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御指導、御助言を賜りました秋津地区史跡等調査整備審議会委員の皆様をはじめ、文化庁、奈良県並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和６年３月

御所市教育委員会
教育長　春田　晋司

例　　言

1　本書は、史跡宮山古墳及び史跡巨勢山古墳群の整備基本計画を定めたものである。

2　本書の計画策定は、令和５年度に素案の検討を行った。

3　本書の計画策定にあたっては、秋津地区史跡等調査整備審議会においてその内容を検討し、文化庁、奈良県からの指導・助言を受けた。

4　参考文献は各章の末尾に記した。

5　掲載写真・図は、特に記載のないものについては御所市教育委員会により撮影・作成を行った。

6　本書の編集は、御所市教育委員会事務局文化財課が行った。

7　本文に記載の通り、本計画は令和４年３月に策定した『史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群　保存活用計画』に基づいた内容となっており、記載内容については両計画で記述が重複している箇所や『保存活用計画』を要約した内容となっている箇所がある。そのため、『保存活用計画』についても合わせて参照いただきたい。

目　　次

序文
例言
**第１章　計画策定の経緯と目的・・・

（2）巨勢山古墳群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
（3）両史跡の複合的な価値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
2　構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（4）巨勢山古墳群における遺構表現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
（5）両史跡の視点場からみた遺構表現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
6　修景および植栽に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
（1）修景・植栽に関するゾーンごとの整備方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
（2）継続的な伐採の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
（3）植栽の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
7　案内・解説施設に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（1）案内・解説施設の体系・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（2）史跡指定地周辺における設置の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（3）宮山古墳指定地内における設置の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（4）巨勢山古墳群指定地内における設置の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
8　管理施設および便益施設に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
（1）管理施設に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
（2）便益施設に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
9　公開・活用に関する整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
(1) 公開・活用のための諸施設およびコンテンツの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
(2) 多様な学びの場としての整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
(3) 歴史的な環境や周辺環境を活かした整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
10　周辺地域の環境保全に関する方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
（1）宮山周縁ゾーン（②）における規制緩和エリアとの調整・・・・・・・・・・・・・・・141
（2）金剛・葛城山麓と北側低地の景観保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
（3）巨勢山丘陵（指定地外の保全)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
11　整備事業に必要となる調査等に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（1）露出遺構のモニタリング調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（2）樹木伐採後の環境変化、土砂流出に関する調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（3）植生調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（4）発掘調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（5）宮山古墳１次調査成果の再検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（6）史跡来訪者に関する調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
12　管理・運営に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
（1）管理・運営の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
（2）連携体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
13　事業計画（工程表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第８章　完成予想図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
1　全体パース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
2　宮山古墳アップパース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
附　章・・ 157
1　御所市巨勢山丘陵からの土砂流出制御のための実態把握・・・・・・・・・・・・・・・ 157
2　巨勢山古墳群における植生調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

第１章　計画策定の経緯と目的

１　計画策定の経緯

史跡宮山古墳は、江戸時代に天皇陵の候補地と考えられていたことからもわかるように、古くから歴史的に重要な古墳であると認識されていたため、文化財保護法の前身法である史蹟名勝天然紀念物保存法のもと、大正 10 年（1921）に史跡に指定された。史跡指定後は、文化財保護の国民的な機運が醸成されるまで盗掘や乱掘の被害にあうことはあったものの、近年は突発的な自然災害を除くと大きな損傷を受けることなく、その姿を保ち続けている。

しかし、宮山古墳に関する調査、研究が進むにつれ、当初史跡に指定されていた範囲が本来の古墳の範囲の一部に過ぎないことが明らかになり、京奈和自動車道の開通に伴う史跡周辺の開発の増加もあいまって、宮山古墳の保存は御所市の大きな課題となっていた。

史跡巨勢山古墳群は、明治 26 年（1893）の野淵龍潜らによる調査の頃から既に古墳群として認識されていたが、昭和 40 ～ 50 年代に実施された分布調査によって、総数 700 基を超える我が国最大級の群集墳であることが明らかになり、その歴史的重要性が認識されるようになった。

しかし、巨勢山古墳群が位置する丘陵は、良質な真砂土が採取できる地質であるため、昭和 30 年代後半頃から土砂採取を中心とした古墳の破壊が進行し、いよいよ看過できない状況となった平成 14 年に至り、北西部の一部が国の史跡に指定された。

史跡指定後は、継続的な公有化事業を実施していたものの、御所市の財政事情悪化のため、具体的な整備事業を実施できないまま年月が過ぎることになった。史跡地内の多くは指定以前から放置林と化しており、指定地の広大さも災いし、指定地内の日常的な管理すら十分に行うことができていなかったため、脆い花崗岩の地盤であることも相まって、近年の異常気象による土砂災害が頻発し、史跡の保存自体に大きな問題が生じている。これは、史跡の保存という問題だけに留まらず、流れ出した土砂が丘陵裾の集落や耕作地に流れ込み、経済的な被害を与えてしまう状況にまで至っている。

このような両史跡それぞれの保存に関する課題に加え、ソフト・ハード両面における活用面の課題を重く認識した御所市教育委員会は、令和４年３月に『史跡宮山古墳･史跡巨勢山古墳群　保存活用計画』を策定した。当保存活用計画では、御所市域の古墳時代を代表し、地理的に近接するだけでなく歴史的にも深い関係をもつ両史跡について、現在おかれている状況や様々な課題を整理することで、両史跡を一体とした保存・活用の基本方針を定め、その方針に基づいた調査・研究、保存、活用、整備、体制・運営に関する方向性と概括的な方法を示している。

そして、当保存活用計画に則って、令和４年度より史跡地を中心とした詳細な地形図の作成や本来の宮山古墳の範囲でありながら未だ指定を受けていない区域の追加指定といった保存事業を進めているが、今後両史跡に対する各種整備事業を展開していくにあたり、改めて両史跡の整備にあたっての現状と課題を整理し、整備に対する基本理念や具体的な整備方法などを示した『史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群　整備基本計画』を策定することとなった。

2　計画の目的と対象範囲

本整備計画は、令和４年３月に策定した『保存活用計画』において示した両史跡の保存・活用に関する方針に基づき、両史跡の本来的様相および現状を整理し、両史跡の保存・活用に資する整備の基本方針を定め、具体的な整備方法や年次計画を示すことを目的とする。

『保存活用計画』では、両史跡の指定地に加え、本来の宮山古墳と想定される区域や大型群集墳としての巨勢山古墳群全体を計画の対象範囲としたが、本整備計画は、文化庁の補助金などを得て整備事業を実施するため、基本的には両史跡の指定地を対象とする。ただし、『保存活用計画』に示すとおり、史跡保存の施策として宮山古墳の追加指定を今後進めていくため、その進捗に応じて計画の対象範囲は拡大していくこととなる。また、史跡の保存活用や整備を実際に進めていく際にはそれぞれに適した導線の整備も必要となってくる。そのため、当面の計画対象範囲は史跡指定地とその周辺とし、図 1-1 にその範囲を示す。

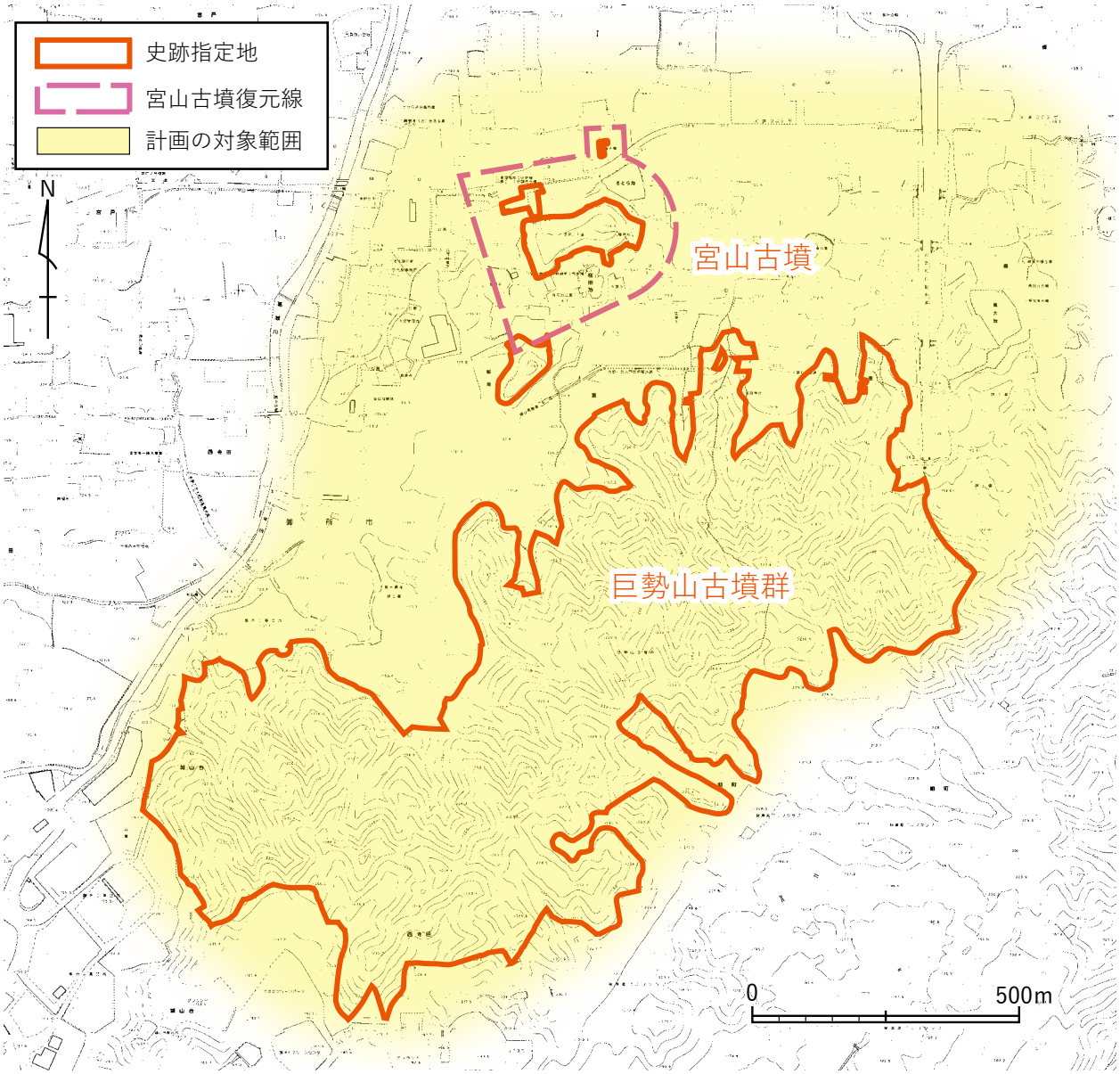


図 1-1　本計画の対象範囲（史跡指定地とその周辺）

3　審議会の設置・経緯

（1）　審議会の設置

本計画は、平成 24 年に設置した「秋津地区史跡等調査整備審議会」において、有識者や地元関係者を交えた審議を行い、その中での意見等を踏まえて策定した。

秋津地区史跡等調査整備審議会　委員名簿（五十音順）

名　　前	所　　属	専門分野
内田　和伸	奈良文化財研究所　文化遺産部長（兼）遺跡整備研究室長	遺跡整備
大住　克博	鳥取大学　元教授	山林保全
鍵本　幹雄	室自治会長	地元代表
木許　守	龍谷大学　教授	考古学・文化財行政学
田中　晋作	山口大学　客員教授	考古学
塚口　義信	堺女子短期大学　名誉教授・名誉学長	古代史
堤　大三	信州大学　教授	砂防工学
松本　光朗	近畿大学　教授	森林管理

オブザーバー

名　　前	所　　属
岩井　浩介	文化庁　文化資源活用課　整備部門（記念物）　文化財調査官
本村　充保	奈良県　文化・教育・くらし創造部　文化財保存課　調整員
中野　咲	奈良県　文化・教育・くらし創造部　文化財保存課
佐藤　麻友	奈良県　文化・教育・くらし創造部　文化財保存課
三宅　直人	奈良県　フォレスターアカデミー　フォレスター学科在籍

事務局

名　　前	所　　属
春田　晋司	御所市教育委員会　教育長
竹内　剛	御所市教育委員会　事務局長
中井戸　隆	御所市教育委員会事務局　文化財課長
金澤　雄太	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係長
後藤　愛弓	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係員
西村　亮	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係員
小松　明日香	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係員
金田　将徳	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係員

●秋津地区史跡等調査整備審議会条例（平成 24 年 6 月 22 日　条例第 17 号）

（設置）

第 1 条　秋津地区及びその周辺に所在する史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群等の古墳、古墳群及び遺跡（以下「史跡等」という。）の調査、保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、秋津地区史跡等調査整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1)　史跡等の調査及び保存に関すること。

(2)　史跡等の活用方法に関すること。

(3)　史跡等の保存管理計画保存活用計画及び整備計画に関すること。

(4)　その他教育委員会が必要と認める事項

2　審議会は、史跡等の調査、保存及び整備並びに有効な活用に関する重要事項について、教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)　文化財に関し識見を有する者

(2)　遺跡整備に関し識見を有する者

(3)　学識経験者

(4)　地元関係者

(5)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2　審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取）

第 7 条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条　審議会の庶務は、教育委員会が定める機関において所掌する。

（委任）

第 9 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（令和 2 年条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（２） 審議会の経緯

本計画の策定にあたっては、計４回の審議会を開催することで、様々な意見を賜った。以下にその開催概要を記す。

【第１回】日時：令和５年９月 11 日（月）
場所：御所市文化財事務所　整理室
内容：整備基本計画　第１章～第４章の検討・審議

【第２回】日時：令和５年 12 月７日（木）
場所：御所市アザレアホール　視聴覚室
内容：整備基本計画　前回までの修正確認
第５章～第６章の検討・審議

【第３回】日時：令和６年２月 19 日（月）
場所：御所市役所　本館３階　会議室１
内容：整備基本計画　前回までの修正確認
第６章～第８章の検討・審議

【第４回】日時：令和６年３月４日（月）
場所：御所市文化財事務所　整理室
内容：整備基本計画　前回までの修正確認
全体の調整



写真 1-1　第１回審議会



写真 1-2　第２回審議会



写真 1-3　第３回審議会



写真 1-4　第４回審議会

4　関連計画との関係

本計画は、第６次御所市総合計画ほか御所市の行政計画と密接に関連しており、連携が求められる。市の最上位計画である「第６次御所市総合計画」のもとに、「御所市教育大綱」「秋津地区史跡整備基本計画」「第３次御所市都市計画マスタープラン」等の関連計画が位置付けられている（図 1-2)。

また、上記とは別に策定された「御所市第２次まち･ひと･しごと創生総合戦略」は、国が定めた「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を勘案し、市の将来の人口ビジョンの実現に向けて、総合計画とも整合を図りながら、効果の高い施策を集中的に実施することを目指すものである。

各行政計画等における宮山古墳及び巨勢山古墳群の保存と活用に関連する部分は、以下のとおりである。

●第６次御所市総合計画（令和３年３月策定）

「行きたい、住みたい、語りたい。

～自然と歴史を誇れるまち ごせ～ 」

御所市のめざす将来の都市像を実現するため､「若い世代が住みやすく､豊かな心を育むまち」「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」「人が輝き、魅力のあるまち」「地域経済が活性化し、活力のあるまち」「安全･安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち」「自然と歴史･文化を活かすまち」「市民とともに推進する持続可能なまち」の７つの方針に基づくまちづくりを進めるための計画である。

「地域経済が活性化し、活力のあるまち」においては歴史・文化資源を活用したまちの魅力づくりを、「自然と歴史・文化を活かすまち」においては市内に所在する貴重な歴史・文化資源を調査・保存・活用するための取り組みを推進することを施策として定めている。

●第３次御所市都市計画マスタープラン（令和４年３月策定）

「御所市総合計画」に掲げる将来都市像を都市整備の分野から実現するための計画である。市域の土地利用の方針をゾーン別に定義しており、史跡宮山古墳や史跡巨勢山古墳群が位置する秋津地区周辺は、地域主体のまちづくりを進める「観光交流ゾーン」に指定されている。

また、市域を大きく４つの地域に区分し地域ごとに都市計画構想を示しており、両史跡が所在する地区の大半は「御所地域」に包含され、指定地外の巨勢山古墳群の一部は「葛(くず)地域」に含まれている。御所地域における土地利用に関する重点施策の中には、「②悠久の歴史を体感できる場の形成」とあり、それに対する具体的な取組みとして「古墳公園を活用したにぎわいの創出と、巨勢山古墳群等の保全を進めます」とある。また「③観光交流ができるレクリエーションの場の形成」では、具体的な取組みとして「歴史資源である御所まちや巨勢山古墳群の保全と活用を推進し、交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ります」とあり、宮山古墳や巨勢山古墳群に加え、近隣に所在するみやす塚古墳や條ウル神古墳を積極的に活用した地域の活性化が謳われている。

●御所市第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年３月策定）

国や奈良県の長期ビジョン（人口ビジョン）や総合戦略を勘案し、本市の人口ビジョンの見直しと地方創生の充実･強化に向けて５年ごとに策定されるもので、総合計画と互いに整合を取る形で、計画として明確な上下関係はない。

基本方針に基づく３つの目標（①みんなが安心して暮らし続けられるまちづくり、②若い世代の人も暮らしたいと感じられるまちづくり、③地域資源を活用したまちづくり）で構成されており、③地域資源を活用したまちづくりにおいて、古墳群や町家等の歴史資源を活用した、観光地としてさらなる魅力を向上させるため事業を推進することとされる。

個別事業「秋津地区の史跡整備の推進」として、「巨勢山古墳群、條ウル神古墳、宮山古墳を一

体的に良好な風致景観を保全するとともに、公園的空間として広く活用する取り組みを推進する」ことが定められている。

●御所市教育大綱（令和４年３月策定）

「御所市教育大綱」は、平成 27 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置された総合教育委員会議において策定されたもので、市の教育目標や施策の方針を定める。

３つの教育目標（①学校を核として　子どもたちの生きる力を育み、学びの楽しさと意欲を高める、②家庭を核として　親や家族もともに学び、子どもの成長を助ける、③地域を核として　市民が学び続ける場や機会を生み、日々の生活を豊かにする）を掲げ、学校・家庭・地域の連携・協力体制の構築を強調しつつ、「みんなで育む御所のみらい」をテーマに、子どもたちだけでなく大人も常に学び続けながら、その楽しさや喜びを分かち合うことができる「ふるさと御所」を目指す。

５年間の重点的な取り組みのなかの「①ふるさと意識と地域資源を活用した学び」において、市内にある文化財をはじめとした歴史資産や豊かな自然、里山環境といった地域資源を教育・学びの場において積極的に活用していくことで、御所市ならではのふるさと教育を充実させていくとされている。

●秋津地区史跡整備基本計画（平成 24 年３月策定）

豊かな歴史・文化遺産が点在する御所市の中でも、殊に秋津地区には国史跡「宮山古墳」「巨勢山古墳群」及び、巨大な石室と特異な家形石棺で知られる「條ウル神古墳」が所在し、それぞれの時代背景を代表する古墳、古墳群として高く評価されている。

本計画策定時の「第５次御所市総合計画」では、御所市のまちづくりの将来像を「自然と笑顔があふれる、誇れるまち」としており、秋津地区の古墳・古墳群については、まちづくりの重要な核として位置づけ、「史跡公園の整備」や「歴史を感じるレクリエーションの場としての利用」を図るとしている。

総合計画に基づき本計画は策定され、秋津地区の各古墳・古墳群に関しては、適切に保存し、周辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とする公園的空間として整備することで、市・県民はもとより広く国民の利用に供するものとしている。

なお本計画は、上記の「御所市教育大綱」に先んじて策定されたものであるが、御所市教育大綱を上位とする。

●御所市地域防災計画（令和３年３月策定）

本計画は、御所市の地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する諸事項を定め、もって防災の万全を期することを目的としている。

その中の「文化財災害予防計画」では､文化財が貴重な国民的財産であることを確認したうえで､予想される災害に対して保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める、としており、史跡をはじめとした指定文化財について火災、地震その他風水害等から保護するため、必要な対策を講じるとしている。

●御所市過疎地域持続的発展計画（令和５年７月策定）

令和３年３月に新たに策定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を受けて策定された計画で、御所市の著しい人口減少や少子高齢化への対応、住民の安全・安心な暮らしの確保･地域産業の活性化、安定した財政基盤の確立など、持続可能な地域の形成を目的としている。

その中の「地域文化の振興等」という項目では、指定文化財における遊歩道やガイダンス施設、

その他便益施設の設置など、見学等のための環境整備が進んでおらず、多くの文化財が十分に活用できていないことを課題とし、その対策として、宮山古墳や巨勢山古墳群が位置する秋津地区における重要遺跡の早急な整備、情報発信、教育や地域振興に資するための活用に努めることとしている。

●御所市観光戦略（令和５年３月策定）

本戦略は、御所市が有する様々な観光資源を活かしつつ、本市の現状を踏まえた観光のあるべき姿を見据え、その実現に向けた戦略の推進について基本的な考え方をまとめたものとなっている。

その中で、宮山古墳は重要な歴史資源の１つとして位置づけられているが、巨勢山古墳群については、現地の散策が現状困難であるため、観光資源としては位置づけられていない。そして、そういった歴史資源へのアクセスが悪いことや便益施設の整備が不十分である点を課題としてあげつつ、それら課題への対策として、自転車でのアクセス向上や観光ルート沿いの便益施設の整備などを掲げている。

●史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群保存活用計画（令和４年３月策定）

本計画は、地理的、歴史的に密接不可分な２つの史跡について、各史跡の基礎情報と現在置かれている状況を整理し、今後の保存と活用の方針を定めたものであり、今回策定する整備基本計画の直接的な土台となる計画である。

このように本計画は、御所市の行政計画と緊密な関係をもちながらも、直接的には秋津地区史跡整備基本計画に基づく史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群保存活用計画の下部計画として、個々の史跡の具体的な整備方針をまとめたものとなっている。

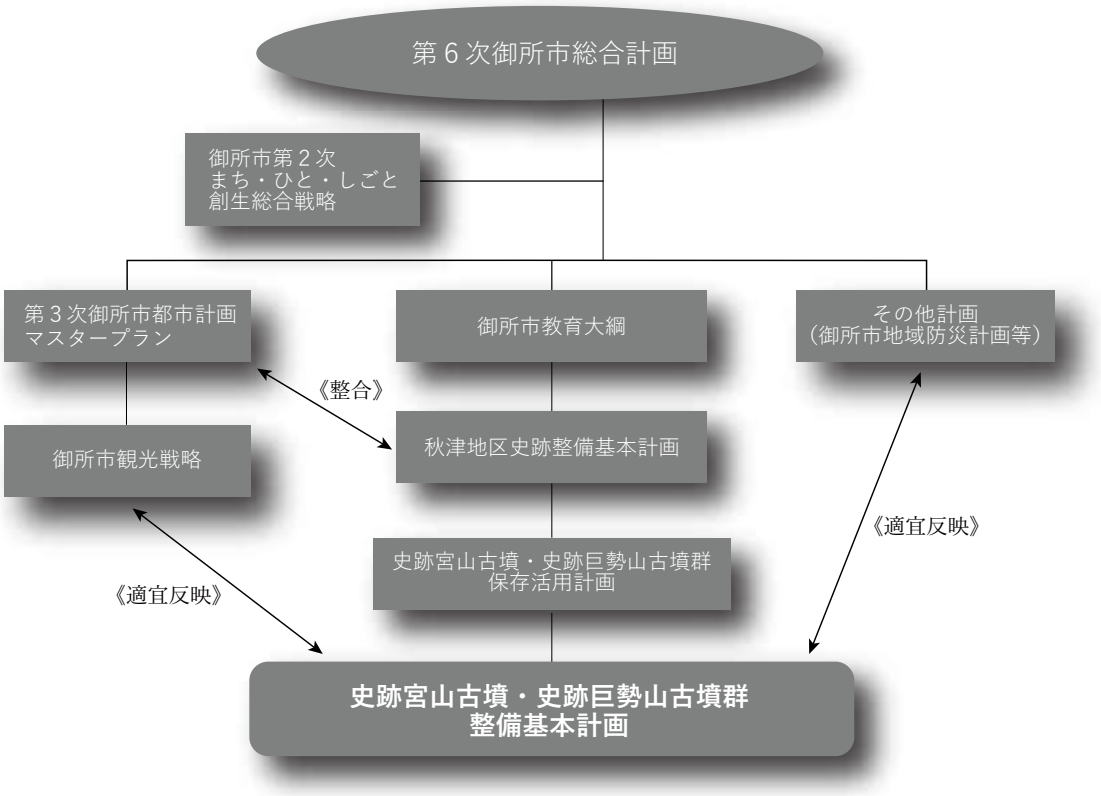


図 1-2　本計画とその他の計画との関係

第２章　史跡周辺の環境

１　自然的環境

（１）御所市の位置

御所市は、奈良県の中部、奈良盆地の南西部に位置する面積 60.58km^2 の都市であり、北は葛城市・大和高田市、西は大阪府千早赤阪村・河南町、南は五條市、東は橿原市・高取町・大淀町に接している（図 2-1）。

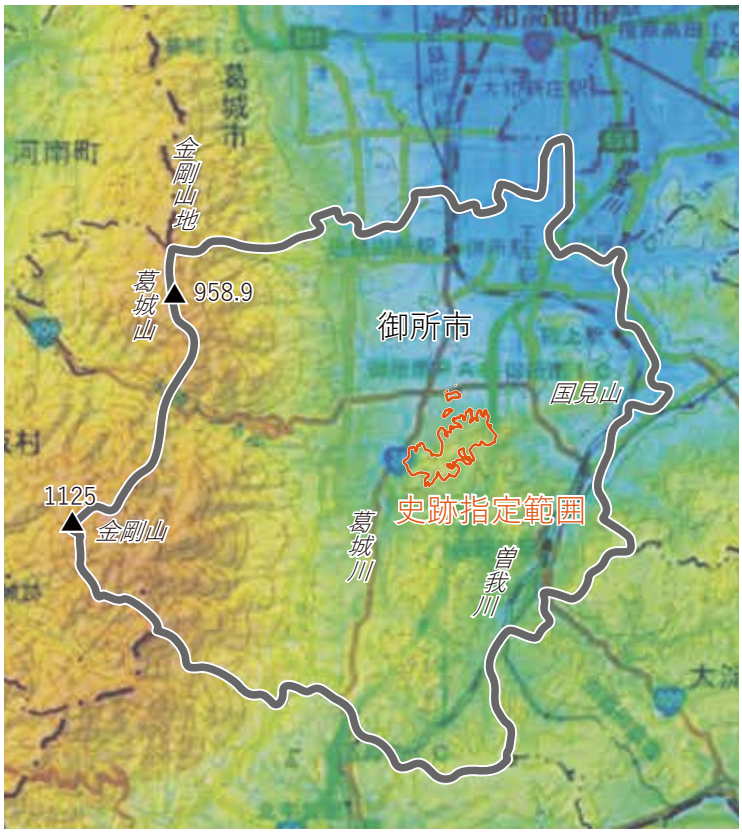


図 2-1　御所市の位置

（２）御所市の地勢

御所市は、市域の北部が低平な奈良盆地の西南端に位置し、その平野部を囲むように西に金剛山地、南部から南東部に竜門山地の西端にあたる巨勢山丘陵や国見山などが連なっている。金剛山地は標高 1,125 ｍの金剛山を主峰とし、その北に標高 958.9 ｍの葛城山などの山々が大阪府との境をなしている。これらの山々を水源として曽我川、葛城川などの大和川水系の一級河川が市域を北流しており、市域の南部ではそれらの河川によって谷地形が形成されている（図 2-2）。

市域の南側に中央構造線がはしる内帯と外帯の接する地域といえ、自然景観のみならず人々の生活や風習等においても奈良盆地と吉野山地との漸移（ぜんい）・連結地帯をなしている（堀井 1965）。



出典：国土地理院 デジタル標高図

図 2-2　御所市の地勢

（３）史跡地の地形・地質

宮山古墳・巨勢山古墳群は、御所市のほぼ中央に位置する。巨勢山古墳群が築かれた巨勢山丘陵は、標高 150 ～ 300 m 程の丘陵で、急傾斜で起伏の激しい尾根筋に数多くの古墳が築造されている。丘陵の地質は、その大半が中生代白亜紀の領家帯（りょうけたい）に含まれる花崗岩層からなり、丘陵北部に広がる平野は沖積層からなっている（図 2-3）。この基盤となる花崗岩層は、全体に風化が進んでいるため真砂土化が顕著である。この真砂土が「御所土（ごせつち）」として知られており、水はけが良く締りがいいことから、古くから採掘が盛んに行われている。巨勢山古墳群の周辺は、現在も採土・採石が行われ、過去に消失した古墳も多い。十分な調査は行われていないが、宮山古墳も巨勢山丘陵の先端部を利用して造られているものと考えられており、西から伸びる丘尾を切断し盛土を行っているものと考えられる。

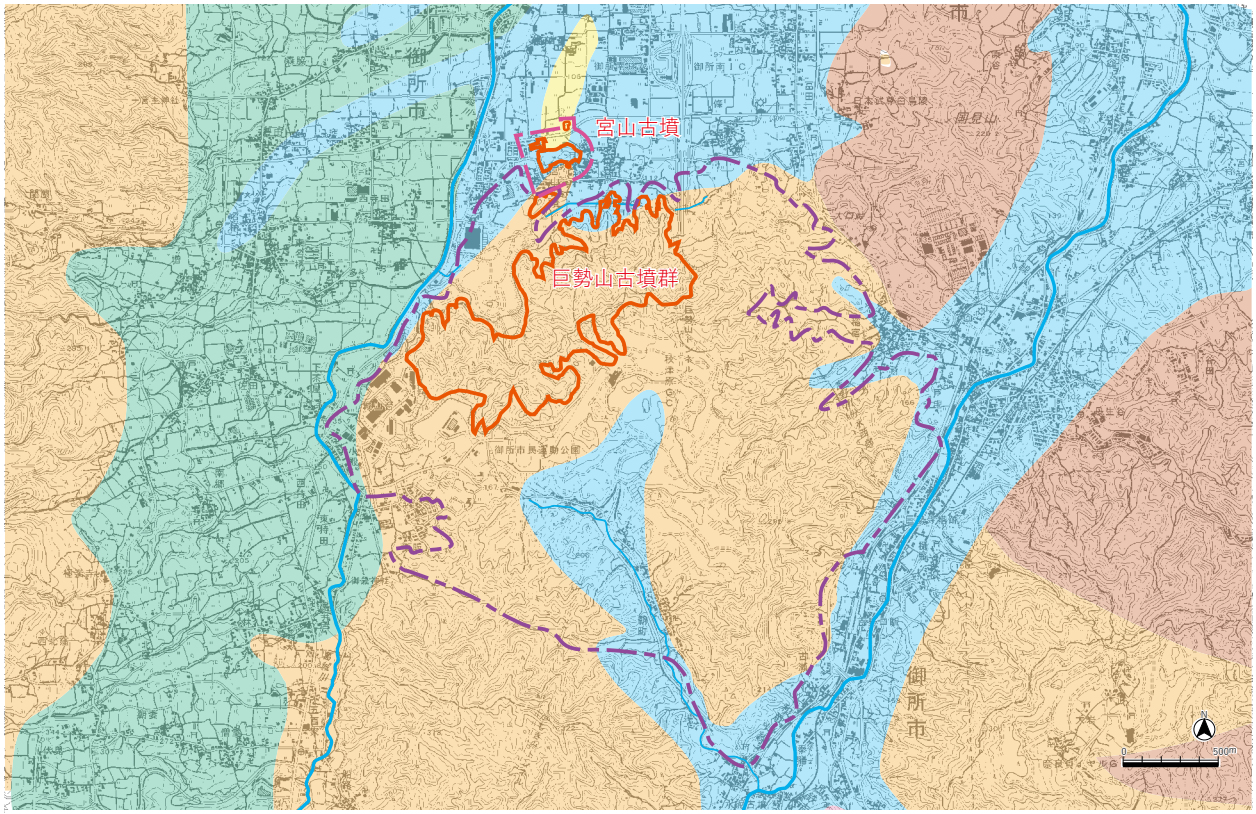
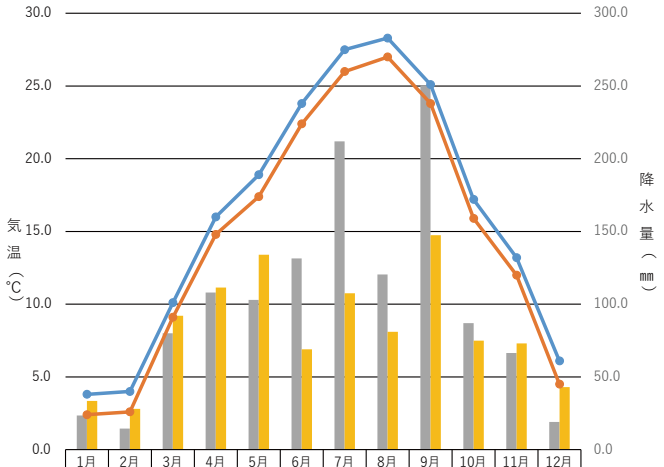


図 2-3　史跡周辺の地質



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奈良 降水量	23.5	14.5	80.0	108.0	103.0	131.5	212.0	120.5	250.5	87.0	66.5	19.0
五條 降水量	33.5	28.0	92.0	111.5	134.0	69.0	107.5	81.0	147.5	75.0	73.0	43.0
奈良 気温	3.8	4.0	10.1	16.0	18.9	23.8	27.5	28.3	25.1	17.2	13.2	6.1
五條 気温	2.4	2.6	9.1	14.8	17.4	22.4	26.0	27.0	23.8	15.9	12.0	4.5

資料：気象庁HP　　奈良地方気象台・五條地方気象台

図 2-4　奈良と五條の気温と降水量（令和 4 年）

本計画の策定に先立ち、巨勢山丘陵における森林土壌と土砂流出の関係について調査を行った結果（附章 1、157 頁参照）、山裾ほど土砂流出の危険性が高いことが明らかとなっている。

（4）御所市の気候

概して温暖で、市域の大半を占める盆地部は、海洋から隔たり、気温の差がやや大きく、降水量も割合少ない内陸型気候となっている（図 2-4）。金剛山地のみは標高が高いため、盆地部に比べ気温は低く、降水量は多くなっている。

奈良盆地における近年 30 年間の平均値である平年値は気温で 15.7 度、年間降水量で 1,365mm と比較的過ごしやすい。最低気温は 2 月に表れ、観測史上では－ 7.8℃（1977.2.16）を記録している。一日の最大 1 時間降水量は、79mm（2000.5.13）が記録されている（いずれも奈良地方気象台観測値）。

近年の気象記録では、令和 2 年 7 月の梅雨前線による大雨で奈良県下各地に大きな被害が発生した。降り始めの 7 月 5 日から 14 日までの総雨量は、御所市最寄りの観測地である五條市で 223.5mm、葛城市で 210.0mm を観測し、御所市でも土砂災害警報等が発せられた。

図 2-5 は、五條観測所における観測開始年から 2023 年にかけての年間気温や降水量の変化を示したグ

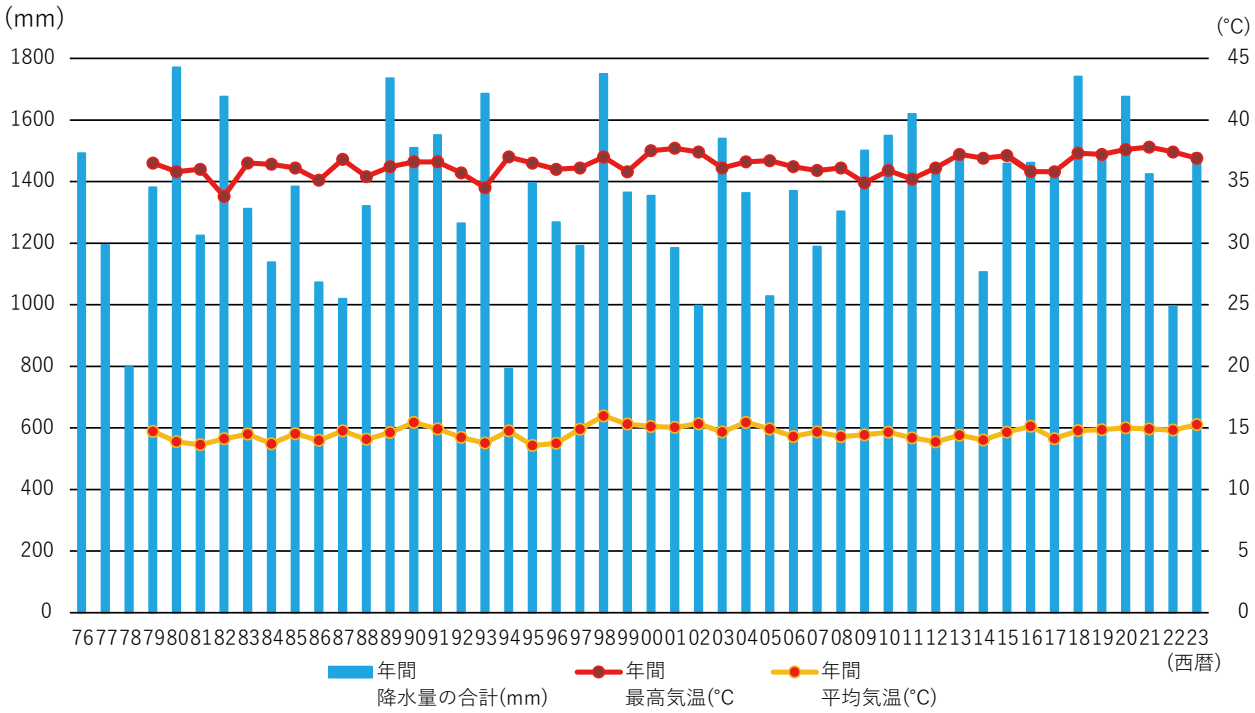


図 2-5　年間降水量と年最高気温・平均気温の推移（五條観測所）

ラフである。観測データが 50 年足らずであり、微量の増加であるため図からは読み取りにくいが、年間の最高気温や平均気温は緩やかな増加傾向が看取される。年間降水量については、温暖化とは異なり、周期的な増減は認められるものの、長期的な増加傾向は明瞭ではなく、気象庁も全国的な長期変化傾向はみられないとしている。ただし、短時間の豪雨日数は全国的に増加傾向にあるようで、それに起因する斜面の深層崩壊等の増加は大きな懸念点であり、平成 29 年の九州北部豪雨災害はまだ記憶に新しい。

このような近年の気候状況は、宮山古墳・巨勢山古墳群の史跡整備においても十分に考慮しておく必要があろう。

（５）自然災害の履歴

宮山古墳・巨勢山古墳群周辺における自然災害としては、平成 10 年に近畿地方一円を襲った台風 7 号による被害が特筆される。台風 7 号は、奈良で西の風 37.6m/s の最大瞬間風速（22 日 15 時 23 分）を記録するなど、強風による災害を多くもたらした。宮山古墳では、墳丘上の樹木 200 本以上が根こそぎ倒れ、墳丘上に多数の窪みを生じさせ、倒木の根が墳頂部の埴輪（はにわ）列をそのまま持ち上げた箇所もあった（写真 2-1）。巨勢山古墳群については、当時まだ史跡指定されていなかったこともあり、被害の全貌は不明と言わざるを得ないが、303 号墳の所在する史跡地北西部において、尾根上の樹木が倒れる被害があったようである（藤田・木許編 1999）。

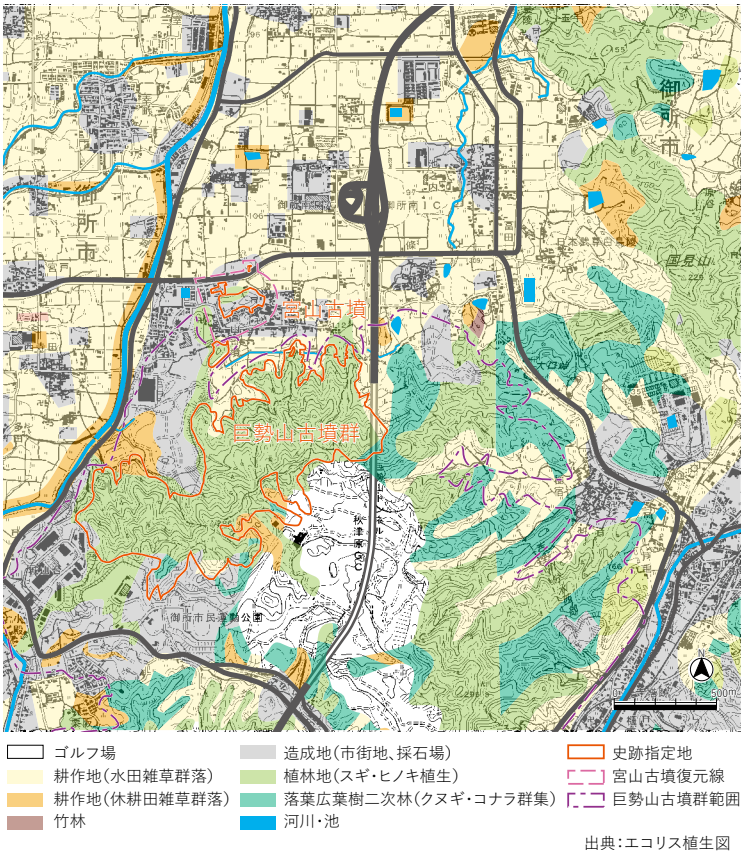


写真 2-1　宮山古墳後円部　台風被害状況（平成 10 年）

巨勢山古墳群において顕著な被害が確認されたのは、平成 29 年の台風 21 号が挙げられ、一週間ほど続いた長雨の最後に大型台風が直撃するという不幸が重なり、古墳群の各所で大規模な土砂崩れが生じた（写真 2-2）。この土砂崩れにおいて直接的に



写真 2-2　巨勢山古墳群裾部　台風被害状況
（平成 29 年）



出典：エコリス植生図

図 2-6　史跡周辺の植生

群内の古墳が損傷したわけではなかったが、大量の土砂が古墳群北側に隣接する耕作地や集落に流れ込み、多くの被害をもたらした。

（6）史跡地の植生

巨勢山丘陵の植生は、大局的な調査結果に基づくと、そのほとんどがヒノキやスギの植林地であり、指定地南西部に部分的にコナラ等の落葉広葉樹、丘陵裾部に竹林が認められる（図 2-6）。ただし、本計画の策定に伴って、サンプル的ではあるものの現地踏査に基づく植生調査を行ったところ（附章 2、159 頁参照）、指定地の中にも南側を中心に広葉樹が一定数存在し、植林地では、長い間、間伐等の管理がなされていないため過密状態となっており、根付きの悪い細い立木が多いことが土砂流出の要因となっている可能性が明らかとなった。

宮山古墳については、後円部周辺はヒノキの植林が主体を占め、部分的に広葉樹の雑木、北東部は竹林となっている。前方部（ぜんぽうぶ）は全体に竹林が主体となる。

御所市全体の森林面積に触れておくと、総土地面積 60.58 ㎢に対して全体で 30.54 ㎢（50.4%）、うち天然林が 4.31 ㎢、人工林が 24.14 ㎢となっており、人工林率は 79%を数えている。

（7）史跡地周辺の動物

巨勢山丘陵や金剛・葛城山に生息している動物については、昭和 40 年刊行の『御所市史』における記述が参照できる唯一のデータであり、イノシシやキツネ、タヌキ、ウサギ、イタチ、ムササビ、リス、サル等の哺乳類、キジ、ヤマドリ、ヤマバト、ウグイス、メジロ、ヤマガラ、シジュウガラ、キツツキ、ヒガラ、ミソサザイ、モズ、ホオジロ、アオジ、ホトトギス、ウズラ、スズメ、カラス、ヒバリ、カワセミ等の鳥類の存在が指摘されている（津田・吉村 1965）。しかし、市史刊行後 50 年以上が経過している中で、動物相にも変化があったと思われ、周辺住民の話では、上記の中でもイノシシの増加が目立ち、その食害や丘陵斜面の掘り返しなどが顕著になっているようである。巨勢山古墳群の指定地内を見て回ると、イノシシがヌタ場として利用したと思われる水たまりが確認され、イノシシを直接視認することもある。また、イノシシほどではないがシカの存在も報告されており、古墳上でシカの糞の散乱を

認めることもある。今後植栽などを実施する場合には、植栽した若木が育つ前にシカが食べてしまう食害の影響が懸念されるため、シカの活動範囲についても今後注意を払う必要があろう。

（8）史跡地周辺の景観史

宮山古墳・巨勢山古墳群周辺の景観に関しては、『日本書紀』や『万葉集』などの古代の文献に既に記されている。『日本書紀』履中天皇3年11月条には、物部長真胆連が天皇に命じられて桜を探し求め、掖上室山で見つけて献上したことが記され、『万葉集』坂門人足の歌には、「巨勢山の　つらつら椿　つらつらに　見つつ思はな　巨勢の春野を」と歌われており、その時代から桜や椿などの花木が咲いている風景が描かれている。

周辺の発掘調査の成果として、宮山古墳・巨勢山古墳群の北側平野部に広がる秋津遺跡・中西遺跡では、弥生時代前期に遡る全国最大規模の水田跡とその南側に接する里山的風景を想起させる樹木の跡が検出されており、古墳時代においては農地や集落、豪族居館などが点在する風景が広がっていたと思われる。中世から近世にかけての当該地域の景観については、史料に恵まれず全く記すことができない状況であるが、巨勢山古墳群を中心とする丘陵部については、高度経済成長期までは里山として利用されており、現在のように樹木が密生する状態ではなく、疎林であったと思われる。

2　歴史的環境

（1）縄文時代

御所市域では旧石器時代の遺跡は確認されておらず、縄文時代から一定の人類の足跡が確認できる。以前までは市域でも標高の高い山麓部に位置する伏見遺跡（廣岡・十文字 2005）や南郷遺跡地蔵谷地区（坂編 2000）での土器の出土が知られていたが、近年の京奈和自動車道建設に伴う発掘調査によって、市域の低地部に位置する中西遺跡（藤元 2019 ほか）や玉手遺跡（木許ほか編 2017）、観音寺本馬遺跡（岡田編 2013、木許・西村編 2015、木村編 2017）などにおいて縄文時代の住居や土器棺墓など多くの遺構が検出されるようになり、縄文時代における活発な交流の様相が明らかになってきている。

（2）弥生時代

弥生時代になると、この地域への定住化が進行し、巨勢山古墳群の北方約 2.7 ㎞にある鴨都波遺跡が南大和の拠点的大集落として繁栄することが明らかにされている（木許編 1992、藤田・尼子編 1992 ほか）。それに加えて、近年の道路建設に伴って大規模な発掘調査が行われた中西遺跡（岡田編 2017 ほか）や秋津遺跡（岡田・絹畠編 2021 ほか）、今出遺跡（本村編 2019 ほか）、玉手遺跡（木許ほか編 2017）、茅原中ノ坊遺跡（花熊・木許編 2018）、新村・柳原遺跡（岡見 2017 ほか）、川西根成柿遺跡（福西編 2011 ほか）、萩之本遺跡（光石ほか 2008 ほか）において住居跡や広大な水田跡が検出されたことで、早くからこの地域に数多くの人々が暮らしていた様子を復元できるようになってきている。巨勢山丘陵上には巨勢山境谷遺跡・巨勢山八伏遺跡・巨勢山中谷遺跡などの高地性集落が営まれ（木許編 2007 ほか）、その成立経緯には諸説あるものの、紛争などの社会事象も窺えるようになってくる。また、名柄遺跡からやや南西の地点では、外縁付鈕Ⅱ式の銅鐸と多鈕細文鏡が発見されており、青銅器埋納地として古くから著名である（高橋 1919）。

（3）古墳時代

古墳時代になると、前期には鴨都波遺跡（豊岡 1989 ほか）において継続的な集落の展開が認められるとともに、楢原遺跡（藤田編 1994）や名柄遺跡（佐々木 2012）、太田遺跡（今尾ほか 1995）などの集落が金剛・葛城山麓に広がりをみせてくる。歴史的な評価は定まっていないものの、秋津遺跡において当該期最大級の方形区画施設や、独立棟持柱をもつ掘立柱建物なども検出されており（米川・菊井 2010 ほか）、当地域が成立当初のヤマト政権と密接な関わりがあった可能性が高い。ただし、大和東南部において大型前方後円墳が多数築造されていく時期にありながら、当地域における古墳の築造は顕著ではなく、鴨都波遺跡の付近に築かれた西浦古墳（梅原 1922）や、鴨都波1号墳（藤田・木許編



1．宮山古墳　2. 伏見遺跡　3. 南郷遺跡　4. 中西遺跡　5. 玉手遺跡　6. 観音寺本馬遺跡　7. 鴨都波遺跡　8. 秋津遺跡　9. 今出遺跡　10. 茅原中ノ坊遺跡
11. 新村・柳原遺跡　12. 川西根成柿遺跡　13. 萩之本遺跡　14. 巨勢山境谷遺跡　15. 巨勢山八伏遺跡　16. 巨勢山中谷遺跡　17. 名柄遺跡
18. 名柄銅鐸・銅鏡出土地　19. 楢原遺跡　20. 太田遺跡　21. 西浦古墳　22. 鴨都波１号墳　23. オサカケ古墳　24. みやす塚古墳　25. 火振山古墳
26. 屋敷山古墳　27. 掖上鑵子塚古墳　28. 極楽寺ヒビキ遺跡　29. 脇田遺跡　30. 北花内大塚古墳　31. 二塚古墳　32. 平林古墳　33. 権現堂古墳
34. 新宮山古墳　35. 水泥北古墳　36. 水泥南古墳　37. 市尾墓山古墳　38. 市尾宮塚古墳　39. 條ウル神古墳　40. 巨勢寺　41. 二光寺廃寺　42. 朝妻廃寺
43. 高宮廃寺跡　44. 桝山古墳　45. 鳥屋ミサンザイ古墳

A．巨勢山古墳群　B．石光山古墳群　C．寺口千塚古墳群　D．寺口忍海古墳群　E．山口千塚古墳群　F．笛吹古墳群　G．小林古墳群
H. 石川古墳群　I．吐田平古墳群　J．北窪古墳群　K．ドンド垣内古墳群　L．新沢千塚古墳群

図 2-7　史跡周辺の主要遺跡分布図

2001)、やや離れた掖上地域のオサカケ古墳（島本 1938）などの小規模古墳しか確認されていない点は、当地域がもつ歴史的な意味を考える上で大変示唆的である。指定地外ではあるが、巨勢山 419 号墳（藤田編 2002）は、巨勢山古墳群中最古の、前期に遡る可能性のある一辺 11 mの方墳であり、巨大群集墳としての巨勢山古墳群とは切り離して考えるべきものかもしれないが、巨勢山丘陵における古墳築造の端緒として一定の評価は必要となろう。

古墳時代中期になると、当地域は古代豪族葛城氏の本拠として隆盛を極める。特にその象徴となるのが本計画の対象となる宮山古墳である。詳細は後述するが、墳長 245 mを誇る前方後円墳で、周堤を含めた全長は 300 mを越える規模であったと推定される。上述した前期の古墳築造動向からすると、突如としてこの地域に現れたと評価することができ、近畿地方の大型前方後円墳において埋葬施設やその上面に設置された墳頂埴輪列などの実態が明らかになっている学術的にも非常に貴重な古墳といえる（秋山・網干 1959）。古代豪族葛城氏の祖とされる葛城襲津彦の奥津城であると推定され（白石 1973）、巨勢山古墳群の築造に際しても宮山古墳の存在が重要な鍵になっていると考えられる。

他にも宮山古墳のすぐ東側にあり、宮山古墳と近接する時期に築造されたと考えられるみやす塚古墳（網干 1959）や、葛城山東麓に築かれた火振山古墳（久保 1975 ほか）、屋敷山古墳（菅谷 1975）、曽我川流域の山間部に築かれた墳長 150 mの規模を誇る掖上鑵子塚古墳（楠元編 1978 ほか）の存在も当地域における歴史叙述には欠かせない一級資料といえる。

これら古墳に加えて、金剛山東麓に広がる南郷遺跡群の存在は特筆される（坂編 1996 ほか）。広範囲に居住・生産・祭祀の要素が散在するとともに渡来系要素の強い集落であり、板柱を用いた大型掘立柱建物が検出された極楽寺ヒビキ遺跡（北中編 2007）や、首長居館の一部が検出された名柄遺跡（藤田 1991）、継続的な金属器生産の痕跡が確認されている脇田遺跡（神庭・青柳ほか 2019）などと合わせて、古代豪族葛城氏の権勢をありありと伝えている。

古墳時代後期になると、いくつかの遺跡で住居跡などが確認できるものの、集落の展開は不明瞭になる。古墳の築造に関しても大きな変化が見られるようになり、葛城山東麓には北花内大塚（飯豊皇女陵）古墳（土生田 1980 ほか）や二塚古墳（伊達 1962 ほか）、平林古墳（坂編 1994）などの前方後円墳が築造されるものの分布は散漫であり、対照的に巨勢山丘陵の東側に細長く伸びる巨勢谷地域において、大型横穴式石室をもつ古墳が連綿と築かれるようになる。主要なものとしては、権現堂古墳（河上 2001 ほか）、新宮山古墳（奈良県教育委員会 1980）（ともに県史跡）、水泥古墳（網干 1961b ほか）（国史跡）があげられ、高取町域の市尾墓山古墳（河上編 1984 ほか）や市尾宮塚古墳（木場編 2018）（ともに国史跡）なども含めて、古代の有力豪族である巨勢氏との関係が想定されている。厳密には巨勢谷地域から外れるものの、條ウル神古墳（金澤編 2019）（国史跡）についても列島最大級の横穴式石室をもち、その特徴が巨勢谷の例に似ることから、巨勢氏との関係が指摘されている。巨勢山古墳群は古墳時代後期の中頃に群形成のピークを迎え、これら大型横穴式石室墳と地理的に近接しているが、歴史的関係の有無については明確になっていない。

これら巨勢谷地域の大型横穴式石室は、狭い地域に連続して首長墳が築造される現象から多くの研究の素材として利用されており（河上 1979・1992 ほか）、大和における横穴式石室の編年研究や地域性研究などに大きな役割を果たしている。これら調査・研究の成果を巨勢山古墳群内の古墳の理解に役立てていくことが求められる。

古墳時代後期の金剛・葛城山東麓においては複数の群集墳が群形成を行っている。葛城山東方の独立丘陵上に立地する石光山古墳群（河上ほか編 1976）や、葛城山東側斜面の尾根上に位置する寺口千塚古墳群（坂編 1991）、寺口忍海古墳群（千賀編 1988）、山口千塚古墳群（泉森・菅谷 1971 ほか）、笛吹古墳群（関川 1987 ほか）、小林古墳群（藤田 1987 ほか）、石川古墳群（白石 1974、金澤ほか 2019）、吐田平古墳群（網干 1961a）、金剛山東側斜面の尾根上に位置する北窪古墳群（廣岡 2002 ほか）、ドンド垣内古墳群（十文字編 2007）などがあげられ、中期に築造が開始されるものや終末期にまで築造が

続くものも存在する。これら群集墳のなかには渡来系集団との密接な関わりが想定されるものも含まれており、金剛･葛城山東麓部は後期を中心に多様な集団の墓域として広く利用されていたと考えられる。

（4）古代～中世

古代の遺跡についてはほとんど明らかになっていないが、寺院の築造は盛んに行われている。伽藍配置が復元できるものは巨勢寺に限られるが（河上・木下編 2004）、近年の調査で新たに検出された二光寺廃寺（廣岡 2006）では、金堂と考えられる礎石建物の一部が検出されるとともに、その周囲から多量の塼仏や瓦が出土している。その出土瓦の中には、近隣の朝妻廃寺（前園ほか 1978 ほか）や高宮廃寺（松田ほか 1993 ほか）の瓦と同笵のものがあり、密接な関連を有する可能性が考えられる。

奈良時代、大宝律令の制定によって天皇を中心とした二官八省の行政組織が中央でつくられたのに対し､地方では国郡里を単位とした行政区分が設けられた｡国郡里制によって大和国は 15 の郡に分けられ、その内の葛上郡（かつらぎのかみのこおり）が御所市域に相当する。承平 5 年（935）に成立した『和名 類聚抄』によると葛上郡は、日置・高宮・牟婁・桑原・上鳧・下鳧・大坂・楢原・神戸・余部の 10 郷からなり、その内の牟婁郷は、江戸時代の地誌である『大和志』では現在の御所市室に比定されている。なお、現在の古瀬付近にあったとされる巨勢郷は高市郡に属していた。

平安時代になると、都が京都に遷ったこともあり、大和は藤原氏を中心とした貴族層によって田地が開墾され、荘園と呼ばれる私領が増加した。それと同時並行で興福寺や東大寺などの有力寺社も荘園を増やし、大和平野には国司の支配権が及ばない土地が広がった。葛上郡は興福寺の支配が及んでいたようで、延久 2 年（1070）の『興福寺大和国雑役免坪付帳』によると、葛上郡にあった長柄庄、西菓子庄、石摩庄、今木庄、西井殿庄が興福寺の雑役免田となっていた。その内の石摩庄の一部（現在の蛇穴・條・室）が巨勢山古墳群の北部、長柄庄（現在の名柄・豊田・西寺田・多田）が同古墳群の北西部にあたる。

平安末期の興福寺は、平清盛が大和国の知行国主になったことや南都焼き討ちの影響もあり、一時的に権力は低下したが、鎌倉時代になると幕府によって守護に任命され、興福寺が大和国の事実上の支配者となった。興福寺は荘園支配を基盤におきつつ、地侍たちを家来化し、衆徒・国民として編成し軍事的役割を担わせた。衆徒は興福寺を中核とした北大和に拠点を置いた集団だが、国民は南大和に集中し春日社末社の神人であった。この衆徒・国民は南北朝から戦国期にかけて活躍し、後に戦国大名化を遂げた筒井氏も元は興福寺の衆徒の棟梁であった。葛上郡の地侍は国民であり、楢原・吐田・倶尸羅氏などが存在したが、室町時代以降は楢原・吐田の両氏が勢力を伸長させ、楢原郷・吐田郷を形成した。

中世の巨勢山丘陵には室庄と呼ばれる荘園があった。室庄は鎌倉時代から存在する荘園であり、後鳥羽天皇皇子の桜井宮覚仁法親王の所領であった。延慶 3 年（1310）の「春日若宮領伴田東荘注文」(『千鳥家文書』）の坪付に「三十七条二里　三十五坪　二反半　ムロ　観世王殿」と記載されており、この坪付は現在の御所市室に相当する。下って室町後期になると、当該地域は吐田氏被官の室氏の拠点となる。室町後期の史料である「越智郷反銭収納算用状」(『春日大社文書』）には室方として「室庄五町」とあり、戦国期の「春日進官領納帳」（天理図書館所蔵文書）には「吐田室領　合弐斗弐升」と室氏の拠点を示すような記録がある。『経覚私要抄』文明 3 年（1471）6 月 9 日条には「今朝自奈良原室城へ押寄候、吐田ノ豊田ハ室聟ナル間、城馳入之間」とあり、応仁・文明の乱の際に室氏は越智・古市方（西軍）の豊田氏の親戚であったため、筒井・十市方（東軍）の楢原氏に攻められている。なおここに登場する室氏の居城である「室城」は「城山」とも称されており、宮山古墳南方丘陵（現在の御所市城山台）にあったとされる。また、室庄の南方の巨勢山丘陵のほぼ中央に所在した朝町荘は室町期に成立したとされ、当初は興福寺大乗院門跡領であったが、室町後期になると楢原氏の所領となった。さらに南方の寺田郷は一乗院門跡領として南北朝期に成立しており、中世の巨勢山丘陵は複数の支配者が入り組んでいたことが分かる。

（5）近　世

戦国時代の争乱で在地武士たちの勢力が衰退していくと、代わって豊臣秀吉の弟秀次が郡山城主として入部した。大和は豊臣政権のもと、検地や刀狩りが実施されたことで兵農分離が進み近世村落社会へ移行する。

巨勢山丘陵一帯には室村をはじめ、朝町村や寺田村、多田村などがあった。室村は慶長郷帳によると新庄藩領であり、寛永期に一部が旗本桑山氏と新庄藩の相給地（複数領主による支配）となって以降は、幕府や郡山藩、櫛羅藩など支配者が幾度も交代した。また、寛文年間（1661 ～ 1673）以降、室村の一部が分村し、条村（幕府領）が成立した。朝町村は当初は新庄藩領となり、天和 2 年（1682）からは幕府領に編入される。船路・五百家付近まで続く朝町鉱山は江戸時代初期から銅鉱山として知られていたという。寺田・多田両村は、当初は近江小室藩領だったが、天明期（1789 ～）以降は幕府領となった。上記のように近世の巨勢山丘陵は中世に引き続き複数の領主が入り組んでおり、その変遷も激しかったことが分かる。

（6）近　代

明治 4 年（1871）7 月の廃藩置県によって、現御所市域の村々は奈良県または櫛羅県に属したが、同年 11 月には大和を管轄する奈良県が設置されることとなった。その後、奈良県は堺県または大阪府に併合された時期もあったが、明治 20 年（1887）には奈良県の再設置が実現し、現在に至る。

明治 22 年（1889）の町村制施行に伴い、御所町、吐田郷村、秋津村、掖上村、葛城村、葛村、忍海村、櫛羅他七ヶ村組合村（のち大正村）が成立した。第二次大戦後、町村合併促進法に基づく町村合併が相次ぎ、昭和 33 年（1958）には現在の市域を包括する御所市が発足した。

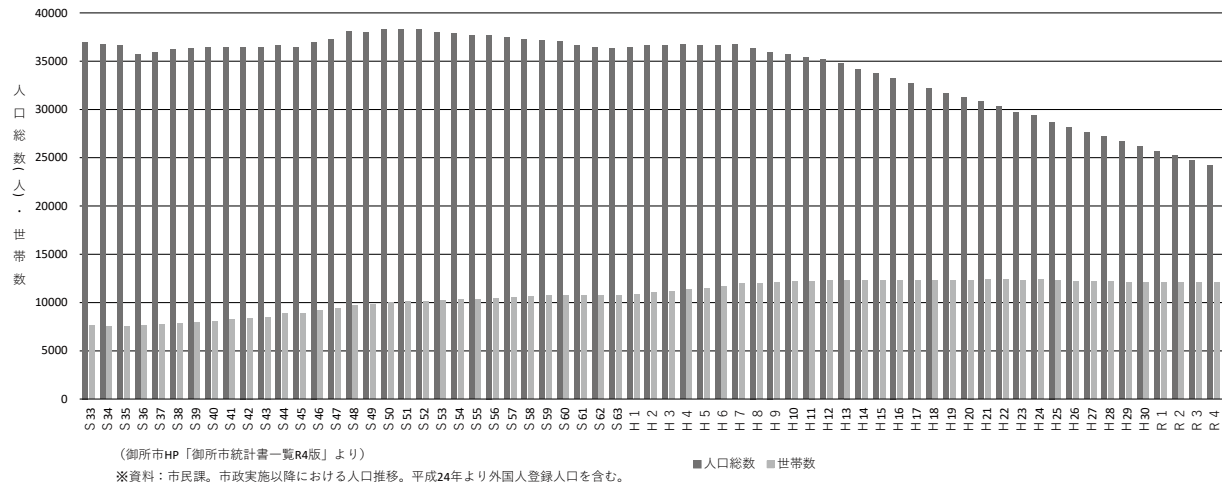
※上記の「2　歴史的環境」の古代から近世にかけての記述は主に以下の文献を参考に作成した。

①平凡社編『日本歴史地名大系第 30 巻　奈良県の地名』平凡社、1981 年
②「角川日本地名大辞典」編『角川日本地名大辞典 29　奈良県』角川書店、1990 年
③奈良県史編集委員会『奈良県史　1 地理－地域史・景観』名著出版、1985 年
④御所市史編纂委員会『御所市史』御所市役所、1965 年

3　社会的環境

（1）人　口

御所市全体の人口・世帯数は、令和 5 年 8 月 1 日時点で 23,848 人、世帯数 12,041 世帯、高齢化率 42.0%である。人口の増減状況をみると、平成 8 年から減少傾向となっている。御所市統計書によると、10 年前の平成 25 年で 28,699 人、5 年前の平成 30 年で 26,129 人であり、令和 4 年の 24,170 人と比較すると、この 5 年で 1,959 人減少、減少率は約 7.5%となっている（図 2-8）。総務省統計局による将来の人口推計をみると、2045 年には人口 13,830 人、高齢化率 53.6%となっており、このままでは市勢の



（御所市HP「御所市統計書一覧R4版」より）
※資料：市民課。市政実施以降における人口推移。平成24年より外国人登録人口を含む。

図 2-8　御所市の年次別人口・世帯数

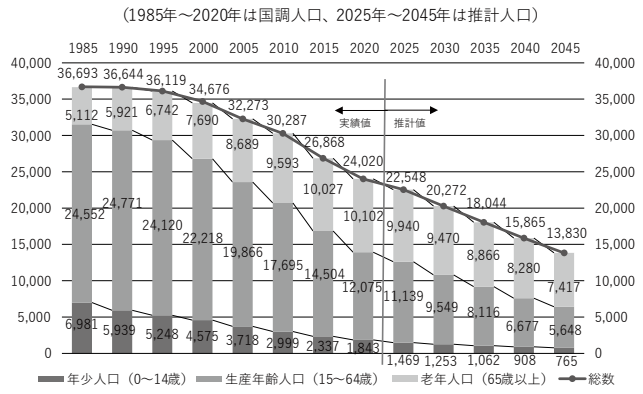


図 2-9　年齢別人口の推移（御所市全体）

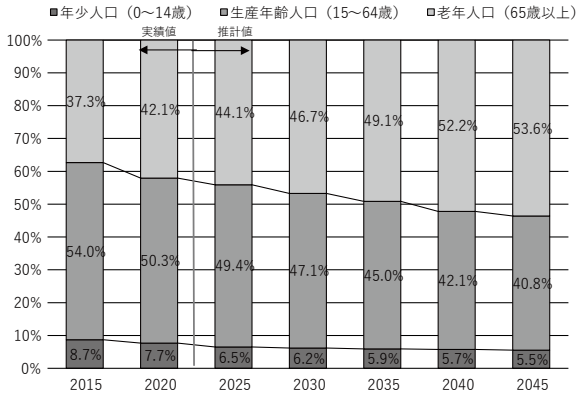


図 2-10　今後の高齢化率の予想（御所市全体）

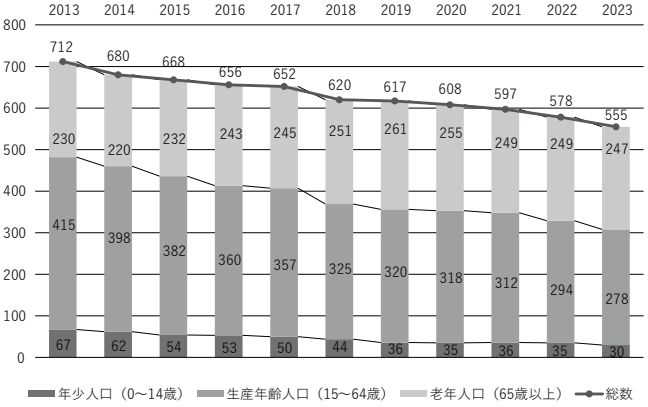


図 2-11　年齢別人口の推移（大字室地区）

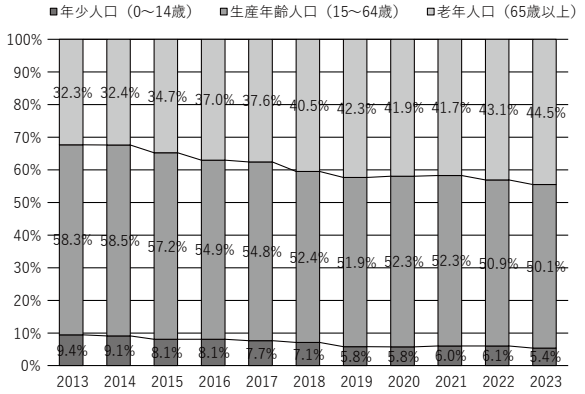


図 2-12　高齢化率の変化（大字室地区）

減衰に歯止めが効かない状態といえる（図 2-9・10）。

両史跡に隣接する御所市大字室地区に限定して人口の状況をみると、基本的には御所市全体での変遷と類似した様相をみせており、年少人口や生産年齢人口は継続的に減少し、老年人口についても平成 27 年をピークに減少に転じている（図 2-11）。高齢化率についても大勢は御所市全体と類似した状況ではあるが、平成 27 年時点では御所市全体 37.3%に対して室地区 34.7%と小さな数値であったが、令和 2 年には御所市全体 42.1%に対して室地区 41.9%とほぼ同じ数値になっており、御所市の他地区と比較してより早く高齢化が進んでいる現状が認められる（図 2-12）。

（2）産　業

御所市の産業は、製造業や卸売・小売業の事業所が多く、従業者数では医療・福祉の数が多い。製造業では特に化学、電気機械器具、プラスチック製品の出荷額が多く、本計画地の北側にもそういった製造業の事業所が複数存在している。

農業については、総農家数 1,376 戸（平成 27 年調査時点）のうち 45.2%が自給的農家、農業所得を従とする第 2 種兼業農家が 37.5%であり、近年その規模は大きく減少している。

本計画と深く関係する林業については、御所市内ではあまり活発に行われておらず、生業として林業に従事している事業者は数社も見当たらない。御所市内の事業者に限定せず、御所市における業務委託等競争入札参加資格申請を行っている事業者に広げてみてみると、間伐等の樹木伐採を受託可能な森林組合や造園会社が 10 社前後存在している。ただし、本計画対象地である巨勢山丘陵のような急峻な山地での樹木伐採に長けた事業者がどの程度含まれているかは定かでないため、今後確認を要する。

史跡の周囲をみると、巨勢山古墳群の南側にはクリーンセンターや市民運動公園といった公共施設、ゴルフ場があり、西側には商業施設や採石場、工業団地内には物流施設や製造業を中心とした事業所が存在する。東側には巨勢山古墳群の未指定域である山林が広がり、北側や宮山古墳の周囲には主に水田が営まれている。ただし、近年は耕作放棄地の増加に伴って太陽光発電施設を設置する区画が増加傾向

にある。

（3）交　通

御所市の幹線道路は、市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ国道 24 号線と、大阪府と吉野方面を結ぶ東西道の国道 309 号線がある。これら国道に、主要地方道御所香芝線、大和高田御所線、玉手茅原線などの県道が連絡している。「山麓線」と呼ばれている御所香芝線は、南阪奈道路と接続するなど、広域アクセス道路としても利用されている。

また、京都－奈良－和歌山を結ぶ高規格道路の京奈和自動車道も整備され、市内には御所 IC と御所南 IC・PA がある。京奈和自動車道の整備によって、近畿一円への自動車交通の利便性が向上し、観光振興や産業活動の活性化も期待されている。

鉄軌道では、王寺駅で関西本線と接続する JR 和歌山線が南北に走り、市内に 4 つの駅が設置されている。また、尺土駅で近畿日本鉄道南大阪線と接続し、近鉄御所駅を終点とする近鉄御所線が走る。また橿原神宮前駅から吉野駅までを結ぶ近畿日本鉄道吉野線が市域の東部を南北に走っており、2 つの駅が設置されている。

バス路線では、奈良交通バスが近鉄御所駅発着で、新宮駅・五條バスセンター行きおよび大和八木駅・近鉄大和高田駅行きの南北の路線が運行されている。また、市域北半に限られるが、市役所などの公共施設や鉄道駅を結ぶ市営コミュニティバスもあり、東西 2 つのコースで運行されている（図 2-13）。

周辺の主要都市および空港から御所市までのアクセス手段と所要時間は図 2-14 の通りで、奈良市内や大阪市内、関西国際空港などからは自動車でのアクセスが 1 時間程度であり、利便性は悪くない。鉄道に関しても京都や和歌山方面からは 100 分程度の時間を要するが、奈良市内や大阪方面からは 40 分

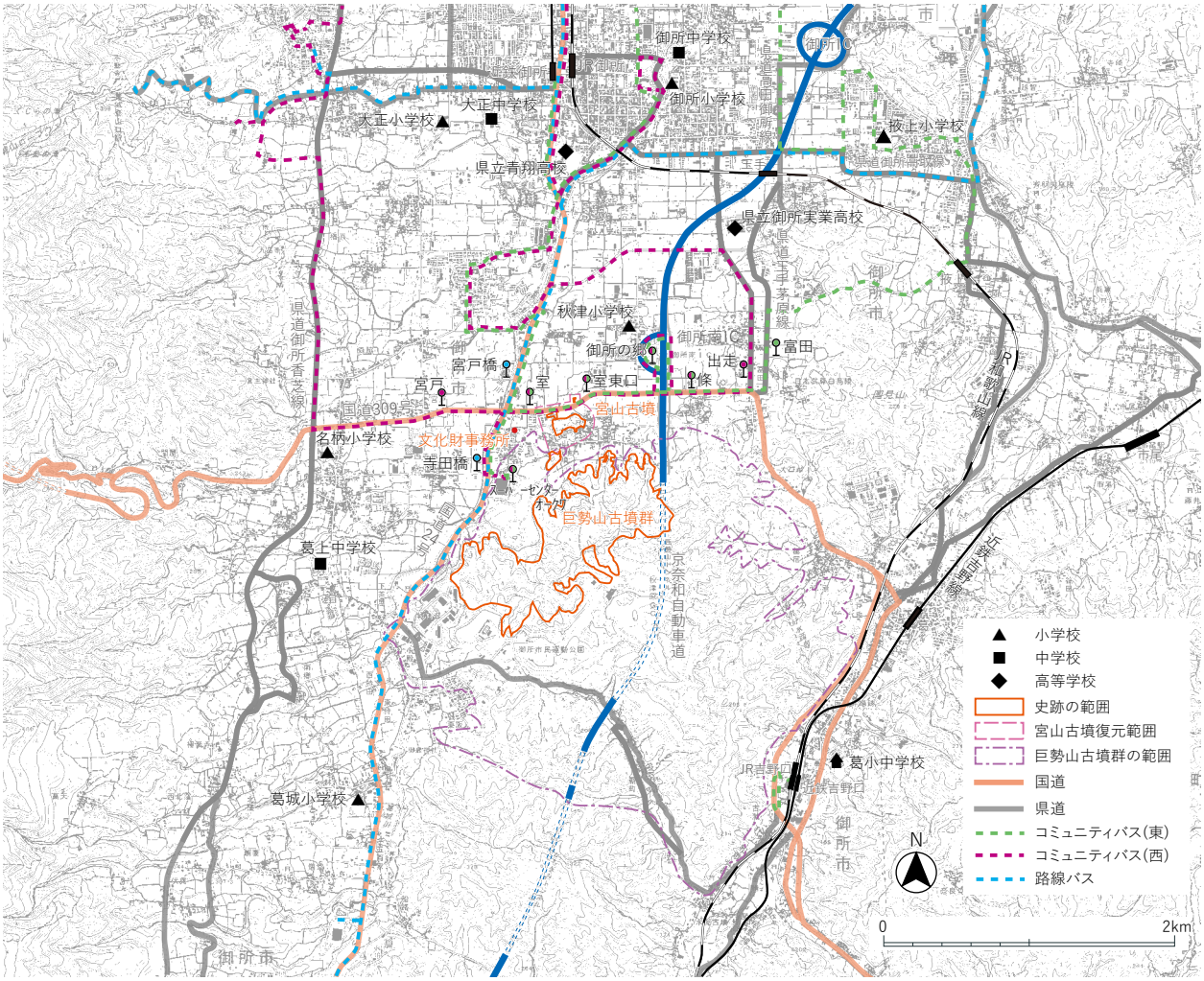
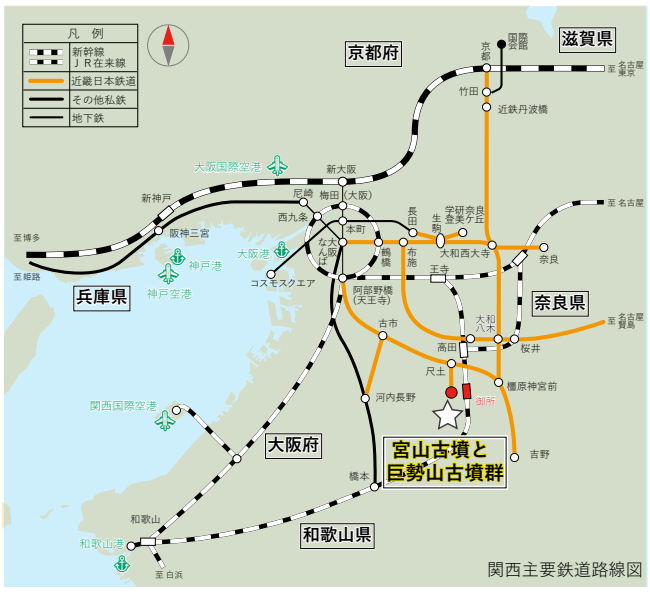


図 2-13　史跡周辺の交通網と市内教育施設配置図





関西主要幹線道路整備状況図（出典：国土交通省　近畿地方整備局ＨＰ

●奈良市方面から
[鉄道] JR 奈良駅→御所駅 (王寺経由) (約 40 分)
近鉄奈良駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅経由）
(約 50 分)
[道路] 京奈和自動車道経由 (約 40 分)
●京都方面から
[鉄道] JR 京都駅→ JR 御所駅（奈良・王寺駅経由）(約 100 分)
近鉄京都駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅経由）
(約 80 分)
[道路] 京奈和自動車道・第二京阪道路・近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 80 分)
●大阪方面から
[鉄道] JR 天王寺駅→ JR 御所駅（王寺駅経由）(約 40 分)
近鉄阿部野橋駅→近鉄御所駅（尺土駅経由）(約 40 分)
[道路] 近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 40 分)
●和歌山方面から
[鉄道] JR 和歌山駅→ JR 御所駅（五条駅経由）(約 100 分)
JR 和歌山駅→ JR 御所駅（天王寺・王寺駅経由）(約 90 分)
[道路] 阪和自動車道・南阪奈道路経由 (約 80 分)
●関西国際空港から
[鉄道] JR 関西空港駅→ 近鉄御所駅（天王寺・阿部野橋駅経由）(約 80 分)
[道路] 関西空港自動車道・阪和自動車道・南阪奈道路経由 (約 60 分)
●大阪国際空港から
[鉄道] 大阪国際空港→近鉄御所駅（空港バス利用、阿部野橋駅経由）
(約 90 分)
[道路] 中国自動車道・近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 60 分)
●名古屋方面から
[鉄道] 近鉄名古屋駅→近鉄御所駅（橿原神宮前・尺土駅経由）(約 130 分)
[道路] 東名阪自動車道・名阪国道・京奈和自動車道経由 (約 170 分)

図 2-14　周辺主要地点からのアクセス手段と所要時間

程度でアクセスが可能となっている。

さらに史跡周辺までのアクセスをみると、両史跡は国道 24 号線と国道 309 号線の交差点の南東部に位置し、鉄道の最寄り駅である JR 御所駅・近鉄御所駅からは南へ約 3.5 ㎞の距離であるため、徒歩の場合は約 50 分を要する。近鉄御所駅からバスを利用する場合、奈良交通バスではバス停宮戸橋（みやどばし）まで約 6 分、コミュニティバスではバス停室東口（むろひがしぐち）まで約 30 分かかり、各バス停から宮山古墳までは徒歩約 5 分でアクセスできる。ただしバス路線については、１時間に１本程度の本数しかなく、決して利用しやすい交通手段とは言い難い。両史跡の北東には京奈和自動車道御所南 IC があり、自動車でのアクセス性は比較的良好といえる（図 2-15)。

このようにみると、自動車を除く史跡へのアクセス性は決して良いとは言えず、唯一アクセス性の高い自動車についても、来訪者のための駐車スペースが両史跡の間にある桜田池公園の広場のみとなっており、当該駐車スペースは国道からやや奥に入り込んだ立地のため、初めて訪れる人にとってはやや利用しにくい状況といえる。

宮山古墳への案内板は後円部の周囲を中心に設置されており、前方部側はやや少ない。歩行者であればそれらを頼りに古墳へたどり着くことが可能といえるが、上記した駐車スペースへの案内板は設置されていないため、自動車で来訪した人には駐車スペースの位置がややわかりにくい状況となっている。加えて駐車スペースから宮山古墳後円部までの案内板が無い点も来訪者に不便な状況といえる。巨勢山古墳群については、史跡内を周遊できる園路が今のところないため、案内板などによる来訪者の誘導は行っていない（図 2-16)。

宮山古墳には行楽シーズンを中心に多くの観光客が訪れているが、その実数や具体的なアクセス方法

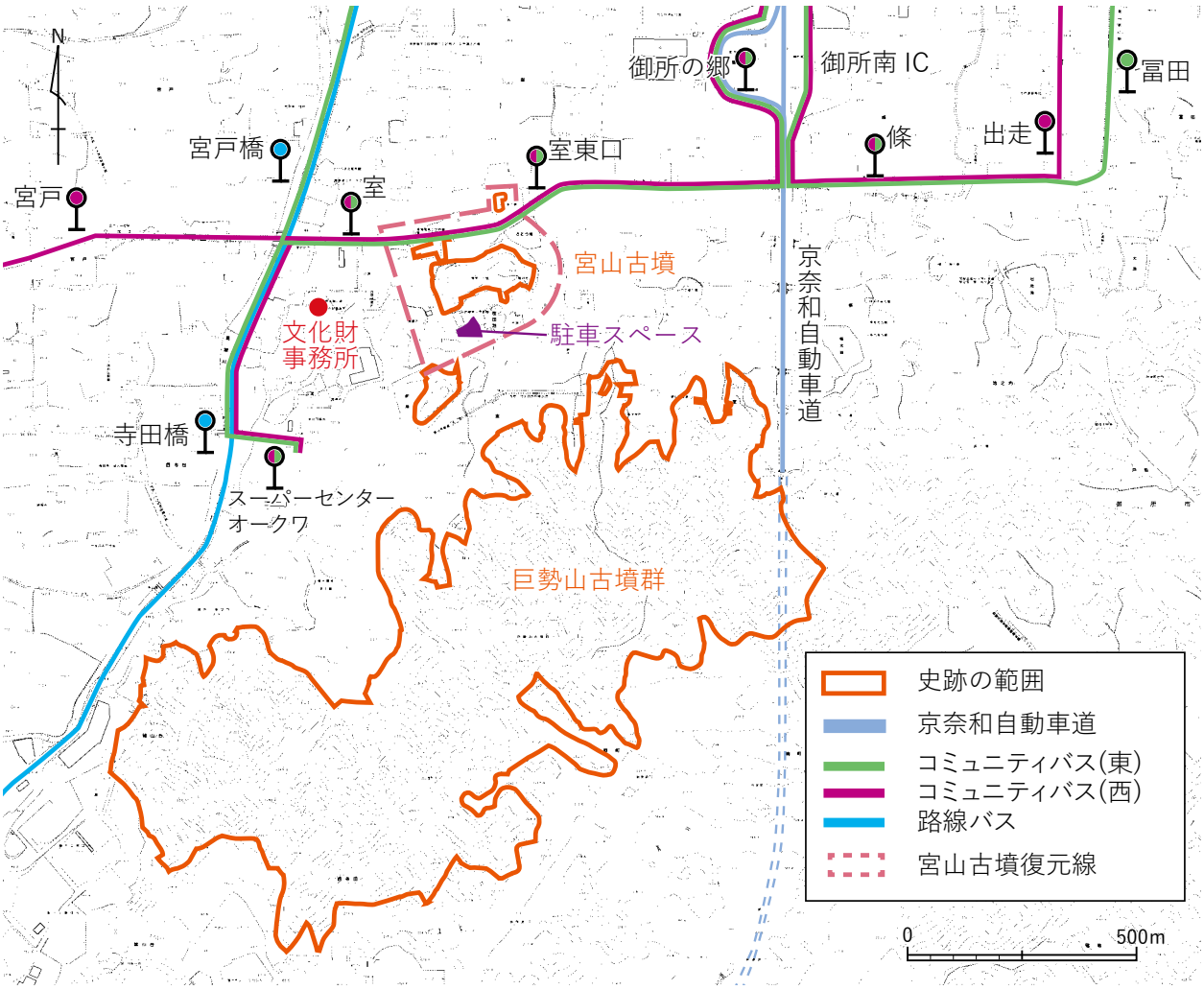


図 2-15　史跡周辺のバス停配置

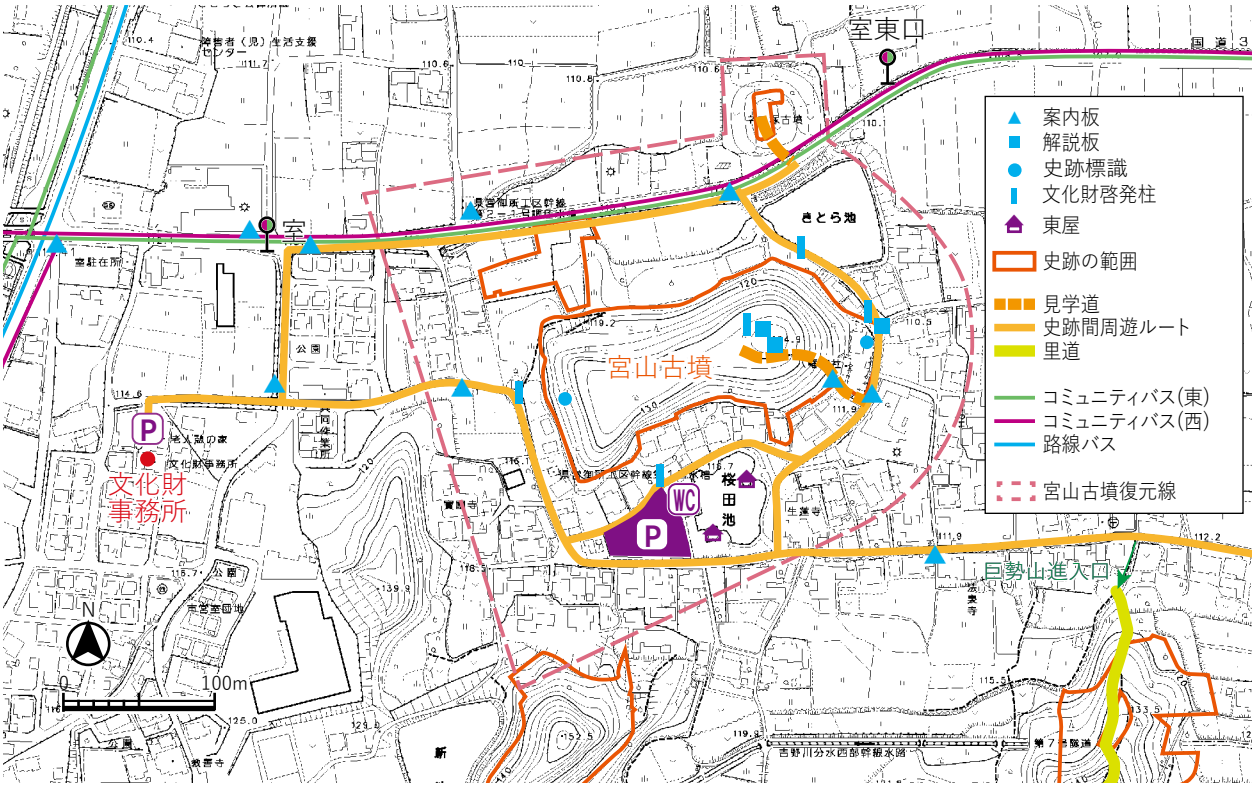


図 2-16　史跡周辺の見学ルートと案内板等設置状況

については十分な情報が得られていない。そのような中、日常的な問い合わせや史跡にほど近い場所にある文化財事務所展示室へのアクセス方法などを参考にすると、やはり自動車での来訪者が多い印象を受ける。ただし、市内の他の観光スポットと合わせて来訪される方の中には鉄道・バス・徒歩を組み合わせて来られる方も一定数おられるようであり、その際は市観光部局が発行している観光マップを頼りに来られる来訪者が多い。ただしその場合も史跡や駐車スペースの位置に関する問い合わせは多くあり、来訪者に向けたアクセス方法の周知には課題が多い現状といえる。

（４）土地利用

（２）産業の記述と重複する部分が多いが、史跡周辺の土地利用をみると、北側・西側については集落が点在するものの大半が耕作地となっており、一部丘陵を削平して工業団地が造成されている。東側は、巨勢山古墳群の未指定地である山林が広がり、指定地同様大半が放置林となっている。巨勢山古墳群の南側は、古墳が存在した丘陵を削って市民運動公園やゴルフ場などが造成されている。

（５）地域資源

地域資源は、文化財とその他に分けて考えることができる。

●文化財

御所市には、国指定文化財 12 件、県指定文化財 12 件、市指定文化財 7 件、国認定文化財（重要美術品）4 件、国登録文化財 8 件がある（表 2-1、図 2-17）。常時見学できないものもあるが、宮山古墳や巨勢山古墳群のほかに、国史跡の條ウル神古墳、水泥古墳、県史跡の新宮山古墳や権現堂古墳は日々見学者が絶えない。『万葉集』に多く詠われた巨勢谷を通る巨勢路（こせじ）沿いに残る国史跡巨勢寺塔跡は、飛鳥～平安時代の寺院跡である。

市域の西側を画する金剛・葛城山は修験道（しゅげんどう）の行場（ぎょうば）として知られ、初期の山岳寺院である国史跡の高

表 2-1　御所市内指定文化財一覧

No.	区分		指定年月日	名　　称	員数	所有者又は管理者
1	史跡	国	大正 10 年 3 月 3 日 (1921．3．3)	宮山古墳		管理　御所市 (大字　室)
2			平成 14 年 12 月 19 日 (2002．12．19)	巨勢山古墳群		御所市・個人 (大字　室・西寺田・ 城山台・多田・朝町・條)
3			昭和 2 年 4 月 8 日 (1927．4．8)	巨勢寺塔跡		管理　御所市 (大字　古瀬)
4			昭和 2 年 4 月 8 日 (1927．4．8)	高宮廃寺跡		管理　御所市 (大字　鴨神)
5			昭和 9 年 3 月 13 日 (1934．3．13)	金剛山		葛木神社 (大字　高天)
6			昭和 36 年 7 月 6 日 (1961．7．6)	水泥古墳		個人 (大字　古瀬)
7			令和 3 年 10 月 11 日 (2021．10．11)	條ウル神古墳		国・個人 (大字　條)
8		県	昭和 53 年 3 月 28 日 (1978．3．28)	権現堂古墳		大字　樋野
9			昭和 53 年 3 月 28 日 (1978．3．28)	新宮山古墳		個人 (大字　稲宿)
10	天然記念物	県	昭和 58 年 3 月 15 日 (1983．3．15)	大川杉		高鴨神社 (大字　東佐味)
11		市	平成 26 年 11 月 28 日 (2014．11．28)	葛城山のギフチョウ（卵、幼虫、蛹、成虫）	不定	金剛葛城観光開発株式会社他 7 名
12	建造物	国	明治 35 年 7 月 31 日 (1902．7．31)	高鴨神社本殿 三間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺 附　棟札　1 枚	一棟	高鴨神社 (大字　鴨神)
13			昭和 36 年 3 月 23 日 (1961．3．23)	安楽寺塔婆 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、 本瓦葺　（本三重塔初重）	一基	安楽寺 (大字　稲宿)
14			昭和 43 年 4 月 25 日 (1968．4．25)	中村家住宅 桁行 22.14 m、梁間 13.194 m、 入母屋造段違、本瓦葺	一棟	個人 (大字　名柄)

No.	区分		指定年月日	名　　称	員数	所有者又は管理者
15	建造物	県	昭和 33 年 3 月 20 日 (1958．3．20)	高鴨神社摂社東神社本殿 三間社流造、檜皮葺 附　棟札　5 枚	一棟	高鴨神社 (大字　鴨神)
16			昭和 33 年 3 月 20 日 (1958．3．20)	長柄神社本殿 一間社春日造、銅板葺 附　棟札 17 枚	一棟	長柄神社 (大字　名柄)
17			令和 5 年 3 月 24 日 (2023．3．24)	赤塚家住宅（主屋、内蔵、風呂棟、客用門） 附　客用門両脇塀、井戸屋形、井戸屋形両脇塀	四棟	個人 (本町)
18		市	平成 15 年 6 月 1 日 (2003．6．1)	八幡神社　本殿 同　摂社　天児屋根命社　本殿 同　摂社　天照皇大神社　本殿	一棟 一棟 一棟	伏見八幡神社 (大字　伏見)
19			平成 15 年 6 月 1 日 (2003．6．1)	鴨都波神社　本殿	一棟	鴨都波神社 (宮前町)
20		国（登録）	平成 19 年 10 月 2 日 (2007．10．2)	中井家住宅　主屋	一棟	個人 (南中町)
21				中井家住宅　座敷棟	一棟	
22				中井家住宅　土蔵	一棟	
23			令和 3 年 10 月 14 日 (2021．10．14)	南家住宅　主屋	一棟	個人 (池之内)
24				南家住宅　別座敷	一棟	
25				南家住宅　道具蔵	一棟	
26				南家住宅　門屋及び庭門	一棟	
27				南家住宅　木塀	一基	
28	彫刻	国	昭和 24 年 2 月 18 日 (1949．2．18)	木造　大日霊命座像 御霊大神座像	二軀	鴨山口神社 (大字　櫛羅)
29			昭和 24 年 2 月 18 日 (1949．2．19)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	九品寺 (大字　楢原)
30		重要美術品	昭和 24 年 5 月 26 日 (1949．5．26)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	龍正寺 (大字　名柄)
31			昭和 24 年 5 月 26 日 (1949．5．26)	木造　十一面観音立像	一軀	勝福寺 (大字　西寺田)
32			昭和 24 年 5 月 26 日 (1949．5．26)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	勝福寺 (大字　西寺田)
33		県	昭和 59 年 3 月 14 日 (1984．3．14)	木造　地蔵菩薩立像	一軀	福応寺 (大字　出屋敷)
34	工芸品	県	昭和 35 年 3 月 30 日 (1960．3．30)	大刀 銘　景光	一口	管理責任者葛木神社 (大字　高天)
35	考古資料	重要美術品	昭和 13 年 9 月 5 日 (1938．9．5)	帽形埴輪	一筒	個人 (大字　僧堂)
36	歴史資料	市	平成 9 年 3 月 25 日 (1997．3．25)	草場権関係文書一括	五点	水平社博物館 (大字　柏原)
37			平成 18 年 4 月 1 日 (2006．4．1)	文政十三年おかげ参り施行関係文書	二九点	御所市教育委員会
38			平成 29 年 3 月 1 日 (2017．3．1)	吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢） 附　徳富蘇峰筆「吉村重郷　襯衣　盡忠報國」極め箱	一点 一点	個人 (大字　重阪) 御所市教育委員会寄託
39	有形民俗	県	平成 8 年 3 月 22 日 (1996．3．22)	鴨都波神社祭礼渡御図絵馬	一面	鴨都波神社 (宮前町)
40	無形民俗	県	昭和 53 年 3 月 28 日 (1978．3．28)	東佐味　六斎念仏		東佐味六斎講 (大字　東佐味)
41			昭和 58 年 3 月 15 日 (1983．3．15)	茅原のトンド		吉祥草寺　茅原のトンド 行事保存会 (大字　茅原)
42			平成 12 年 3 月 31 日 (2000．3．31)	御所の献灯行事		鴨都波神社 ススキ提灯保存会（御所)
43		市	平成 26 年 11 月 28 日 (2014．11．28)	蛇穴の蛇曳き汁掛け祭り 附　木造龍像 嘉永七年銘『野口大明神社記』 明治六～壱九年銘『野口社祭礼旧式』 明治二八～三八年銘『野口神社祭典式并ニ什宝帳』 昭和八年銘　「野口神社祭礼書類箱」	一件 一点 一点 一点 一点 一点	蛇穴区長 (大字　蛇穴)

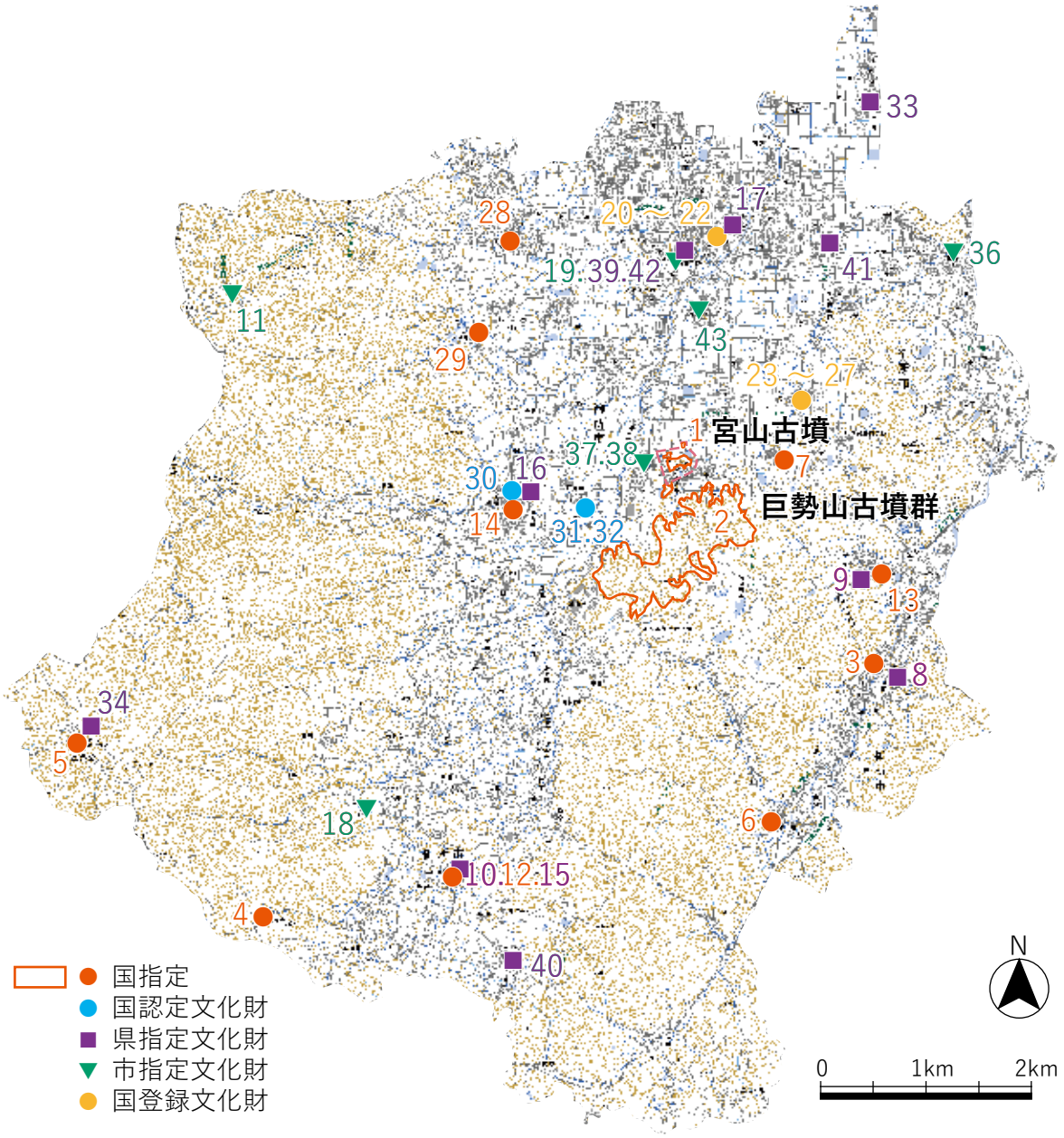


図 2-17　御所市内指定文化財等分布図（個人蔵除く）

宮廃寺跡をはじめとして、山麓部には未指定のものも含めると多数の古代寺院が造営された。また、延喜式内社である神社も多く残っており、指定文化財をもつ高鴨神社や長柄神社、鴨都波神社をはじめとして、高天彦神社、多太神社などが集中して存在している。令和２年には、和歌山県和歌山市友ヶ島から奈良県王寺町亀の瀬に至る葛城修験にまつわるストーリーが日本遺産に認定された。

御所市の中心市街地は「御所まち」と呼ばれ、江戸時代に商人町の西御所と寺内町の東御所として発展し、現在も当時の地割や伝統的建造物群の街並みを良く残している。

このように御所市域は、古代葛城氏・巨勢氏の本拠地として、また金剛・葛城山の自然を背景にした宗教関連施設や歴史的建造物などが多く残る地域として、豊かな文化遺産に恵まれた地といえる。

●その他の地域資源

両史跡の北西には、文化財の収蔵・調査・整理・研究の中心となる御所市文化財事務所があり、小規模ではあるものの、市域の歴史・文化遺産を扱った常設展示や企画展示などを実施している。常設展示の一室には、両史跡に関する展示・解説スペースを設けており、暫定的な内容ではあるものの両史跡のガイダンス施設を兼ねた運用となっている。

市内の教育施設については、６つの市立小学校と３つの市立中学校および１つの義務教育学校、加えて県立の中高一貫校が１校、県立高等学校が１校ある（図 2-13)。両史跡が所在する室地区は、秋津小学校および御所中学校の校区になっており、西には名柄小学校区が隣接しているため、名柄小学校や秋津小学校の校外学習に宮山古墳が利用されることもある。高校との連携については、両史跡と直接の関係はないものの、SSH（Super Sciense Highschool）に指定されている県立青翔高校とは遺跡出土種子の同定作業で連携し、環境保全や農業生物の育成について学ぶことができる県立御所実業高校の環境緑地科とは、平成 29 年に当市で開催した弥生時代のくらしをテーマにした企画展示において、生物多様性をテーマとしたスポット展示を行うなどいくつかの試みはなされており、両史跡の保存活用においてもそういった連携が期待される。

史跡周辺の観光施設としては、京奈和自動車道御所南ＰＡ内に「御所の郷」と呼ばれる多目的施設がある。施設内にはフードコートや特産品販売、情報発信スペースがあり、京奈和自動車道建設に先立つ発掘調査で明らかとなった秋津遺跡・中西遺跡の調査成果などを解説するパネル展示もなされている。

市域全体に目を向けると、葛城山頂の宿泊施設である葛城高原ロッジや葛城公園キャンプ場、水平社運動の歴史を継承・発信する水平社博物館、葛城の歴史を伝えるだけでなく地域の環境保全活動の拠点的役割を担う葛城の道歴史文化館、大正レトロな郵便局舎をリノベーションし郵便の歴史資料を展示するカフェスペース郵便名柄館などが市域各所に点在している。これら主要観光地への入込客数は、平成 27 年において約 19 万人であったものが、ここ数年減少傾向にあり、近年は 16 万人前後で推移していた。しかし､新型コロナウィルス感染症による影響が現れた令和２年以降は大きく数を減らしている(図 2-18)。

自然環境としては、史跡地からやや離れるが、市域の西部に自然公園である金剛生駒紀泉国定公園があり、金剛・葛城山ともに近畿地方の人口集中地である大阪や京都からのアクセスが良いことから、登山・ハイキングに訪れる人が多い。特に、葛城山頂には「一目百万本」といわれるツツジの大群落があり、満開を迎える５月中頃には真っ赤に染まった葛城山に観光客が後を絶たない（図 2-19)。

加えて、葛城山の頂上には市指定天然記念物である「葛城山のギフチョウ」が生息しており、４月を中心とする一月ほどの間、その小さく可憐な姿が登山客を喜ばせている。

金剛・葛城山の山麓部には、美しい棚田の風景が現在も広く残っており、９月頃には黄金色に色づき始めた稲と、畦道を埋め尽くす彼岸花の目の覚めるような赤色のコントラストが、全国から多くのフォトグラファーを惹きつけている。

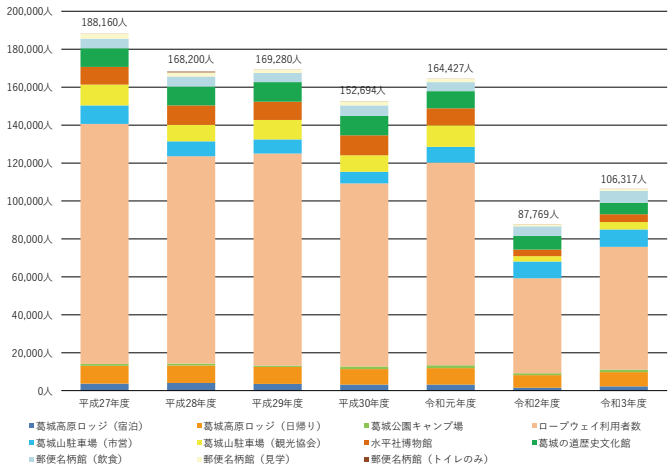


図 2-18　御所市主要観光施設　入込客数の変化

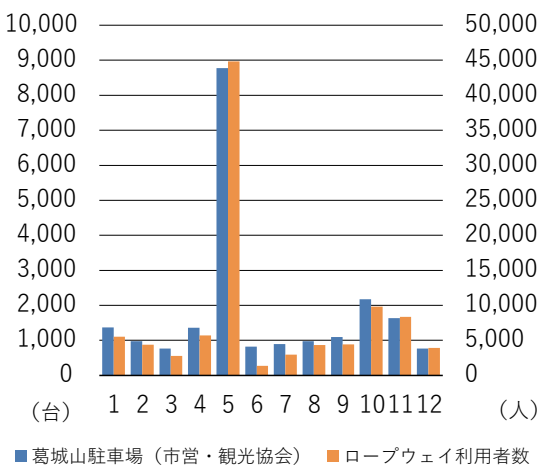


図 2-19　葛城山来訪者数の推移（令和４年）

（6）法的規制

計画地周辺における文化財保護法以外の法的規制については、以下のものがあり、これら対象となる地域においては開発等の行為に際して一定の制限がある。

・宅地造成等規制法に基づく宅地造成規制区域
・奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区
・都市計画法に基づく都市計画地域・市街化調整区域
・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域および農用地区域
・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

宅地造成規制区域（図 2-20）は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域であり、区域内で該当する宅地造成に関する工事を行う場合には、県知事の許可が必要である。史跡巨勢山古墳群は、その全域が規制区域に該当しており、史跡宮山古墳は、現在の指定地は規制区域に含まれていないものの、周濠（しゅうごう）や周堤（しゅうてい）を含む復元範囲についてはその南西部が規制区域に該当している。

景観保全地区（図 2-21）は、森林、山岳、高原、丘陵、古墳、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として指定されており、工作物等の新・増・改築や土地の形質変更等の行為に際しては県知事への届出が必要である。史跡巨勢山古墳群の大半が「国見山景観保全地区」に含まれ、史跡宮山古墳は復元範囲の西側の一部が該当している。当該地は奈良盆地西南部の青垣山を形成する良好な丘陵、森林等の保全を目的として指定されているものである。

市街化調整区域（図 2-20）は、都市計画において市街化を抑制する地域として指定されており、許可手続きが不要と定められている内容以外の開発行為に関しては、県知事の許可が必要である。史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群の指定地は、その全域が調整区域に該当している。なお、規制緩和に関わる法令として、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づいて、住宅等の立地を認める区域が計画地周辺に指定されており、史跡宮山古墳の復元範囲内には「秋津 C 地区」が指定され、住宅や店舗、工場等の立地が認められている。また、国道 24 号沿いの市街化区域は、工業系用途の指定がなされているが、採土・採石場を含む準工業地域と工業地域の全域および工業専用地域の一部には、地区計画の区域に指定されており、風俗営業の禁止など建築物の用途の制限がある。

農業振興地域（図 2-21）は、農業の健全な発展を図るために、必要な施策を計画的に推進することを定めた地域で、主として耕作等のための土地として農地以外の開発制限がある農用地区域が定められる。史跡巨勢山古墳群の中では北端の一部が農用地区域に指定されている。史跡宮山古墳では、指定地および復元範囲のいずれについても農業振興地域内ではあるが、農用地区域には指定されていない。

土砂災害警戒区域（図 2-22）は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。また、特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。史跡巨勢山古墳群の中では、13 カ所の谷部から指定地外に向けて警戒区域に、そのうち 11 カ所の谷奥部については特別警戒区域に指定されており、近隣住民への影響という点では前者により注意が必要である。史跡宮山古墳については、復元範囲の南西隅部および南東部に土砂災害警戒区域が存在する。

これら土砂災害警戒区域の中でも、特に土砂流出が顕著に確認される地点が 3 箇所存在する。いずれも先述した平成 29 年の台風時に大きな土砂流出があった地点であり、その後も断続的に顕著な土砂流出が確認されている。 3 つのうち真ん中の 1 箇所については、昭和 63 年に奈良県によって設けられた治山堰堤が谷奥部にあることからも、古くから土砂流出の多い地点であったことが窺われる。

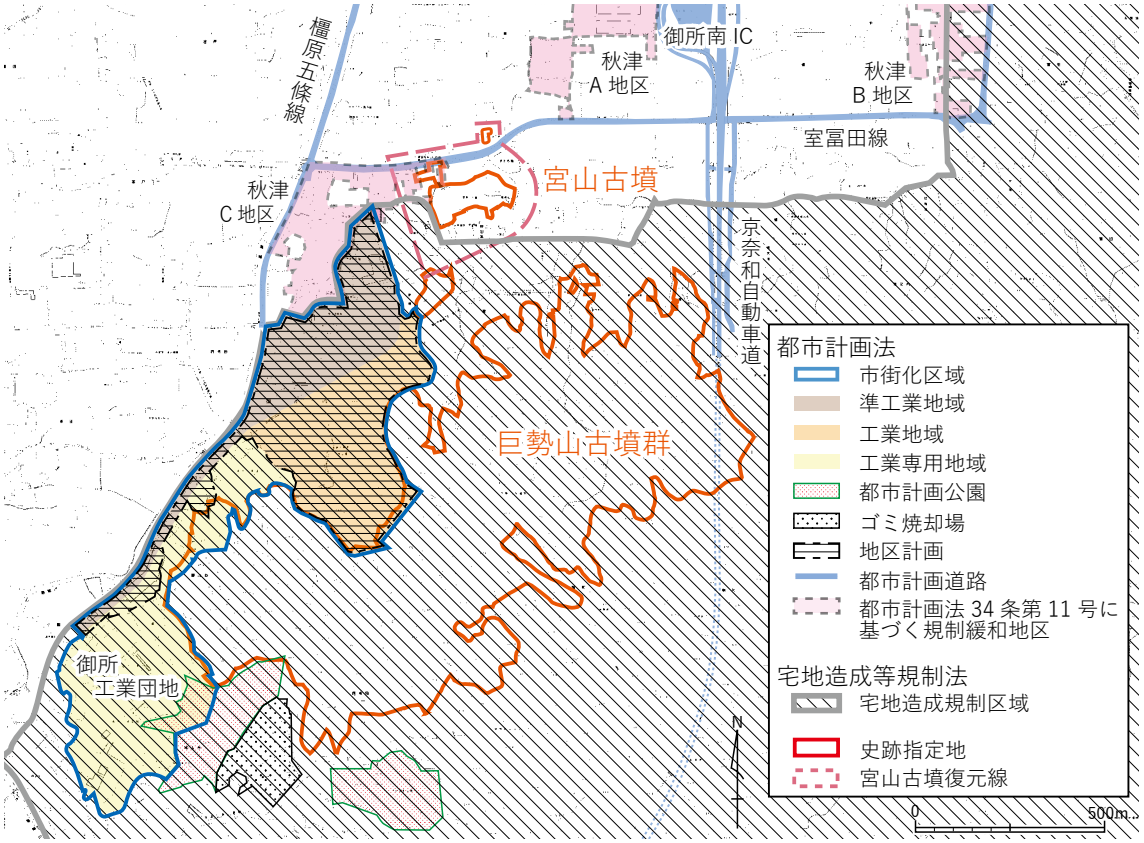


図 2-20　法規制図①

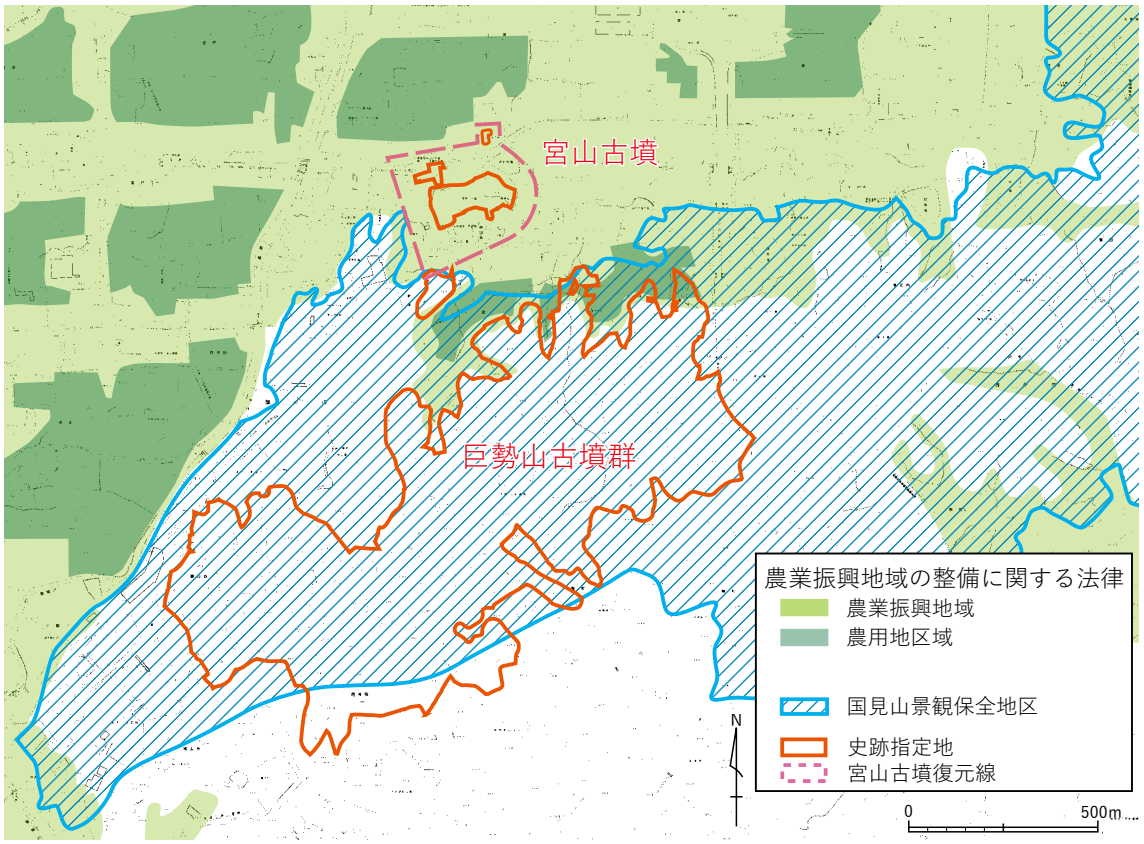


図 2-21　法規制図②

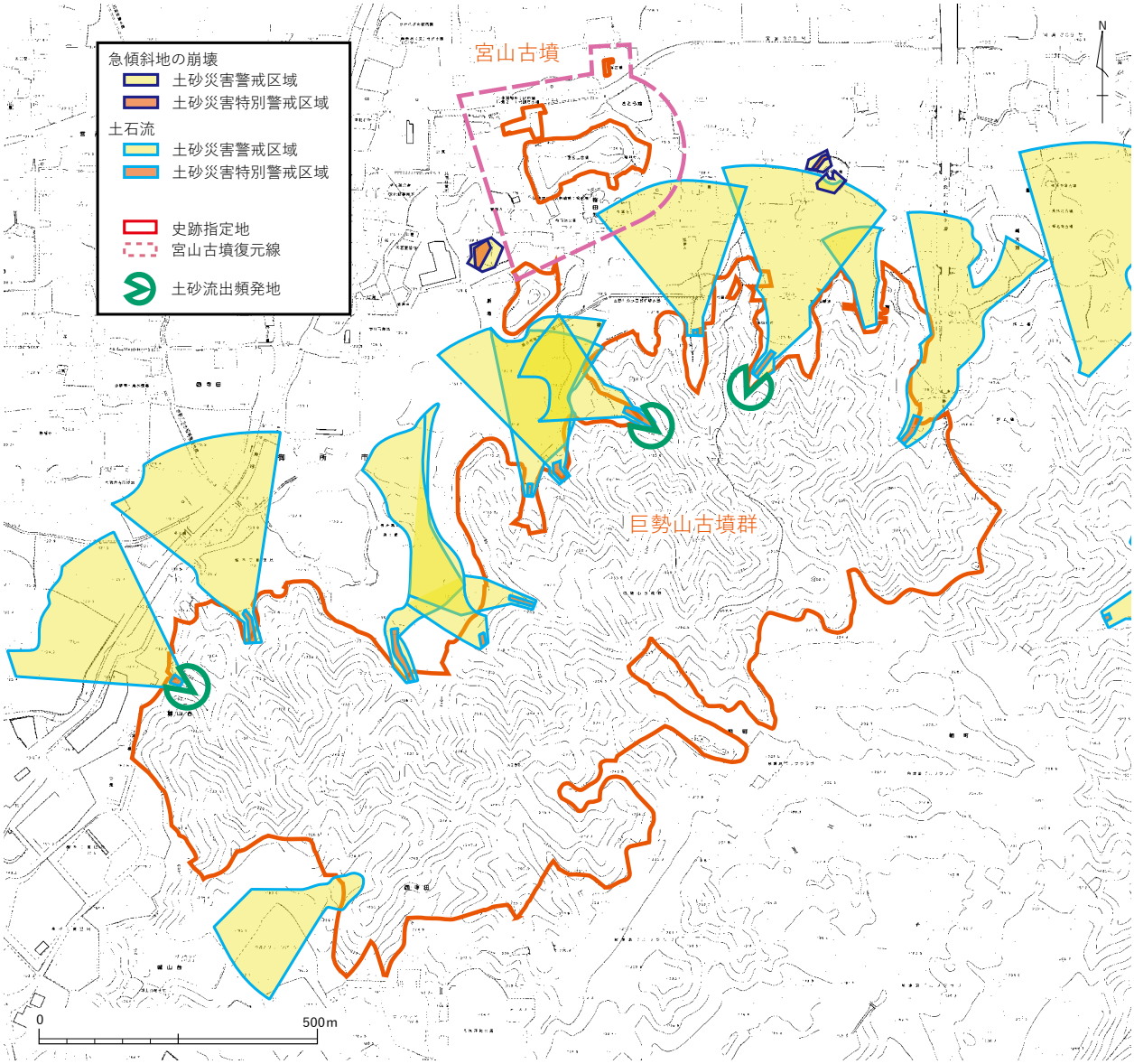

急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
土石流
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
史跡指定地
宮山古墳復元線
土砂流出頻発地
宮山古墳
巨勢山古墳群
N
0
500m

図 2-22　法規制図③

参考文献

秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第 18 冊　奈良県教育委員会
網干善教 1959「御所市大字室　みやす古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 12 輯　奈良県教育委員会
網干善教 1961a「御所市森脇吐田平古墳群」『奈良県文化財調査報告（埋蔵文化財編）』第 4 集　奈良県教育委員会
網干善教 1961b「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 14 輯　奈良県教育委員会
泉森皎・菅谷文則 1971「大和葛城の笛吹・山口古墳群の分布」『古代学研究』第 60 号　古代学研究会
今尾文昭・平松良雄・大西貴夫 1995「太田遺跡第 1 次調査」『奈良県遺跡調査概報　1994 年度』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
梅原末治 1922「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第 39 巻第 4 号　日本歴史地理学会
岡田憲一編 2017『中西遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 123 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡田憲一・絹畠歩編 2021『秋津遺跡Ⅰ（下層編）』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 128 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡田雅彦編 2013『観音寺本馬遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 113 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡見知紀 2017「新村・柳原遺跡第 6 ・ 7 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2015 年度』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳－範囲確認発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 56 集　御所市教育委員会
金澤雄太・前田俊雄・絹畠歩・岩越陽平 2019「葛城山東麓における群集墳の展開と多様性の意義－御所市石川古墳群・櫛羅古墳群からの視点－」『研究紀要』第 23 集　由良大和古代文化研究協会
河上邦彦 1979「大和の大型横穴式石室の系譜」『橿原考古学研究所論集』4　吉川弘文館
河上邦彦 1992「大和巨勢谷の横穴式石室の検討」『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』日本文化史論集刊行会
河上邦彦 2001「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品(後期大型円墳の意義)」『実証の地域史－村川行弘先生頌寿記念論集－』大阪経済法科大学出版部
河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第 5 冊　高取町教育委員会
河上邦彦・亀田博・千賀久編 1976『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 31 冊　奈良県教育委員会
河上邦彦・木下亘編 2004『巨勢寺』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 87 冊　奈良県教育委員会
神庭滋・青柳泰介・岡田憲一・川上洋一・中野咲・鈴木一議・大西貴夫・本村充保 2019「脇田遺跡の研究～奈良県葛城地域における大規模集落の一様相～」『研究紀要』第 23 集　由良大和古代文化研究協会
北中恭裕編 2007『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第 122 集　奈良県立橿原考古学研究所
木許　守編 1992『鴨都波　11 次　発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 11 集　御所市教育委員会
木許　守編 2007『巨勢山古墳群Ⅵ』御所市文化財調査報告書第 30 集　御所市教育委員会
木許守・西村慈子編 2015『観音寺本馬遺跡』御所市文化財調査報告書第 48 集　御所市教育委員会
木許守・小泉翔太・村島有紀編 2017『玉手遺跡』御所市文化財調査報告書第 52 集　御所市教育委員会
楠元哲夫編 1978「御所市掖上鑵子塚前方部周濠発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1977 年度』奈良県立橿原考古学研究所
久保哲正 1975「新庄神塚古墳」『青陵』第 29 号　橿原考古学研究所
木場幸弘編 2018『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町教育委員会
佐々木健太郎 2012『名柄遺跡　第 6 次　発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 41 集　御所市教育委員会
島本　一 1938「琴柱形石製品の新例」『考古學雜誌』第二十八巻第六號　考古學會
十文字健編 2007『ドンド垣内古墳群』奈良県文化財調査報告書第 119 集　奈良県立橿原考古学研究所
白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 2 冊　奈良県立橿原考古学研究所
白石太一郎 1974「御所市石川古墳群」『奈良県の主要古墳Ⅱ』奈良県教育委員会
菅谷文則 1975『新庄屋敷山古墳』奈良県教育委員会
関川尚功 1987『笛吹古墳群現地説明会資料』奈良県立橿原考古学研究所
高橋健自 1919「南葛城郡名柄發掘の銅鐸及銅鏡」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第六回　奈良縣
伊達宗泰 1962『大和二塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 21 冊　奈良県教育委員会
千賀　久編 1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告第 1 冊　新庄町教育委員会
津田松苗・吉村昭雄 1965「動物」『御所市史』御所市役所
豊岡卓之 1989「鴨都波遺跡第 7 次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1988 年度』第 1 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
奈良県教育委員会 1980「新宮山古墳」『奈良県指定文化財－昭和 54 年度版－』
花熊祐基・木許守編 2018『茅原中ノ坊遺跡－第 5 次発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 55 集　御所市教育委員会
土生田純之 1980「埴口丘陵外堤の樋管改修箇所の調査」『書陵部紀要』第 31 号　宮内庁書陵部
坂　靖編 1991『寺口千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 62 冊　奈良県教育委員会
坂　靖編 1994『平林古墳』當麻町埋蔵文化財調査報告第 3 集　當麻町教育委員会
坂　靖編 1996『南郷遺跡群Ⅰ』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 69 冊　奈良県教育委員会
坂　靖編 2000『南郷遺跡群Ⅳ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 76 冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信 2002「北窪遺跡」『奈良県遺跡調査概報　2001 年度』第 3 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信 2006「二光寺廃寺」『奈良県遺跡調査概報　2005 年』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信・十文字健 2005「北窪遺跡 2004 －第 1 次調査　伏見遺跡 2004 －第 1 ・ 2 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2004 年』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
福西貴彦編 2011『川西根成柿遺跡』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 107 冊　奈良県立橿原考古学研究所
藤田和尊 1987「御所市・小林遺跡の調査」『季刊明日香風』第 23 号　財団法人飛鳥保存財団
藤田和尊 1991「奈良県御所市名柄遺跡」『日本考古学年報』42（1989 年度版）　日本考古学協会
藤田和尊編 1994『楢原遺跡Ⅰ』御所市文化財調査報告書第 17 集　御所市教育委員会
藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群Ⅲ』御所市文化財調査報告書第 25 集　御所市教育委員会
藤田和尊・尼子奈美枝編 1992『鴨都波　12 次　概報』御所市文化財調査報告書第 12 集　御所市教育委員会
藤田和尊・木許守編 1999『台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物』御所市文化財調査報告書第 24 集　御所市教育委員会
藤田和尊・木許守編 2001『鴨都波 1 号墳　調査概報』学生社
藤元正太 2019「中西遺跡第 30 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2017 年度』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
堀井甚一郎 1965「自然地理」『御所市史』御所市役所
前園実知雄・関川尚功・中井公 1978「御所市朝妻廃寺発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1977 年度』奈良県教育委員会
松田真一・近江俊秀・清水昭博 1993「御所市高宮廃寺について」『青陵』第 83 号　奈良県立橿原考古学研究所
光石鳴巳・菊井佳弥・波多野篤 2008「萩之本遺跡（川西町 5 ・ 7 ～ 9 区）」『奈良県遺跡調査概報　2007 年』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
本村充保編 2017『観音寺本馬遺跡Ⅲ（観音寺Ⅰ区）』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 121 冊　奈良県立橿原考古学研究所
本村充保編 2019『今出遺跡Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第 178 集　奈良県立橿原考古学研究所
米川仁一・菊井佳弥 2010「秋津遺跡」『奈良県遺跡調査概報　2009 年度』第 3 分冊　奈良県立橿原考古学研究所

第３章　史跡等の概要

１　宮山古墳

（１）　指定の状況

ア　指定に至る経緯

宮山古墳は、従来より、巨大な古墳が存在する大和の中においても屈指の規模をもつものと捉えられ、墳丘には花崗岩の割石を用いた葺石や、円筒埴輪の破片が散乱し、後円部頂上の窪地には前後２つの縄掛突起をもつ花崗岩の大きな板石が残存し、石棺の蓋石、あるい竪穴式石室の天井石と考えられていた。

明治 41 年（1908）頃、開墾目的で前方部の掘削が行われた際には、木棺と思われる木片とともに三角縁神獣鏡を含む銅鏡約 11 面、滑石製勾玉 29 個、管玉７個、 棗 玉１個、ガラス製小玉約 100 個、石製刀子１個など、多くの副葬品が検出され、後円部付近に散乱する形象埴輪の破片には直弧文や鋸歯文を刻むものが含まれていた。

このように、宮山古墳は、古墳の規模、前方部の埋葬施設、銅鏡を含む豊富な副葬品などの点で優れているとともに、徐々に開墾が及び原型が崩される恐れがあることなどから、史蹟名勝天然紀念物保存要目第三の規定（古墳及著名なる人物の墓並碑）により、大正 10 年（1921）３月３日に、当時の内務省によって「史跡宮山古墳」として指定された（秋山・網干 1959)。

なお、令和４年には、地権者同意を得られた地点について追加指定を行っている。

イ　指定告示

内務省告示第 38 号

史蹟名勝天然紀念物保存法第１條ニ依リ左ノ通指定ス

大正 10 年３月３日　　内務大臣　床次竹二郎

第１類

種別	名　称	所在地	地番	地目	面積（町）	所有者
史蹟	宮山古墳	奈良県南葛城郡秋津村大字室字宮本	1322	神地	0.1811	国
		同字キトラ	1323	同	0.3600	
		同字ミヤ山	1335	山林	0.0700	個人
		同	1336	同	0.0800	個人
		同	1337	同	0.2410	個人
		同	1338	同	0.2706	個人
		同	1339	同	0.0400	
		同字西口	1342	畑	0.0221	個人
		同	1343	同	0.0308	個人
		同	1344	山林	0.0108	個人
		同字小谷川	1345	同	0.0220	個人
		同	1346	同	0.0109	
		同	1347	同	0.0118	個人
		同字小谷	1353	同	0.0012	八幡神社
		以上区域内ニ包含スル道路				

文部科学省告示第 29 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 2 月 15 日　　文部科学大臣　末松信介

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地　域
宮山古墳	大正 10 年内務省告示第 38 号	奈良県御所市大字室	15 番 1、15 番 4、15 番 5、366 番 2、1332 番、1240 番 4、1340 番 5、1340 番 6

ウ　指定説明文とその範囲

（ア）指定説明文

丘陵ヲ利用セル前方後圓墳ニシテ封土ハ二段ニ築カレ松樹及雜木繁茂シ葺石並ニ埴輪圓筒ヲ存ス

墳丘ノ東北麓ニハ環湟ヲ利用セル貯水池アリ封土ノ長軸六百八十四尺後圓部ノ直徑三百四十八尺高サ八十八尺前方部幅三百六十九尺高サ六十八尺

後圓部頂上ニ石槨ノ蓋石ト認ムヘキモノ露出シ附近ニ石材ノ破片ヲ存ス

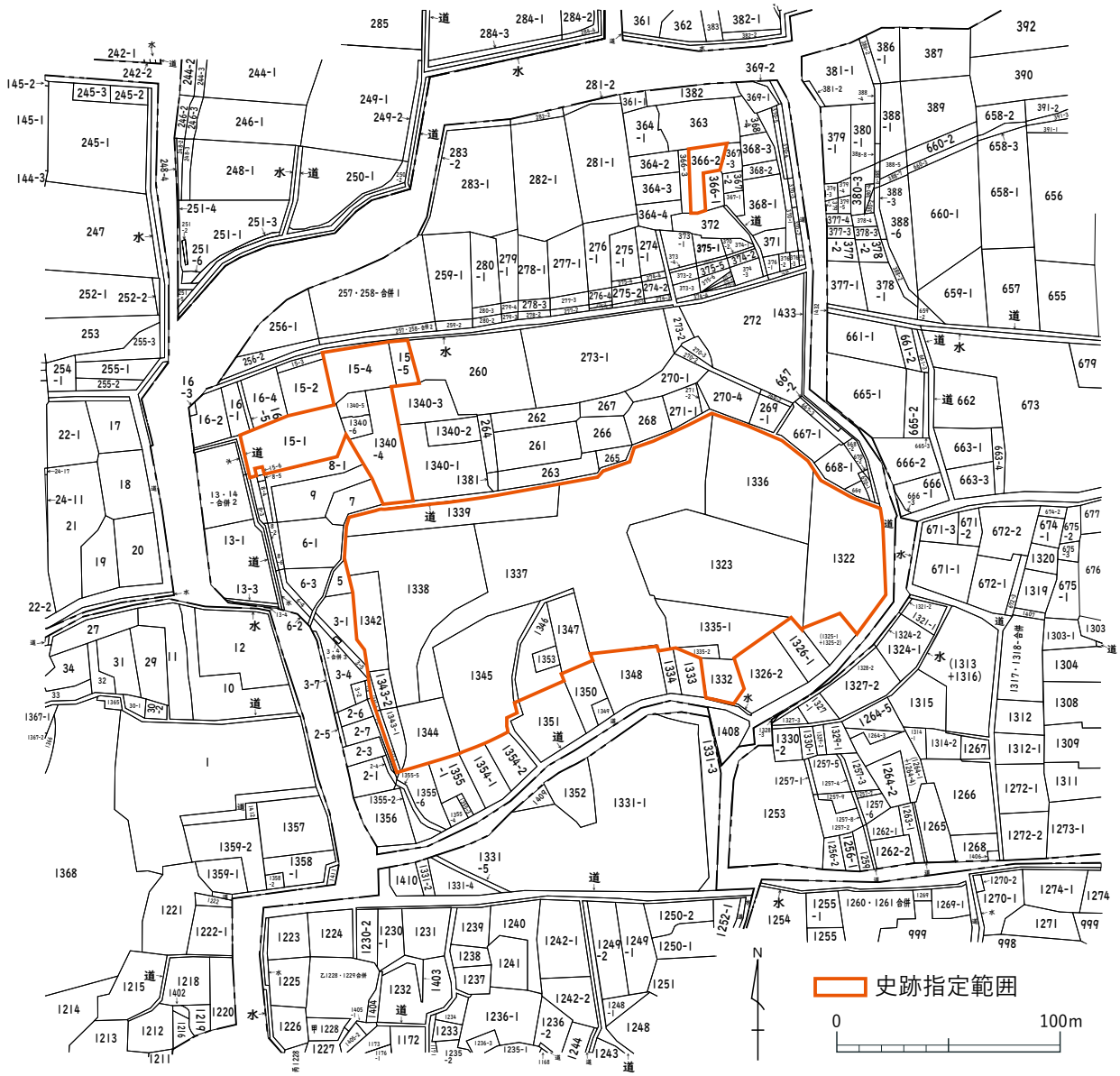


図 3-1　宮山古墳　史跡指定範囲図（公図合成）



写真 3-1　宮山古墳全景（南から、令和元年撮影）

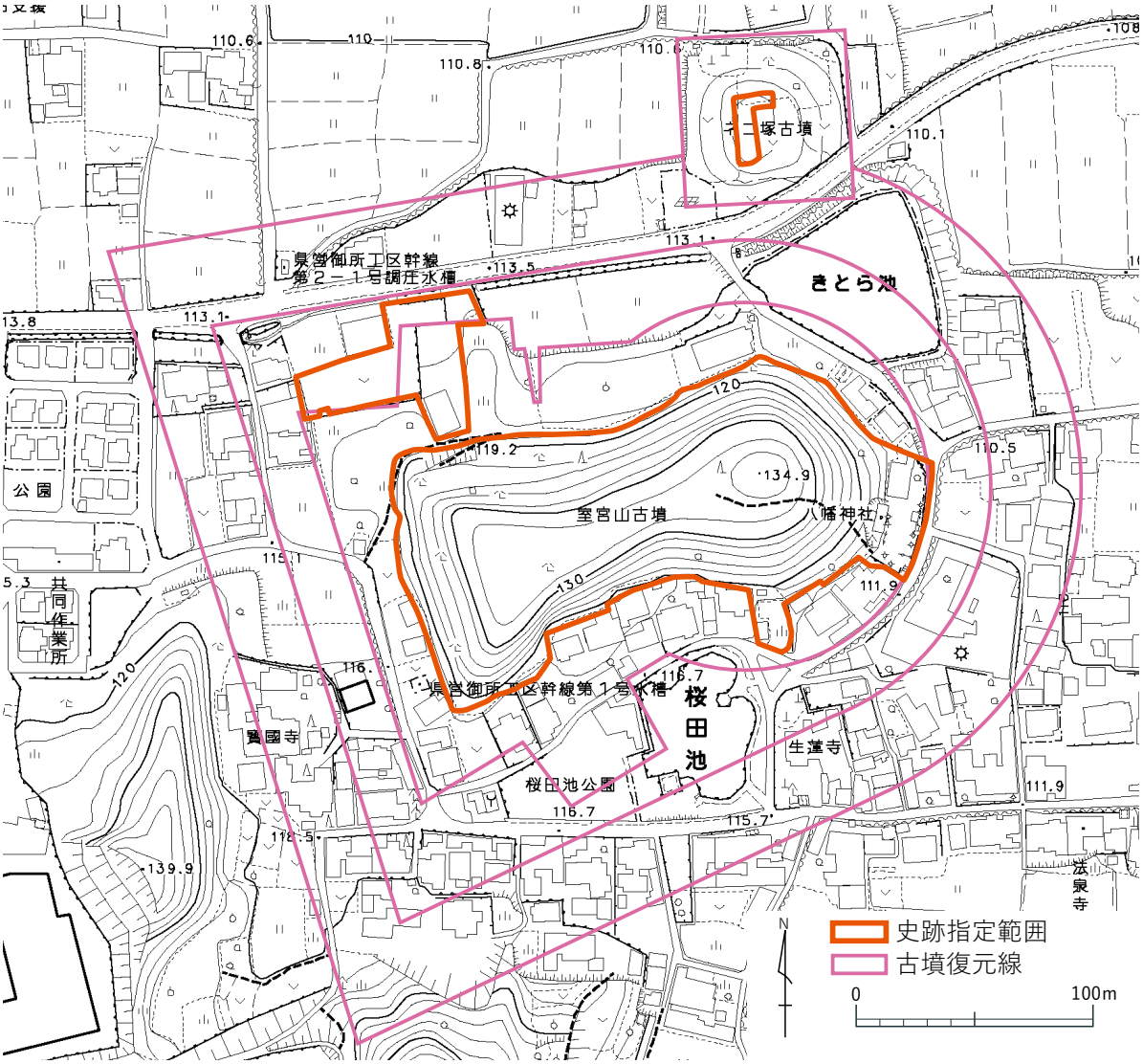


図 3-2　宮山古墳　史跡指定範囲図

（イ）史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すと概ね図 3-1・2 のようになる。

エ　指定地の状況

（ア）土地等の所有関係

史跡宮山古墳の指定地は、指定後の分筆などがあり現在は計 26 筆と区域内に包含する道路となっている（表 3-1）。総面積 16,643.40 ㎡の内、1 筆 3,570 ㎡が国有地、13 筆 3,348.4 ㎡が市有地、1 筆 2,023 ㎡が神社有地で、その他は全て民有地となっている（図 3-3）。

（イ）管理団体の指定

史跡指定後の大正 11 年（1922）5 月 23 日に、御所市が史跡の管理団体に指定されている。

（ウ）公有化の経緯と進捗状況

令和 4 年度には、史跡宮山古墳のうち令和 4

表 3-1　宮山古墳　指定地一覧

NO	所在地	地番	地目	面積（㎡）	所有者
1	御所市大字室	15 番 1	宅地	885.00	御所市
2	御所市大字室	15 番 4	田	267.00	御所市
3	御所市大字室	15 番 5	雑種地	181.00	御所市
4	御所市大字室	366 番 2	畑	204.00	御所市
5	御所市大字室	1322 番	境内地	2,023.00	八幡神社
6	御所市大字室	1323 番	境内地	3,570.00	文部省
7	御所市大字室	1332 番	宅地	231.40	御所市
8	御所市大字室	1335 番 1	山林	628.00	個人
9	御所市大字室	1335 番 2	山林	65.00	
10	御所市大字室	1336 番	山林	793.00	個人
11	御所市大字室	1337 番	山林	2,413.00	個人
12	御所市大字室	1338 番	山林	2,697.00	個人
13	御所市大字室	1339 番	山林	396.00	
14	御所市大字室	1340 番 4	宅地	796.00	御所市
15	御所市大字室	1340 番 5	畑	138.00	御所市
16	御所市大字室	1340 番 6	宅地	55.00	御所市
17	御所市大字室	1342 番	畑	267.00	個人
18	御所市大字室	1343 番 1	畑	147.00	御所市
19	御所市大字室	1343 番 3	畑	13.00	
20	御所市大字室	1343 番 2	畑	135.00	個人
21	御所市大字室	1343 番 4	畑	25.00	
22	御所市大字室	1344 番	山林	125.00	個人（5 名）
23	御所市大字室	1345 番	山林	264.00	御所市
24	御所市大字室	1346 番	山林	128.00	
25	御所市大字室	1353 番	山林	39.00	
26	御所市大字室	1347 番	山林	158.00	個人
27	以上区域内に包含する道路				
合計				16,643.40	

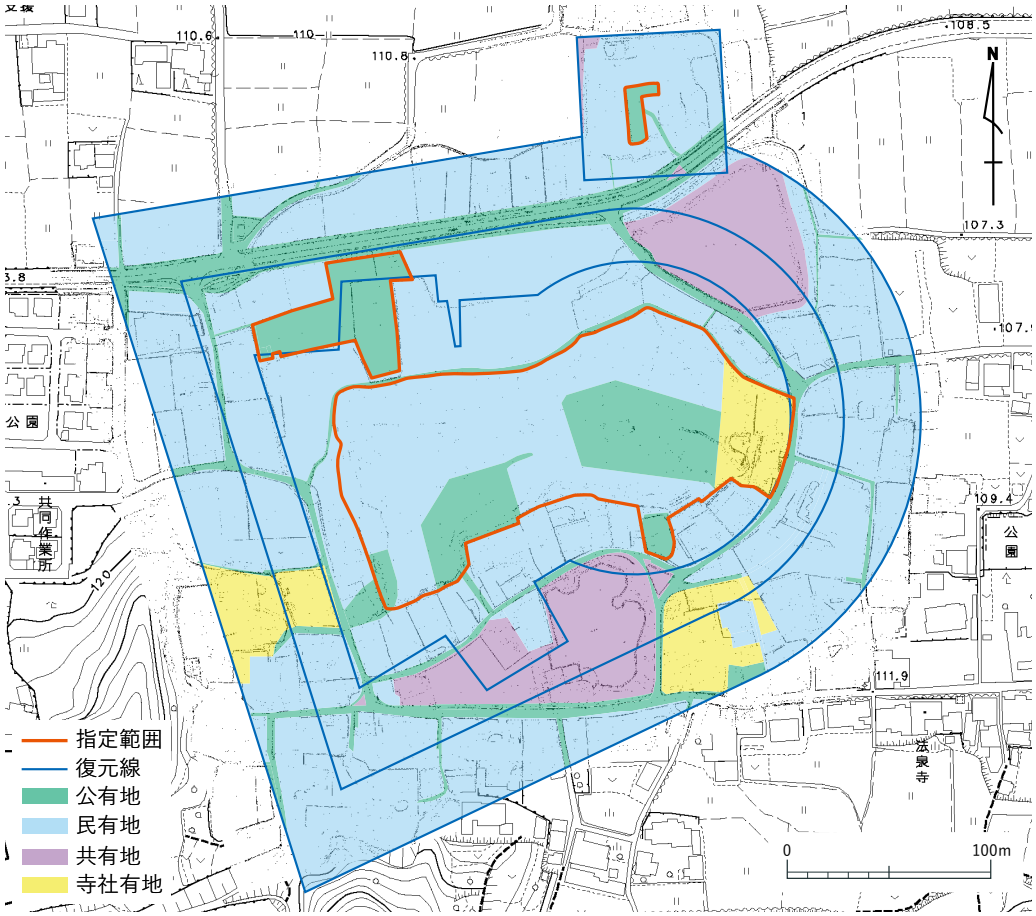


図 3-3　宮山古墳　土地所有状況図

年に追加指定された 8 筆の公有化を行い、令和 5 年度には 5 筆の公有化を行ったことで、公有地は国有地 1 筆と市有地 13 筆の計 14 筆となった。今後は地権者の同意を得ることのできた土地については順次公有化を進める計画である。

（エ）土地利用の状況

宮山古墳の史跡指定地内の土地利用状況は、後円部側がヒノキの植林を中心とする山林であり、前方部側は一部ヒノキが混じるものの、竹林を主体としている。指定地東端は地元集落の氏社（うじしゃ）である八幡（はちまん）神社の境内として利用されており、その中に室区の集会所も存在する。指定地の中央やや南西には前方部頂へ至る里道が存在するが、現在はあまり利用されていないようである。（図 3-4）。

（２） 史跡の概要

宮山古墳は、史跡に指定された時期が古く、指定に先だって行われた調査についてはその詳細が確認できない。しかし、概ね聞き取りや現地踏査、開墾時出土資料の調査が主たるものであったと考えられ、それに基づき上記指定説明文が作成されたものと推測できる。

宮山古墳の具体的な内容が明らかとなったのは、史跡指定から 30 年ほどが経った昭和 25 年（1950）、盗掘をきっかけに実施された後円部南石室の発掘調査である。この調査が宮山古墳の第 1 次調査であり、

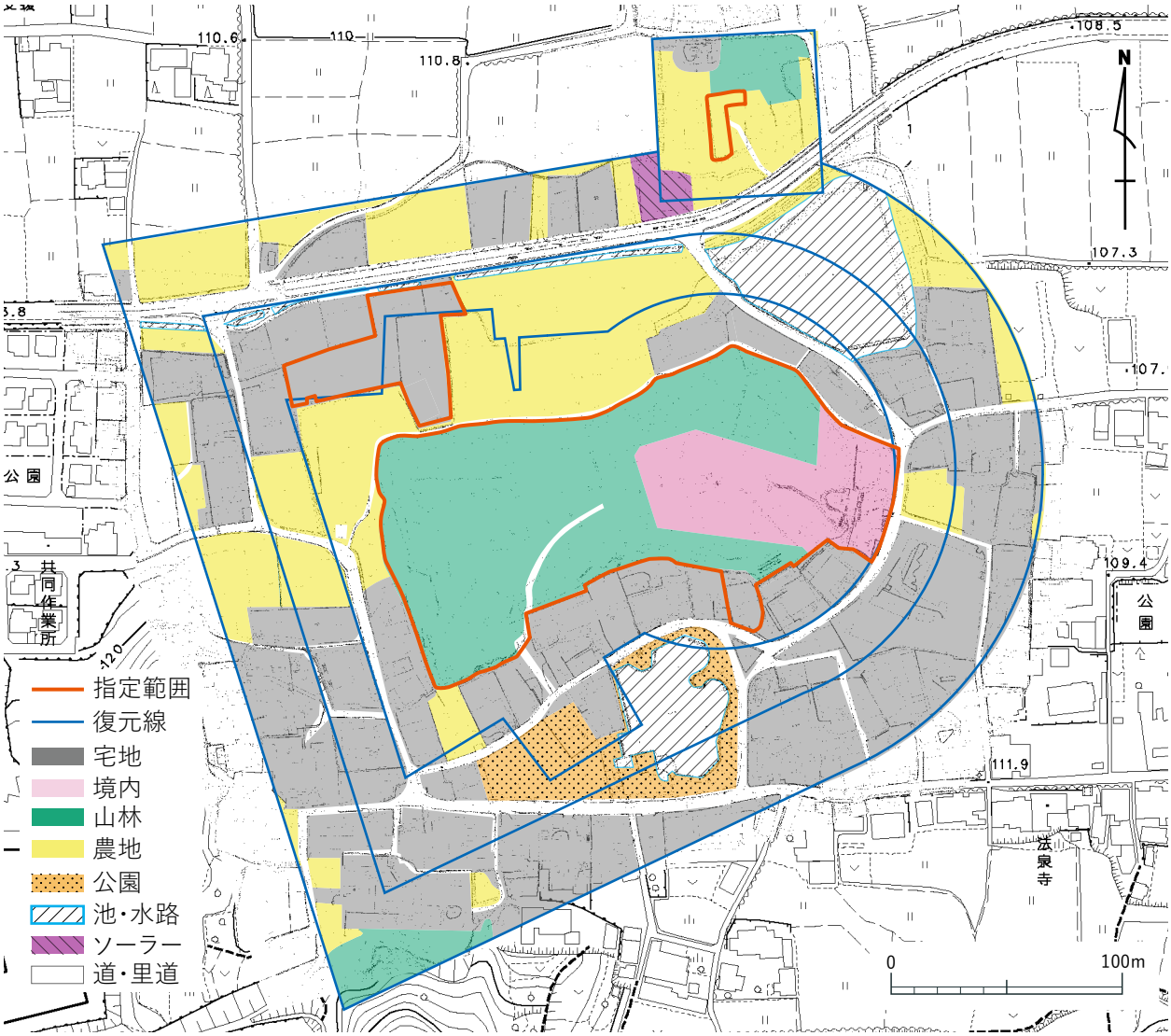


図 3-4　宮山古墳　土地利用状況図

その後現在に至るまでの間に計 19 次の調査が行われている（表 3-2、図 3-5)。それら調査によって得られた成果の概要は以下のとおりである。

●墳丘

墳丘規模については、令和 4 年に岸本直文氏が実施したレーザー測量によって詳細な測量図が作成され（図 3-12･13)、これに基づく再検討がなされた（木許 2024)。その結果、従来考えられていたよりも（石部ほか 1982、木許 1996)、若干規模が大きく復原されている。

墳端の確認は、11・12 次調査で検出した前方部端の成果に限られ（写真 3-2)、以下に述べる構造や規模については、基本的に測量図や周辺地形の観察に基づく。宮山古墳は三段築成（さんだんちくせい）の前方後円墳で、墳丘南側及び西側の 1 段目については、民家などによって大きく削平を受けている。規模は、墳丘長 245 m、後円部径 153 m、高さ 24 m、前方部幅 170 m、高さ 21 mを測る。前方部の南北側面には、一辺 50 m 弱の方形の造出（つくりだし）が取り付いていると考えられ（石部ほか 1982、金澤編 2024)、北側の造出では、平成

表 3-2　宮山古墳　調査一覧

調査次数	調査地番	調査主体	調査期間	調査種別	調査契機	文献等
1 次	室	奈良県教育委員会	S25.05.17 ～ S25.08.28	発掘調査	盗掘後の緊急調査	秋山・網干 1959
2 次	室	奈良県立橿原考古学研究所	S46.01.13	発掘調査	粘土槨の露出	泉森・河上 1971
3 次	室	奈良県立橿原考古学研究所	H01.01.23 ～ H01.02.28	発掘調査	国道 309 号線歩道増設工事	関川 1989
4 次	室 1304	御所市教育委員会	H04.02.06	立会調査	個人住宅建築	木許 1992
5 次 (H4-1 次)	室字堤 1317	御所市教育委員会	H05.02.18	発掘調査	個人住宅建築	木許 1993
6 次 (H5-1 次)	室字馬場 1272-1	御所市教育委員会	H05.05.13	発掘調査	個人住宅建築	木許 2008a
7 次 (H5-2 次)		御所市教育委員会	H05	立会調査	個人住宅建築	御所市教育委員会調査
8 次 (H7-1 次)	室 7	御所市教育委員会	H07.03.13 ～ H07.03.31	発掘調査	範囲確認調査	木許編 1996
9 次 (H8-1 次)	室 1340-1・1340-2	御所市教育委員会	H09.03.17 ～ H09.03.31	発掘調査	範囲確認調査	金澤編 2024
10 次 (H11-1 次)	室 1255-1	御所市教育委員会	H11.09.20 ～ H11.09.21	発掘調査	個人住宅建築	木許 2008b
11 次	室	奈良県立橿原考古学研究所	H18.12.18 ～ H19.02.28	発掘調査	大和紀伊平野農業水利事業	水野・北中 2008
12 次	室	奈良県立橿原考古学研究所	H20.01.22 ～ H20.02.20	立会調査	大和紀伊平野農業水利事業	水野・北中 2008
13 次 (H21-1 次)	室 1351 の一部	御所市教育委員会	H21.10.26 ～ H21.10.30	発掘調査	個人住宅建築	金澤編 2024
14 次 (H22-1 次)	室 1322	御所市教育委員会	H22.07.16 ～ H22.08.02	立会調査	室八幡神社境内地における手水舎改修工事	御所市教育委員会調査
15 次 (H22-2 次)	室 1339	御所市教育委員会	H22.11.19	立会調査	NTT 支線アンカーの撤去	御所市教育委員会調査
16 次 (H22-3 次)	室 1322	御所市教育委員会	H23.01.11 ～ H23.01.14	立会調査	古墳登り口の手すり工	御所市教育委員会調査
17 次 (H27-1 次)	室 1295	御所市教育委員会	H27.11.19 ～ H27.11.20	発掘調査	個人住宅建築	御所市教育委員会調査
18 次	室 1 の一部	御所市教育委員会	R3.06.17、R4.11.08	発掘調査	寺院改修	御所市教育委員会調査
19 次	室 1345	御所市教育委員会	R5.07.01 ～ R5.07.25	発掘調査	整備方法検討のための事前調査	御所市教育委員会調査

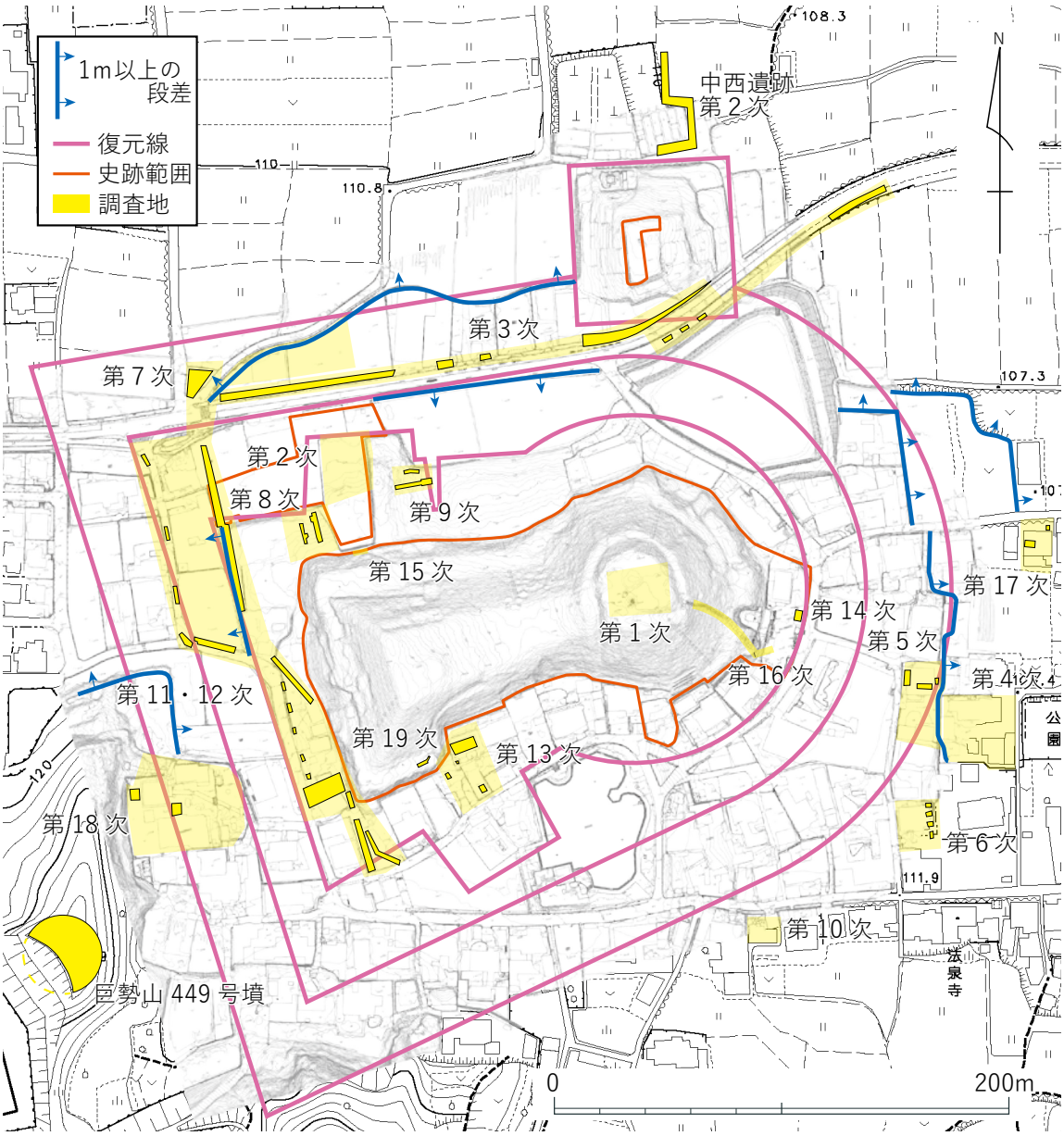


図 3-5　宮山古墳　既往の調査地位置図
（都市計画図に岸本氏作成測量図を合成。以下同様の下図を本文内で使用。）



写真 3-2　前方部南辺の葺石（第 11 次調査）
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-3　前方部北側造出の埴輪列と葺石
（第 8 次調査）

7年・9年の範囲確認調査で、段築平坦面に設置された埴輪列や斜面の葺石を検出し、造出の形状を確定する成果となった(写真3-3、木許編1996、金澤編2024)。北側くびれ部には、等高線の膨らみから一般的な造出も存在するとみられるが、南側くびれ部については削平のため、造出の存在は不明と言わざるを得ない。

周濠は、墳丘北東のきとら池や墳丘南に以前存在した中池の存在、そして墳丘北側の一段低い水田の存在などから、四周を廻る盾形周濠の存在が想定される。ただし、墳丘周囲の標高の変化を考慮すると、部分的に渡り土手などが存在した可能性も考えられる。

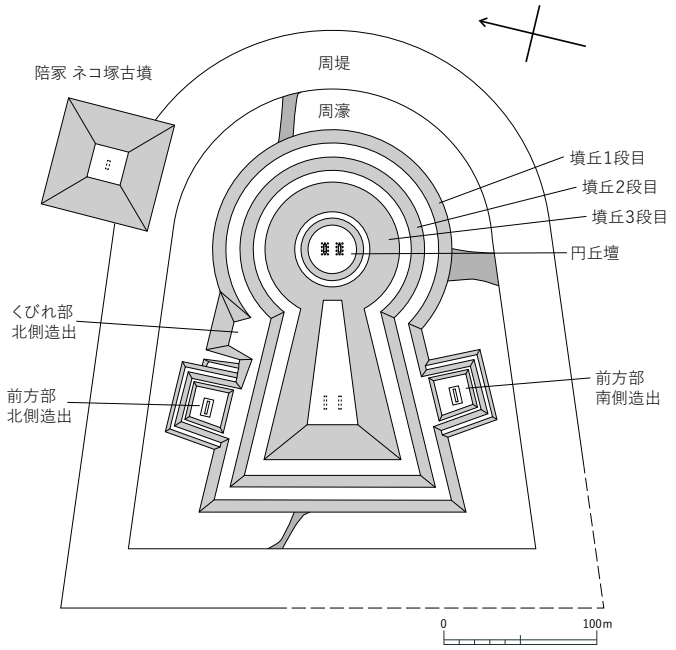


図3-6　宮山古墳　墳丘復元図及び各部名称(金澤編2024)

周濠外側には幅40 m程度の周堤の存在が想定できるが、墳丘北側のみ存在したとする考え(関川1989)と、墳丘西側を除き、北・東・南に存在したとする考え(木許1996)の2説が存在する。なお、中期の大型古墳には周堤のさらに外側に二重濠などの施設が付帯する場合もあり、宮山古墳の墳丘規模を考えるとその可能性は十分に考えられる。ただし現状は、その存在を検討するだけの調査成果が得られておらず、今後の課題といえよう。

墳丘の各段平坦面には円筒埴輪が樹立されたとみられ、実際に埴輪列を検出した前方部北側造出の1段目平坦面では、隙間なく並べられた円筒埴輪の4本に1本が朝顔形円筒埴輪であった。また各斜面には、人頭大の花崗岩を主として用いた葺石が施されている。

●埋葬施設

後円部頂には、墳丘中軸線を挟んで2基の竪穴式石室が存在する。南石室が発掘調査され、凝灰岩の切石で造られた石室天井石の上面は良質な粘土で被覆されていた。石室は、西壁を中心に盗掘による破壊の影響を受けているが、結晶片岩を垂直に小口積みしたもので、全長は5.51 m、幅は東部で1.88 m、西部で1.71 m、高さは残存する東部で1.06 mである(図3-8、写真3-4)。

石室内の竜山石製長持形石棺は、内外の全面に朱が塗られていた。蓋石の最大長3.77 mの豪壮なものである。蓋石には8箇所に縄掛突起があり、天井部は外面を緩やかな山形にして、表面に縦一条、横三条の凸帯を設けることで、8箇所の格子状の凹面を掘りこんで亀甲状の装飾を施す。身の長側石にもそれぞれ2つの縄掛突起があり、短側石外面には方形の装飾が2箇所浮き彫りされている(図3-9)。

竪穴式石室内に長持形石棺が納められた状態を現地で見学できる古墳は、全国でも宮山古墳のみであり、しかもその長持形石棺も大王墓級の規模を有することから、全国からの見学者が絶えない。

北石室は発掘調査が行われていないが、古くから縄掛突起をもつ石室天井石が露出している状況が伝えられている(写真3-5)。その天井石は原位置を保っていないため、既に盗掘を受けている可能性が高い。先述のとおり、平成10年に襲来した台風7号によって、宮山古墳では200本あまりのヒノキの植林が被害を受けた。起こされた根には墳丘盛土がそのまま抱え込まれ、多くの遺物が出土したが、北石室の周囲では竜山石の存在が判明し、南石室同様に長持形石棺が採用されていることが確実視されるに至った。

宮山古墳では、前方部頂においても埋葬施設の存在が判明している。発掘調査はなされていないもの

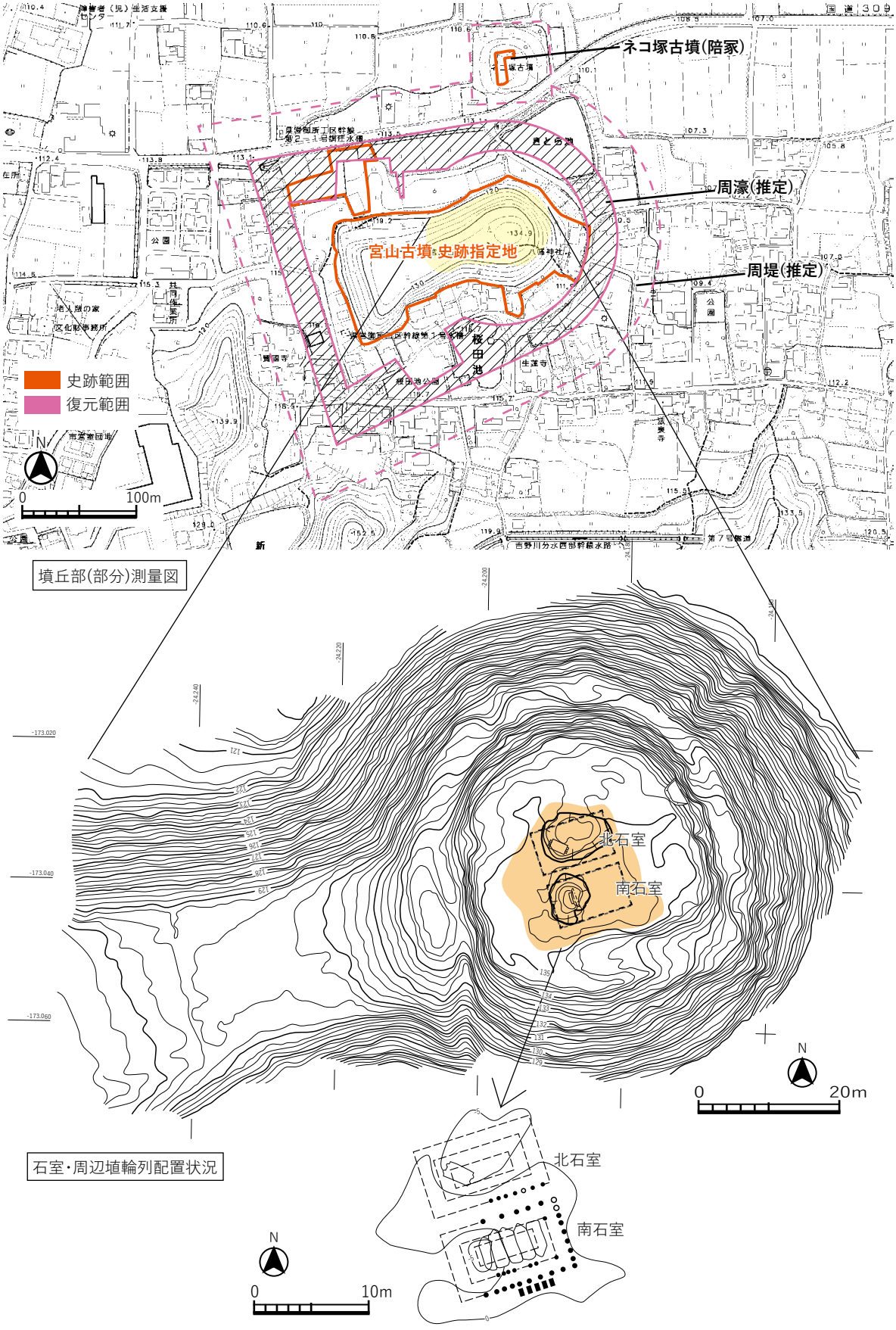


図 3-7　宮山古墳　後円部埋葬施設の位置と埴輪列配置状況図（藤田・木許編 1999 掲載図より作成）

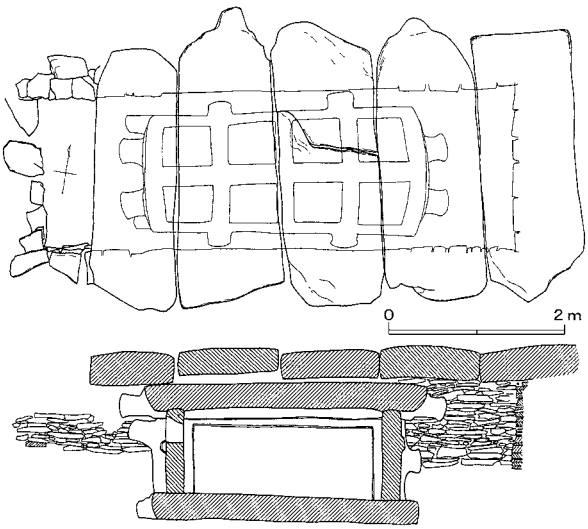


図 3-8　宮山古墳　竪穴式石室と長持形石棺
（秋山・網干 1959）

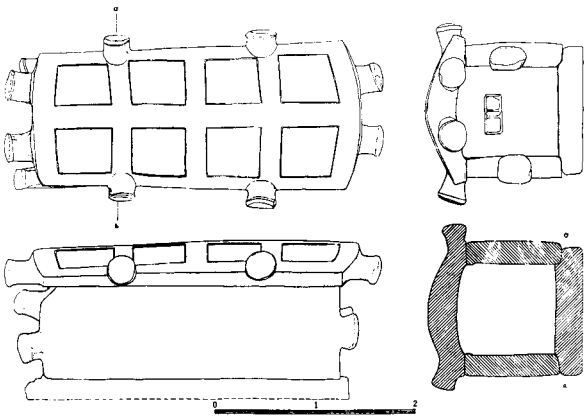


図 3-9　宮山古墳　長持形石棺　（秋山・網干 1959）



写真 3-4　宮山古墳　竪穴式石室と長持形石棺



写真 3-5　宮山古墳　北石室の露出した天井石



写真 3-6　宮山古墳　前方部出土木棺片
（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供）

の、先述のとおり、明治 41 年の開墾時に多くの副葬品とともに木片が出土していることから、粘土槨や木棺直葬などの埋葬施設であったと考えられる。また、戦時中の開墾の際にも、前方部頂部中心から西南寄りで木棺の一部と思われるコウヤマキの板が掘り出されている（写真 3-6)。その板は墳丘主軸に平行して置かれ、両脇に鉄製刀剣類が存在したようで、明治の開墾で出土した木片との関係は明らかでないものの、前方部埋葬の一端を示す重要な知見といえる。

前方部北側造出頂上の中心では、昭和 46 年 (1971) の緊急調査によって復原長 8.6 m前後となる長大な粘土槨が、墳丘主軸に平行して検出されている。

このように宮山古墳は、大型前方後円墳における複数埋葬の実態を伝える国内でも貴重な事例といえる。

●後円部の埴輪列

後円部埋葬施設の各々周囲には、方形に廻る埴輪列が検出されており（図 3-7)、南石室の方形埴輪列のさらに南外側では倉庫や母屋などの家形埴輪が 5 個体出土した。方形埴輪列の中には盾（盾持人)、靫、草摺・革綴短甲形埴輪などの形象埴輪が含まれ、いずれも正面を外側に向けており、侵入者を威圧するかのようである（図 3-10、写真 3-7)。

この埴輪列の状況は中期の大前方後円墳の典型例として広く知られている。また、再整理によって南石室直上には大型家形埴輪がおかれていたことが判明した（写真 3-8、千賀 1995)。この大型家形埴輪の柱は板状であるが、御所市極楽寺ヒビキ遺跡で検出された身舎も板状の柱を採用していたことが判明し、その共通性が注目される（写真 3-9、北中編 2007)。宮山古墳の大型家形埴輪の板状柱には直弧文が施されており、お互いのイメージを補完するものとなっている。

●副葬品

後円部南石室は盗掘が著しかったが、出土遺物として三角縁神獣鏡片、三角板革綴短甲片約 1 領分、鉄剣および鉄刀片多数、滑石製勾玉 623 個や琴柱形、刀子形などの滑石製模造品や各種玉類などがある。また、その後の表面採集や遺物の再整理によって、三角板革綴衝角付冑の存在も明らかになっている（木許編 1996、吉村 2006)。

後円部北石室は発掘調査が行われておらず不明な点が多いが、先述の通り台風被害によって、長持形石棺の存在が知られたほか、緑色凝灰岩原石や陶質土器の出土が注目される。とりわけ船形陶質土器（写真 3-10）の出土は特筆され、後述する被葬者像を彷彿させるものとなっている。

明治の開墾によって明らかとなった前方部頂の埋葬施設からは、木棺材とともに三角縁神獣鏡など

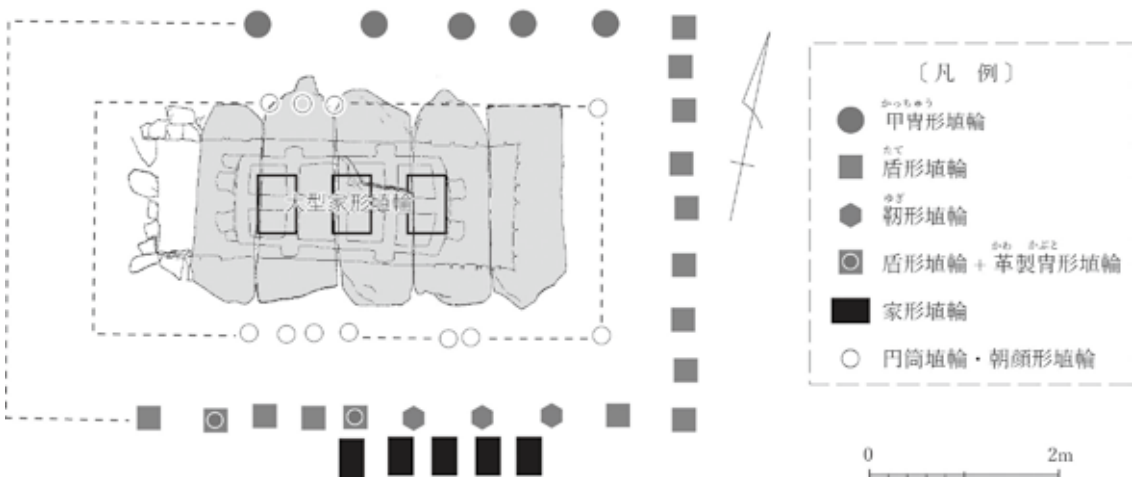


図 3-10　宮山古墳　南石室　方形埴輪列配置図　（秋山・網干 1959 掲載図より作成）



写真 3-7　宮山古墳　南石室の形象埴輪
（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供）



写真 3-8　宮山古墳　南石室上出土大型家形埴輪
（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供）



写真 3-9　極楽寺ヒビキ遺跡の板柱痕跡
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-10　宮山古墳　北石室付近出土船形陶質土器
（左：表、中央：裏、右：参考例、慶尚南道馬山市縣洞遺跡出土品）

11面以上の銅鏡、滑石製勾玉29個、管玉7個、棗玉1個、ガラス製小玉約100個、石製刀子1個など、多くの副葬品が検出された。同一埋葬施設かは定かではないが、戦時中の開墾でみつかった前方部の埋葬施設には、刀剣類が木棺材とともに並んでいたという。

前方部北側造出の粘土槨からは、革製冑、三角板革綴短甲片、頸甲片、鉄鏃、鉄刀が検出され、革製冑の性格から、後円部被葬者に対する親衛隊の長が葬られたとする見解などもある（藤田1996）。

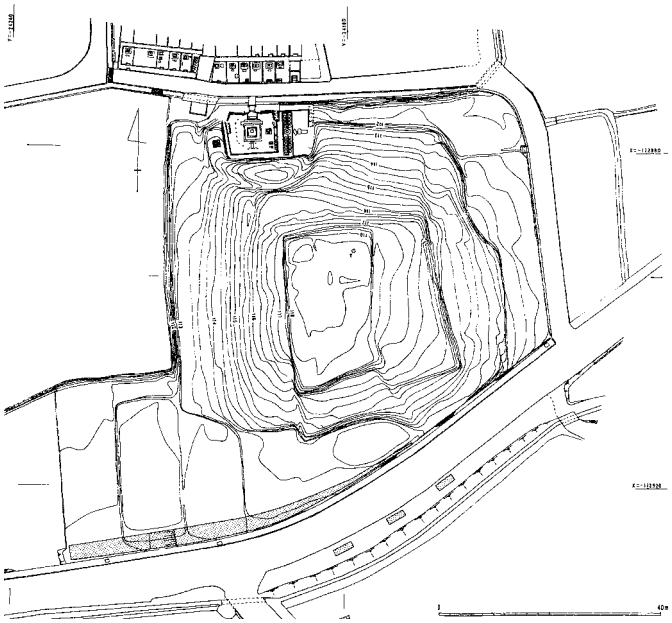


図3-11　ネコ塚古墳墳丘測量図（関川1989）

●陪冢　ネコ塚古墳

宮山古墳の北側周堤には、一辺70ｍ前後の方墳で、陪冢と考えられるネコ塚古墳が接している（図3-11）。明治年間に大規模な盗掘にあったようで（梅原1922）、墳頂部に結晶片岩が散乱する様子から、埋葬施設に竪穴式石室を採用しているものと考えられる。墳頂を中心に採集された遺物には、鉄製刀剣類のほか、鉄鏃、衝角付冑に伴う三尾鉄、三角板革綴短甲、頸甲などの破片がある（藤田編1985）。

●築造時期と被葬者像

後円部南石室に納められた長持形石棺の型式や、三角板革綴短甲、三角板革綴衝角付冑、多量の滑石製模造品などの副葬品の品目、後円部埋葬施設上に立て並べられた形象埴輪の型式、前方部北側造出に立て並べられた円筒埴輪の型式などから、宮山古墳は古墳時代中期前葉（５世紀初頭）に築造されたものと考えられる。

宮山古墳は古墳時代中期前葉に築造された葛城地域最大の前方後円墳であり、古墳時代前期には顕著な前方後円墳が築造されなかった南葛城の地域において、突如出現するという歴史的脈絡を有している。

そのような宮山古墳の被葬者像としては、今までにいくつかの理解がなされてきた。元禄年間の陵墓探索時には孝安天皇陵と定められ、現在の後円部頂に竹垣や小さな社が設けられていたようである。これは孝安天皇の宮が室秋津島宮とされていたことによるようであるが、『大和志』では孝安天皇の陵号が玉手丘上陵であることから、孝安天皇陵を玉手の地に求め、宮山古墳を孝昭天皇陵としている。その後は『日本書紀』允恭天皇五年条で玉田宿禰が武内宿禰の墓に逃げ込む記事や室町時代に記された『帝王編年記』で武内宿禰の墓が「室波賀」であると記されたのをもとに、宮山古墳を武内宿禰の墓とする考えが出されることもあった（秋山・網干1959）。

このような諸説を経て、現在は宮山古墳の被葬者を葛城襲津彦に当てる見解が多くの研究者の支持を得ている。葛城襲津彦は、第12代から第16代の天皇に仕えた伝説上の忠臣とされる武内宿禰の子の１人で、５世紀代に天皇家の外戚として力を振るった古代豪族葛城氏の祖とされる人物である。『日本書紀』には、葛城襲津彦は度々朝鮮半島に渡って戦争をしている将軍として描かれている。その実在性については、『日本書紀』とは別の形で伝えられたと考えられる「百済記」に『日本書紀』と一致する記述がみられることが重要であり、葛城襲津彦が５世紀を前後する時期に対外交渉、特に軍事面で活躍した実在の人物であるとの考えが通説化している（井上1956）。

そして、『日本書紀』神功皇后摂政五年春三月条に葛城襲津彦が俘人等を住まわせたと記されている桑原と高宮という地名は、『和名類聚抄』に現在の御所市域にあたる葛上郡の郷名として挙げられ、佐糜・

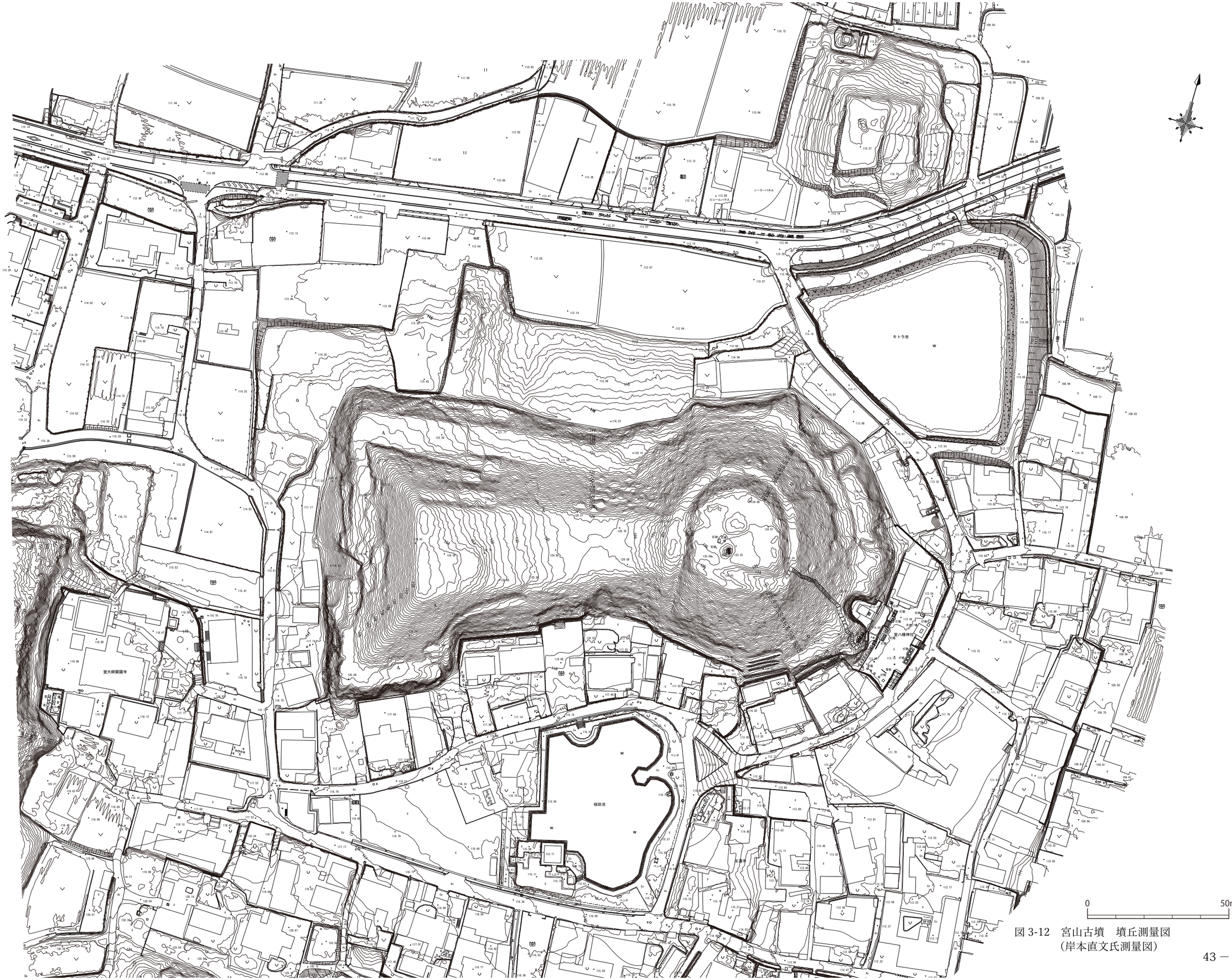


図 3-12　宮山古墳　墳丘測量図
（岸本直文氏測量図）

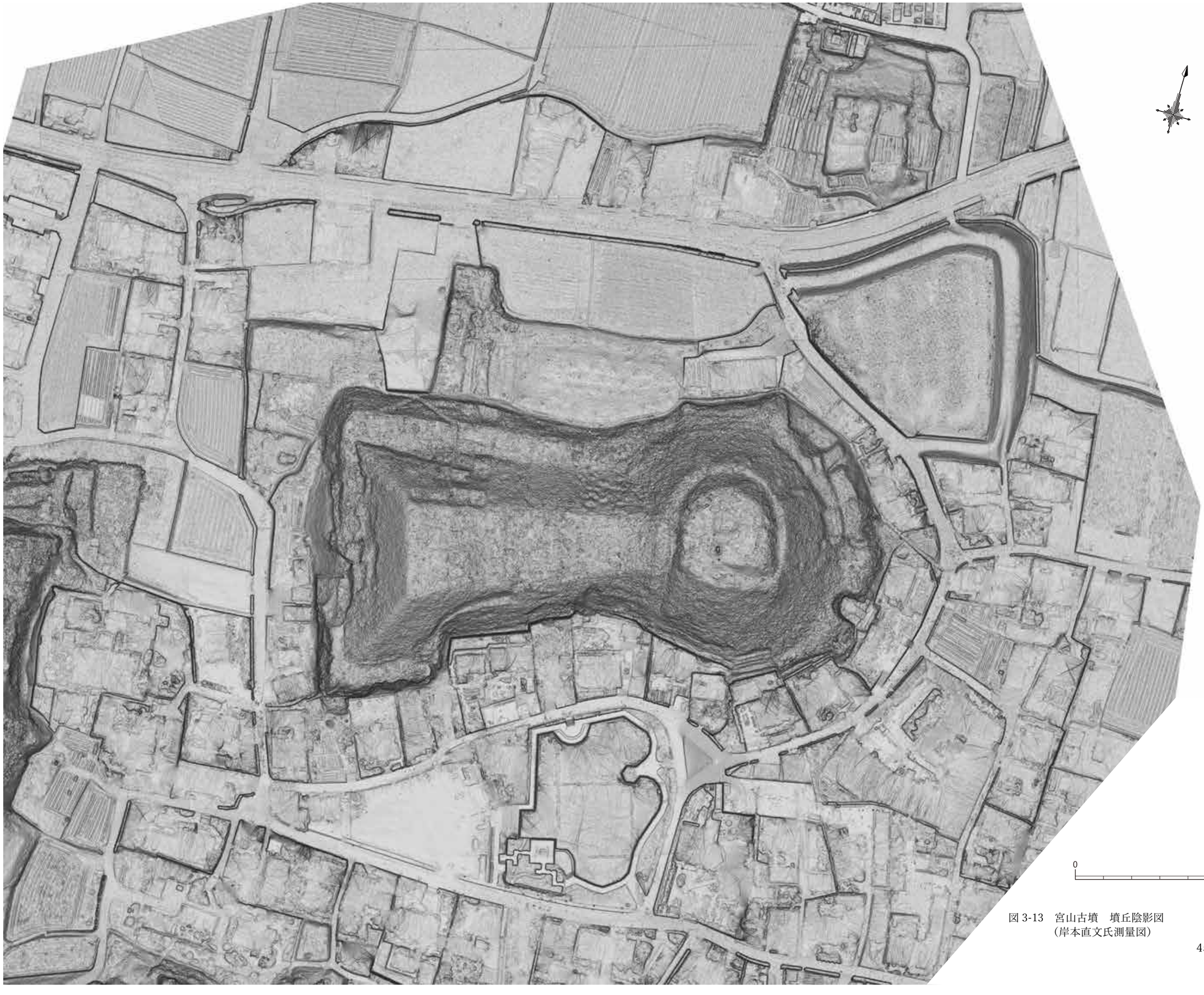


図 3-13　宮山古墳　墳丘陰影図
（岸本直文氏測量図）

忍海についても現在の御所市近辺の地名に確認することができるため、葛城襲津彦の本拠が現在の御所市域にあったことはほぼ間違いない。襲津彦の娘で仁徳天皇の皇后となった磐之姫命が、葛城の高宮に吾家があるという歌を詠んだことが『日本書紀』仁徳天皇三十年秋九月条に記されていることや、『古事記』孝元天皇段に記された建内宿禰の系譜に「葛城長江曾都毘古」という、御所市「名柄（ながら・ながえ)」に通じる表記が認められることも大きな論拠といえる。なお、『紀氏家牒』逸文には葛城名柄襲津彦宿禰が大倭国葛城県名柄里に居住したとの記述があり、こうした文献の記述からも、この地が襲津彦と関わりの深い地であることは確実視されている。

このように考えてくると、南葛城地域に築造された5世紀を前後する時期の大前方後円墳で、副葬品に甲冑類や朝鮮半島製と思われる船形陶質土器をもつ宮山古墳が、葛城襲津彦の葬られた墓である蓋然性は非常に高いものと判断できよう。

2　巨勢山古墳群

（1）　指定の状況

ア　指定に至る経緯（表 3-3）

現在巨勢山古墳群と呼んでいる群集墳は、昭和 40 年代半ばを過ぎた頃に行われた友成誠司らの巨勢山丘陵全体の踏査によって把握されたものである。その踏査で当時において 400 基を超える古墳及び古墳状隆起が確認されるに至り、この成果は昭和 47 年に刊行された『奈良県遺跡地図』に収められた（奈良県立橿原考古学研究所編 1972)。元々地元では巨勢山丘陵の中にあるいくつかの山頂それぞれに名称を付けており、鉢伏山や陣笠山などと呼ばれていたが、それら全体を包括して巨勢山古墳群という名称が付されたのもこの遺跡地図作成の頃のようである。

巨勢山古墳群が群集墳として把握される一方、地元業者による土砂採取や大型公共事業が丘陵の各所で行われ、この間に古墳の破壊が大きく進行した。発掘調査を経ずに破壊された古墳も多く、今後の保存に対処するための基礎資料の必要性から古墳群の実態把握が急務となり、昭和 58 年度には改めて詳細な分布調査が実施され、総数 766 基の古墳が数えられるようになった（田中 1984b)。

その後も運動公園や工業団地、ゴルフ場などの大規模開発に伴う発掘調査が実施され、丘陵北西部を中心とする土砂採取事業の活発化も加わり、平成 2 年度以降でも 20 基以上の古墳が発掘調査の後に消滅することとなった。

古墳の総数については、分布調査以後の発掘調査の進展によって多少の増減が認められるが、金剛葛城山系を間近に望むことができる丘陵の西側、及び、盆地を一望できる丘陵北側では、現状よりかなり

表 3-3　巨勢山古墳群　史跡指定に至る経緯とその後の経過

年度	時期	事項（ローマ数字は報告書番号に対応）	備考
昭和 33 年度	S33	県の 288 号墳（小殿 1 号墳）の発掘調査。	巨勢山古墳群における最初の発掘調査。 この頃に 285 ～ 288 号墳の 4 基が破壊か。
昭和 34 年度	S34.10	県の 287 号墳（小殿 2 号墳）の発掘調査。	
昭和 35 年度	S35	全国遺跡地図作成に伴う県の分布調査。	巨勢山丘陵では 17 基しか示されていない。 （小殿古墳は入っているが、破壊表記）
昭和 47 年度	S47	奈良県遺跡地図作成のための踏査。	巨勢山古墳群の古墳数が飛躍的に増加。 この時点で、240・241・270 ～ 273・283 ～ 288・294・295・297・298・440 ～ 442・445 ～ 448 号墳は全壊・消滅、239・274・280・318・444 号墳は半壊と表記。
	S47.3 ～ 4	県の 718・719 号墳（稲宿 2・3 号墳）の発掘調査。	安楽寺本堂の改修築に伴う寺域の拡張が契機。最終的に現状保存された。
昭和 48 年度	S48.7 ～ 10	県の境谷支群、394・431 ～ 434・436 ～ 439 号墳の発掘調査（記録保存)。	民間の土砂採取に先立つ調査。概報の挿図中では、435・444・454・468 号墳が消失扱いになっている。

昭和 57 年度	S57.5 ～ 10	市のミノヤマ支群、41 ～ 46・50 ～ 52・89・90 号墳の発掘調査（記録保存）。47 ～ 49 号墳は測量のみ。	国体ラグビー場建設に伴う調査。47 ～ 49 号墳は現地に保存。２地点は古墳状隆起。概報挿図中では、63 ～ 66 号墳が消滅扱いになっている。
昭和 58 年度	S58.8 ～ 10	県のタケノクチ支群、71 号墳の発掘調査（記録保存）。	県道敷設に伴う調査。県道計画変更により 74 号墳は保存。
	S59.1 ～ 3	市の分布調査及び条池北・南古墳（641・640 号墳）の学術調査。	消滅したものも含め、全体で 707 基の古墳及び古墳状隆起を把握。
昭和 59 年度	S59.8 ～ 10	市の境谷 10 号墳（458 号墳）の発掘調査。調査時点で墳丘西半が破壊されていた。調査後、古墳は保存。	自然崩落の危険性があったため、国庫・県費補助事業の範囲確認調査として実施。報告挿図中では、457・461 ～ 464 号墳まで大きな削平の表現あり。
昭和 59 年度 ～ 60 年度	S60.1 ～ 8	市の 321 ～ 324・769 号墳の調査。（記録保存の予定であったが、最終的に現地保存、Ⅱ）。	みどり台開発に伴う１次調査。報告挿図中では、256・257・261 ～ 263 号墳まで削平の表現あり。71・244 ～ 253・269 号墳が消滅扱い。
昭和 60 年度	S61.2 ～ 3	市の 243 号墳の発掘調査（Ⅱ）。	みどり台開発に伴う２次調査。調査を経ず栗阪墓地周辺の土砂採取が進行。
昭和 62 年度	S62.8 ～ S63.3	市の 282・283・289 ～ 292・767 号墳の発掘調査（記録保存）。	工業団地開発に伴う発掘調査。261 号墳は現状保存と表記。現説資料に記載がないが、257 号墳も調査された模様。昭和 62 年 11 月 23 日に現地説明会を開催。
昭和 62 年度 ～平成３年度	S63.3.28 ～ H3.9.12	市の 21・22・29 ～ 32・53・145 ～ 147・149・150・153 ～ 156・194・197・202・565・768 号墳の発掘調査（記録保存）。	ゴルフ場開発に伴う発掘調査。平成元年４月２日と平成２年９月 24 日に現地説明会開催。202 号墳の横口式石槨の石材は、ゴルフ場進入路のトンネル上に移築し保存。
平成元年度	H2.1 ～ 3	県の 744・745 号墳（戸毛向井７・６号墳）の発掘調査（記録保存）。	国道 309 号線バイパス工事に伴う調査。
平成２年度	H2.4	市の 449 号墳の発掘調査（Ⅲ）。	民間の土砂採取に伴う調査。半壊で残存か。報告書挿図では、378 ～ 382・384 ～ 388・422・425 号墳が消滅表記。
平成５年度	H5.9 ～ H6.1	市の 74・75 号墳の発掘調査（Ⅳ）。最終的に消滅。	自然崩落の危険性があったため、国庫・県費補助事業の範囲確認調査として実施。
平成７年度 ～８年度	H7.12 ～ H8.1	市の 373･374 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅲ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成８年度	H8.4 ～ 9	市の 414 ～ 419・770 号墳の調査（記録保存、Ⅲ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
	H8.11 ～ H9.3	市の 420･421･771 号墳の調査（記録保存、Ⅲ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成９年度	H9.10 ～ H10.3	市の 371・407・408 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅴ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 10 年度	H10.10 ～ 12	市の 409 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅴ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 11 年度	H11.8 ～ 10	市の 428 ～ 430 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅲ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 13 年度 ～ 14 年度	H13.6 ～ H14.7	市の 456 ～ 466 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅵ）。	民間の土砂採取に伴う調査。
	H13.8.6 ～ H14.3.29	市の 559 号墳～ 562 号墳の測量調査および 471 ～ 473 号墳、563 号墳、772 号墳、條ウル神古墳・室古墓の発掘調査。	史跡指定を目指した範囲確認調査。平成 14 年３月 23・24 日に現地説明会を開催。
平成 14 年度	H14.12.19	史跡指定。	
平成 22 年度	H22.8	市の 773 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅶ）。	京奈和自動車道建設に伴う緊急調査。
平成 23 年度	H23.10.8	ゴルフ場による史跡指定地内古墳毀損事件。	ゴルフ場の打球練習場拡幅によって史跡指定地内の古墳が毀損。
平成 25 年度	H25.5.10	ゴルフ場毀損箇所の復旧完了。	復旧工事に併せて、ゴルフ場敷地内に史跡巨勢山古墳群の解説板を設置。
平成 26 年度	H26.10.6	史跡追加指定。	
平成 30 年度	H31.2 ～ 3	市の 281 号墳の発掘調査（記録保存、Ⅷ）。	市の健康増進施設建設に伴う調査。

の増加が見込まれる。このような実状から必ずしも実数を明らかにはできないが、増減を相殺しても、巨勢山古墳群が、700 基を超えるわが国最大級の群集墳であることは間違いない。

このように 700 基ほどある古墳群中の約 2 割が消滅する中、古墳群保護の気運が高まり、平成 12 年に巨勢山丘陵を対象とした大規模な土砂採取事業計画が持ち上がったことを直接的なきっかけとして、これ以上の古墳群の破壊を食い止めるため史跡に指定して保存を目指すことになった。

そのため、平成 13 年度には史跡指定のための範囲内容確認調査として、丘陵頂部付近の支群 559 ～ 562 号墳の測量調査を実施し、発掘調査として、同所に隣接する前方後円墳 563 号墳・丘陵北西端部の室地区所在支群・條地区所在の條ウル神古墳の調査を行った。特に室地区所在支群では、新たに横穴式石室墳（772 号墳）のほか、平安時代初期とみられる木炭木槨墓（巨勢山室古墓）などを検出した。また、條地区の條ウル神古墳では巨大石室の存在が明確になるなど、多大な成果をあげた。

これら調査によって､古墳群の学術的価値の大枠が解明されたことで､平成 14 年に史跡指定となった。

なお、平成 26 年には、地籍図と現地形の照合に不備があった地点について追加指定を行っている。

イ　指定告示

文部科学省告示第 202 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 14 年 12 月 19 日　　文部科学大臣　遠山敦子

名　称	所在地	地　域
巨勢山古墳群	奈良県御所市大字室	808 番 1、809 番、810 番、811 番、812 番、813 番、814 番、815 番、816 番、818 番 1 、818 番 2 、819 番、820 番、821 番、822 番、823 番、824 番、825 番、826 番、827 番、832 番、833 番、834 番、835 番、836 番、837 番、838 番、839 番、845 番、846 番、847 番、848 番、849 番、850 番、851 番、852 番 1 、852 番 2 、853 番、854 番 855 番、856 番、857 番 1 、858 番、859 番、860 番、861 番、862 番、863 番、864 番、865 番、866 番、867 番、868 番、869 番、870 番、871 番、872 番、873 番、874 番、875 番、876 番、877 番、878 番、879 番 1 、879 番 3 、880 番、881 番、961 番、962 番、963 番、964 番、965 番 1 、966 番、967 番、974 番、977 番、978 番、979 番、980 番、981 番、982 番、983 番、984 番、985 番、1017 番、1018 番、1022 番、1023 番、1024 番、1025 番、1029 番、1047 番、1067 番、1068 番、1069 番 1 、1069 番 2 、1069 番 3 、1069 番 4 、1081 番、1082 番、1083 番、1084 番、1087 番、1093 番、1094 番、1095 番、1096 番、1096 番 1 、1096 番 2 、1097 番、1098 番、1099 番、1100 番、1101 番、1102 番･1103 番･1104 番合併、1105 番、1106 番 1 、1106 番 2 、1107 番、1108 番のうち実測 17,699 平方メートル、1109 番、1110 番 1、1110 番 2、1111 番 1、1111 番 2、1112 番、1172 番、1174 番、1175 番、1176 番 1、1176 番 2、1176 番 3、1392 番、1393 番、1394 番、1398 番
	同　大字城山台	90 番 16、90 番 17、90 番 25
	同　大字西寺田	540 番、541 番、542 番、543 番、544 番、545 番、546 番、547 番、548 番、549 番、550 番、551 番、552 番、553 番、554 番、555 番、562 番、563 番 1、563 番 2、563 番 3、564 番 2、565 番 1、566 番 1、567 番 1
	同　大字條	544 番、556 番 2、557 番、558 番、559 番、571 番、572 番、575 番
	同　大字多田	577 番、578 番

名　称	所在地	地　域
巨勢山古墳群	同　大字朝町	1424 番 1、1424 番 2、1424 番 3、1424 番 4 のうち実測 7,131.40 平方メートル、1520 番 1 のうち実測 11,328.54 平方メートル、1520 番 2 のうち実測 13,591.28 平方メートル、1520 番 3 のうち実測 5,817.79 平方メートル、1520 番 5 のうち実測 3,438.80 平方メートル、1520 番 6 のうち実測 1,377.65 平方メートル、1520 番 7 のうち実測 602.94 平方メートル、1524 番 2 のうち実測 31,025.40 平方メートル、1525 番 1、1525 番 2 のうち実測 19,874.73 平方メートル、1527 番 2 のうち実測 7,993.23 平方メートル、1527 番 6 のうち実測 1,404.68 平方メートル、1531 番 13、1531 番 14 のうち実測 30,586.70 平方メートル、1532 番 2
		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、奈良県御所市大字室 1106 番 2 と同 1108 番に挟まれる道路敷を含む。
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県教育委員会及び御所市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

文部科学省告示第 142 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 26 年 10 月 6 日　　文部科学大臣　下村博文

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地　域
巨勢山古墳群	平成 14 年文部科学省告示第 202 号	奈良県御所市大字條	525 番、531 番、532 番、533 番

ウ　指定説明文とその範囲

（ア）指定説明文

巨勢山古墳群（こせやまこふんぐん）

奈良県御所市

巨勢山古墳群は、奈良盆地の南部、巨勢山丘陵を中心とした東西 3.3 キロメートル、南北 3.5 キロメートルの範囲に分布する、5 世紀中ごろから 7 世紀中ごろに築造された約 700 基を数える大規模な群集墳である。山塊から派生する尾根上に、10 基程度からなる支群が多数展開している。大半は直径約 10 メートルから 20 メートル程度の小規模な円墳であるが、全長 40 メートル前後の前方後円墳 4 基や、直径 30 メートル程度の円墳、一辺 10 メートルから 20 メートルほどの方墳も確認している。

土取り等の開発の進行に伴って古墳群の破壊が進んだため、昭和 49 年度以降、奈良県立橿原考古学研究所と御所市教育委員会が、丘陵の西部、南部の支群を中心にして約 90 基の古墳の調査を行った。また、昭和 58 年には詳細な分布調査を実施している。

本古墳群は大規模な群集墳であり、支群ごとに埋葬施設、副葬品に特徴がある。丘陵最高部に所在する支群の前方後円墳である 563 号墳は 6 世紀中ごろの築造で、主体部は木棺直葬である。葺き石、埴輪等の施設は認められず、副葬品は概して少ない。また、北西部の室地区では、前方後円墳 1 基を確認し、これは 5 世紀後半の築造である。主体部は木棺直葬とみられる。隣接する円墳は横穴式石室を持ち、6 世紀後半の築造である。丘陵西部に所在する 323 号墳は横口式石槨を主体部とする方墳で、7 世紀前半の築造である。なお、開発に伴って調査を行った丘陵北西部の境谷支群では、5 世紀中ごろから 6 世紀前半までの木棺直葬の埋葬施設とともに、6 世紀前半に築造された横穴式石室を確認しており、これは奈良盆地でも初期の例である。

副葬品は、これまでに武器、馬具、装飾品、土器などが出土したが、金銅製歩揺付飾金具、鉄製鍛冶具、ミニチュア竈セットが特筆され、紀ノ川流域や朝鮮半島との関係もうかがわれる。

巨勢山古墳群は、いくつもの支群によって構成される大規模な群集墳であり、指定予定地内には、約300基の古墳が所在する。各支群は特徴的な埋葬施設や副葬品を持っており、前方後円墳は、5世紀にこの地域に勢力を張った葛城氏の末裔が営んだものとも考えられるが、その他の古墳は、埋葬施設、副葬品の多様さが示すように、多様な集団が築造したことが推定され、その背景には、強力な勢力の存在も想定できる。このように、本古墳群は当時の政治動向を示すとともに、奈良盆地南部の古墳時代中期から後期における集団の動向を探る上で重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』（473号：平成15年2月1日発行）から引用

（イ）史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すと概ね図3-14・15のようになる。

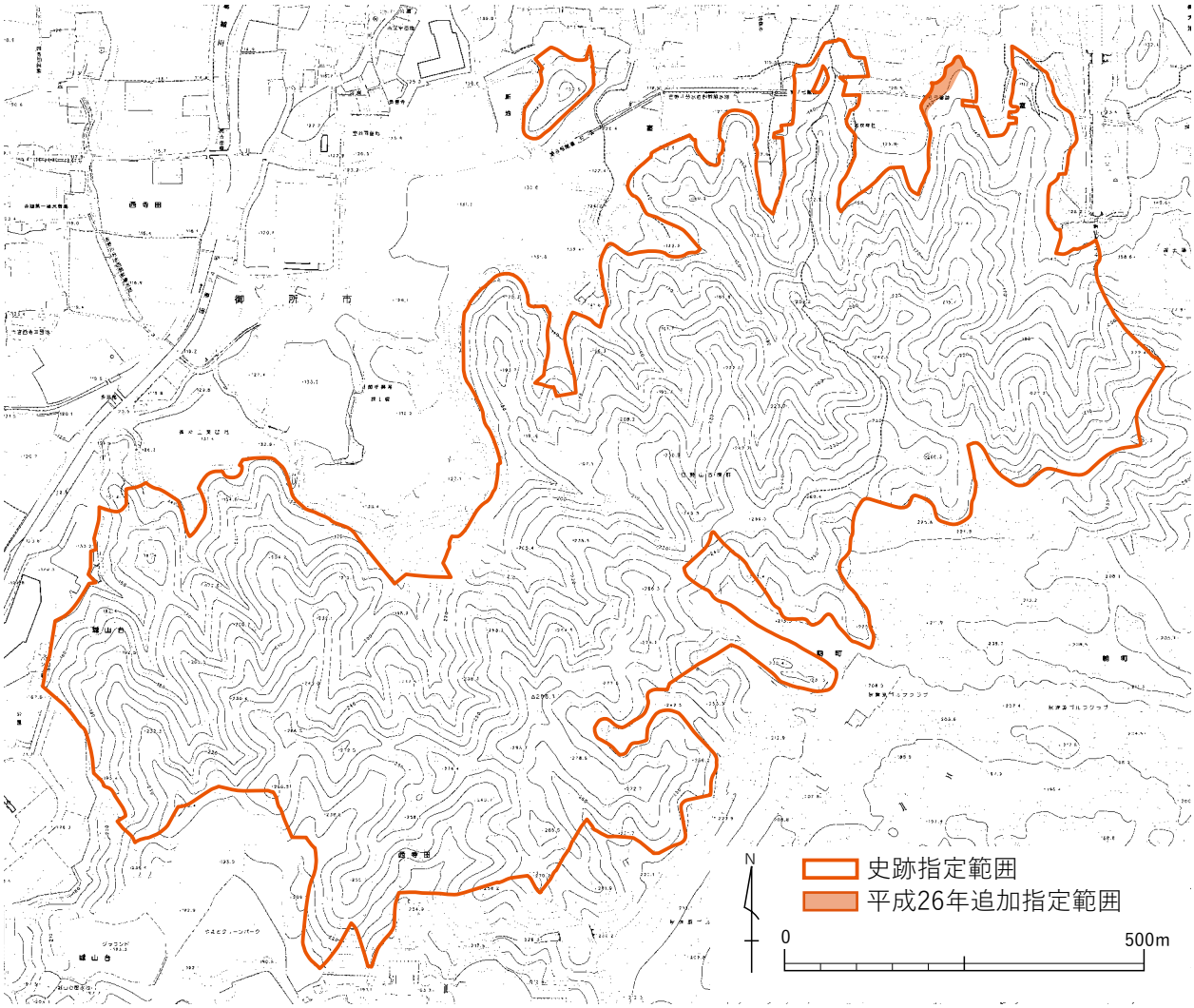


図3-14　巨勢山古墳群　史跡指定範囲図

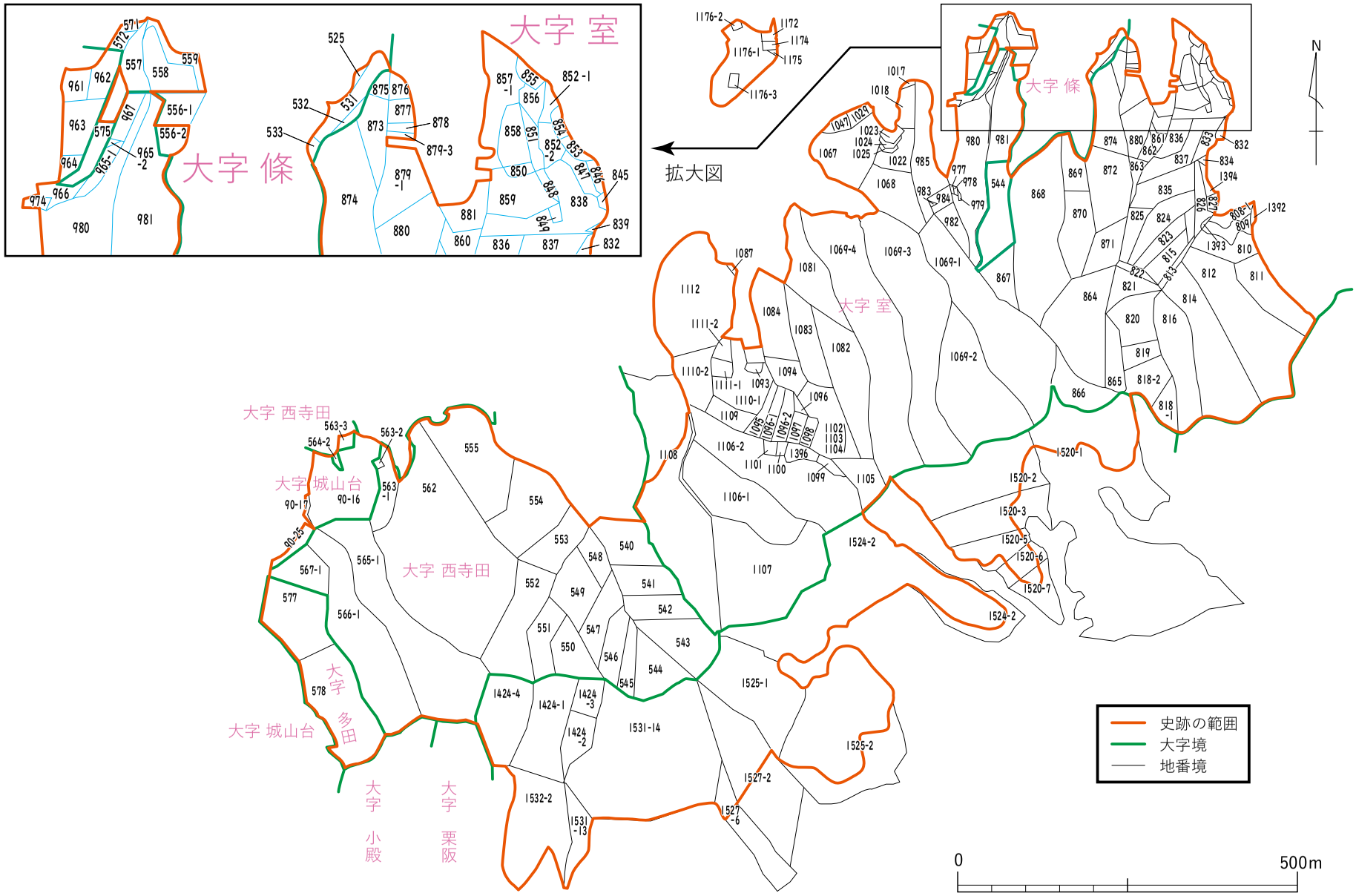


図 3-15　巨勢山古墳群　史跡指定範囲地番図



図 3-16　史跡巨勢山古墳群　赤色立体地図

エ　指定地の状況

（ア）土地等の所有関係

史跡巨勢山古墳群の指定地は、平成 26 年の追加指定地を含めて計 199 筆他、総面積 685,834.72 ㎡である（表 3-4）。そのうち 29.7%が民有地（会社有地が 24.5%、個人有地が 5.2%）であり、公有地は合計で 70.3%（御所市有地が 69.5%、国有地が 0.8%）となっている（表 3-5、図 3-17）。

（イ）管理団体の指定

現在、史跡の管理団体は指定されていない。

（ウ）公有化の経緯と進捗状況

巨勢山古墳群では、史跡指定のきっかけが土砂採取事業という開発行為であったこともあり、史跡指定後直ちに公有化事業を進めている。平成 16 年度から平成 22 年度にかけて継続的に公有化を進め、その後は相続など地権者側の課題が解決したところから順に平成 26 ～ 28 年度、令和 3 年度に公有化を行っている。

（エ）土地利用の状況（図 3-18）

巨勢山古墳群の史跡指定地内の土地利用状況は、一部に広葉樹が認められるもののヒノキの植林を中心とした人工林であり、谷部に僅かではあるが畑や水田、溜池がみられる。また、山林内に里道がみられるほか、山裾等に農業用水路が走る。里道は、一部道としての形状が不明確なところもみられる。明確な山道は少なく、通常では山林内を通行することは難しい。

（２）　史跡の概要

ア　指定に先立つ調査

発掘調査は、昭和 33・34 年 (1958・1959) に古墳群南西部の小殿（おどの）で、国道 24 号開発に伴い 287・288 号墳の 2 基の古墳で実施されたことを端緒とする。当時はまだ巨勢山古墳群という大群集墳として認識されていなかったため、前者を小殿 2 号墳、後者を小殿 1 号墳と呼称していた（網干 1960）。

昭和 47 年（1972）には、奈良県遺跡地図作成に伴う分布調査によって巨勢山古墳群の大きさが徐々に明らかとなり、同年に 718・719 号墳（稲宿 2 ・ 3 号墳）の 2 基（山田 1976）、昭和 48 年（1973）には境谷支群の 394・431 ～ 434・436 ～ 439 号墳の 9 基が奈良県によって発掘調査され（久野・中井 1974）、古墳群の一端が明らかとなった。

続いて昭和 57 年（1982）には、国体ラグビー場建設に伴い 41 ～ 46 号墳、50 ～ 52 号墳、89・90 号墳の 11 基の古墳（ミノヤマ支群）の調査が実施された（千賀・田中 1983）。また、翌年の昭和 58 年 (1983) には、71 号墳（タケノクチ支群）についてもラグビー場に通じる県道敷設工事に伴い発掘調査が行われた（田中 1984a）。

昭和 58 年 (1983) 度には、さらに詳細な分布調査が実施され、当時で計 707 基の大群集墳であることが示された。そして、石棺の存在が著名であった 640 号墳（条池南古墳（じょういけみなみ））や隣接する 641 号墳（条池北古墳（じょういけきた））について保存を目的とした発掘調査がなされた（田中 1984b）。保存を目的とする調査は昭和 59 年 (1984) にも継続され、458 号墳（境谷 10 号墳）の調査では、弥生時代後期の高地性集落である巨勢山境谷遺跡の存在が明らかになるなどの成果が得られた（藤田 1985）。

昭和 60 年 (1985) 以降、市の活性化を図る目的で巨勢山丘陵の開発が盛んに行われた。市と民間の共同事業で進められた「みどり台総合開発」事業では、まず 321 ～ 324・769 号墳の発掘調査が行われ、323 号墳（写真 3-11・12、図 3-25）が遺存状態の良好な横口式石槨（よこぐちしきせっかく）である事が確認されるなどの成果が得られたため、これらについては現状保存されることとなった。なお、昭和 61 年（1986）には、同

表３－４　巨勢山古墳群　指定地一覧

NO	町名・大字・字	地番	地目	面積（㎡）	所有者
1	御所市大字室	808 番 1	山林	106.00	御所市
2	御所市大字室	808 番 3	山林	266.53	国土交通省
3	御所市大字室	809 番 1	山林	473.00	御所市
4	御所市大字室	809 番 2	山林	263.00	国土交通省
5	御所市大字室	810 番 1	山林	78.27	個人
6	御所市大字室	810 番 2	山林	173.03	国土交通省
7	御所市大字室	811 番 1	山林	2,512.00	御所市
8	御所市大字室	811 番 2	山林	310.21	国土交通省
9	御所市大字室	812 番 1	山林	3,935.00	御所市
10	御所市大字室	812 番 2	山林	106.28	国土交通省
11	御所市大字室	813 番	山林	198.00	御所市
12	御所市大字室	814 番	山林	6,280.00	御所市
13	御所市大字室	815 番	山林	942.00	御所市
14	御所市大字室	816 番	山林	16,102.00	御所市
15	御所市大字室	818 番 1	山林	1,669.00	御所市
16	御所市大字室	818 番 2	山林	1,666.00	御所市
17	御所市大字室	819 番	山林	2,033.00	御所市
18	御所市大字室	820 番	山林	3,897.00	御所市
19	御所市大字室	821 番	山林	2,304.00	御所市
20	御所市大字室	822 番	山林	36.00	御所市
21	御所市大字室	823 番	山林	373.00	御所市
22	御所市大字室	824 番	山林	247.00	御所市
23	御所市大字室	825 番	山林	181.00	御所市
24	御所市大字室	826 番	山林	442.00	御所市
25	御所市大字室	827 番	山林	62.00	個人
26	御所市大字室	832 番	山林	79.00	御所市
27	御所市大字室	833 番	山林	231.00	御所市
28	御所市大字室	834 番	山林	99.00	御所市
29	御所市大字室	835 番	山林	363.00	御所市
30	御所市大字室	836 番	山林	406.00	御所市
31	御所市大字室	837 番	山林	942.00	御所市
32	御所市大字室	838 番 1	山林	146.00	個人
33	御所市大字室	838 番 2	山林	3,418.00	御所市
34	御所市大字室	839 番	山林	39.00	御所市
35	御所市大字室	845 番	山林	142.00	御所市
36	御所市大字室	846 番	山林	69.00	個人
37	御所市大字室	847 番	山林	46.00	個人
38	御所市大字室	848 番	山林	165.00	個人
39	御所市大字室	850 番	山林	165.00	個人
40	御所市大字室	851 番	山林	323.00	個人
41	御所市大字室	852 番 1	畑	125.00	個人
42	御所市大字室	852 番 2	山林	254.00	個人
43	御所市大字室	853 番	畑	79.00	御所市
44	御所市大字室	854 番	畑	82.00	御所市
45	御所市大字室	855 番	畑	204.00	個人
46	御所市大字室	856 番	山林	152.00	個人
47	御所市大字室	857 番 1	山林	648.00	御所市
48	御所市大字室	858 番	山林	271.00	個人
49	御所市大字室	859 番	山林	231.00	御所市
50	御所市大字室	860 番	山林	145.00	御所市
51	御所市大字室	861 番	山林	148.00	御所市
52	御所市大字室	862 番	山林	459.00	御所市
53	御所市大字室	863 番	山林	231.00	御所市
54	御所市大字室	864 番	山林	13,411.00	御所市
55	御所市大字室	865 番	山林	535.00	御所市
56	御所市大字室	866 番	山林	1,537.00	御所市
57	御所市大字室	867 番	山林	4,856.00	御所市
58	御所市大字室	868 番	山林	15,272.00	御所市
59	御所市大字室	869 番	山林	1,973.00	御所市
60	御所市大字室	870 番	山林	4,198.00	御所市
61	御所市大字室	871 番	山林	2,545.00	御所市
62	御所市大字室	872 番	山林	2,512.00	御所市
63	御所市大字室	873 番	山林	753.00	御所市
64	御所市大字室	874 番	山林	3,335.00	御所市
65	御所市大字室	875 番	山林	92.00	御所市
66	御所市大字室	876 番	山林	85.00	御所市
67	御所市大字室	877 番	山林	42.00	御所市
68	御所市大字室	878 番	山林	72.00	御所市
69	御所市大字室	879 番 1	山林	72.00	御所市
70	御所市大字室	879 番 3	山林	5.29	御所市
71	御所市大字室	880 番	山林	46.00	御所市
72	御所市大字室	881 番	山林	889.00	御所市
73	御所市大字室	961 番	山林	290.00	御所市
74	御所市大字室	962 番	山林	300.00	御所市
75	御所市大字室	963 番	山林	419.00	御所市
76	御所市大字室	964 番	山林	59.00	御所市
77	御所市大字室	965 番 1	山林	105.00	個人
78	御所市大字室	966 番	山林	52.00	個人
79	御所市大字室	967 番	山林	62.00	個人
80	御所市大字室	974 番	山林	128.00	個人
81	御所市大字室	977 番	山林	135.00	個人
82	御所市大字室	978 番	山林	214.00	個人
83	御所市大字室	979 番	山林	79.00	個人
84	御所市大字室	980 番	山林	4,019.00	御所市
85	御所市大字室	981 番	山林	2,747.00	御所市
86	御所市大字室	982 番 1	山林	42,409.00	御所市
87	御所市大字室	982 番 2	山林	43,399.00	御所市
88	御所市大字室	983 番	山林	39.00	御所市
89	御所市大字室	984 番	山林	85.00	御所市
90	御所市大字室	985 番	山林	3,229.00	御所市
91	御所市大字室	1017 番	山林	26.00	個人
92	御所市大字室	1018 番	山林	856.00	御所市
93	御所市大字室	1022 番	山林	961.00	御所市
94	御所市大字室	1023 番	山林	300.00	御所市
95	御所市大字室	1024 番	山林	119.00	御所市
96	御所市大字室	1025 番	山林	62.00	御所市
97	御所市大字室	1029 番	山林	224.00	御所市
98	御所市大字室	1047 番	山林	23.00	御所市
99	御所市大字室	1067 番	山林	5,596.00	御所市
100	御所市大字室	1068 番	山林	2,085.00	個人
101	御所市大字室	1081 番	山林	11,441.00	御所市
102	御所市大字室	1082 番	山林	9,494.00	御所市
103	御所市大字室	1083 番	山林	3,874.00	御所市
104	御所市大字室	1084 番	山林	4,571.00	御所市
105	御所市大字室	1087 番	山林	23.00	御所市
106	御所市大字室	1093 番	山林	233.00	御所市
107	御所市大字室	1094 番	山林	2,613.00	御所市
108	御所市大字室	1095 番	田	1,212.00	御所市
109	御所市大字室	1096 番	田	171.00	御所市
110	御所市大字室	1096 番 1	田	633.00	御所市
111	御所市大字室	1096 番 2	畑	629.00	御所市
112	御所市大字室	1097 番	田	701.00	御所市
113	御所市大字室	1098 番	田	1,396.00	御所市
114	御所市大字室	1099 番	ため池	1,437.00	御所市
115	御所市大字室	1100 番	田	551.00	御所市
116	御所市大字室	1101 番	畑	569.00	御所市
117	御所市大字室	1102 番	畑	4,246.00	御所市
118	御所市大字室	1105 番 1	山林	1,419.00	御所市
119	御所市大字室	1105 番 2	山林	1,324.00	御所市
120	御所市大字室	1106 番 1	山林	7,933.00	御所市
121	御所市大字室	1106 番 2	山林	17,450.00	御所市
122	御所市大字室	1107 番 2	山林	14,484.00	御所市

NO	町名・大字・字	地番	地目	面積（㎡）	所有者
123	御所市大字室	1107 番 3	山林	16,113.00	御所市
124	御所市大字室	1109 番	山林	725.00	御所市
125	御所市大字室	1110 番 1	山林	6,262.00	御所市
126	御所市大字室	1110 番 2	山林	4,861.00	御所市
127	御所市大字室	1111 番 1	山林	1,363.00	御所市
128	御所市大字室	1111 番 2	山林	718.00	御所市
129	御所市大字室	1112 番	山林	12,499.00	御所市
130	御所市大字室	1172 番	山林	198.00	御所市
131	御所市大字室	1174 番	山林	218.00	御所市
132	御所市大字室	1175 番	山林	13.00	御所市
133	御所市大字室	1176 番 1	山林	3,831.00	御所市
134	御所市大字室	1176 番 2	山林	66.00	御所市
135	御所市大字室	1176 番 3	山林	198.00	御所市
136	御所市大字室	1392 番	山林	89.24	国土交通省
137	御所市大字室	1393 番	山林	145.00	御所市
138	御所市大字室	1394 番	山林	284.00	御所市
139	御所市大字室	1398 番	ため池	768.00	御所市
140	御所市大字城山台	90 番 16	山林	10,454.00	御所市
141	御所市大字城山台	90 番 17	雑種地	334.00	御所市
142	御所市大字城山台	90 番 25	山林	1,205.00	御所市
143	御所市大字西寺田	540 番	山林	3,123.00	御所市
144	御所市大字西寺田	541 番	山林	4,082.00	御所市
145	御所市大字西寺田	542 番	山林	3,590.00	御所市
146	御所市大字西寺田	543 番	山林	2,307.00	御所市
147	御所市大字西寺田	544 番	山林	4,208.00	御所市
148	御所市大字西寺田	545 番	山林	846.00	御所市
149	御所市大字西寺田	546 番	山林	2,304.00	御所市
150	御所市大字西寺田	547 番	山林	3,599.00	御所市
151	御所市大字西寺田	548 番	山林	2,099.00	御所市
152	御所市大字西寺田	549 番	山林	4,016.00	個人
153	御所市大字西寺田	550 番	山林	3,586.00	個人
154	御所市大字西寺田	551 番	山林	3,421.00	御所市
155	御所市大字西寺田	552 番	山林	8,168.00	個人
156	御所市大字西寺田	553 番	山林	3,193.00	御所市
157	御所市大字西寺田	554 番	山林	5,163.00	御所市
158	御所市大字西寺田	555 番	山林	10,482.00	御所市
159	御所市大字西寺田	562 番	山林	31,246.00	御所市
160	御所市大字西寺田	563 番 1	山林	463.00	御所市
161	御所市大字西寺田	563 番 2	墓地	773.00	個人
162	御所市大字西寺田	563 番 3	山林	283.00	御所市
163	御所市大字西寺田	564 番 2	山林	175.00	御所市
164	御所市大字西寺田	565 番 1	山林	13,628.00	御所市
165	御所市大字西寺田	566 番 1	山林	14,023.00	御所市
166	御所市大字西寺田	567 番 1	山林	1,029.00	御所市
167	御所市大字條	525 番	山林	297.00	御所市
168	御所市大字條	531 番	山林	2,003.00	御所市
169	御所市大字條	532 番	山林	105.00	御所市
170	御所市大字條	533 番	山林	254.00	御所市
171	御所市大字條	544 番	山林	3,907.00	個人
172	御所市大字條	556 番 2	畑	548.00	御所市
173	御所市大字條	557 番	山林	323.00	御所市
174	御所市大字條	558 番	山林	423.00	御所市
175	御所市大字條	559 番	山林	502.00	御所市
176	御所市大字條	571 番	原野	102.00	御所市
177	御所市大字條	572 番	山林	171.00	御所市
178	御所市大字條	575 番	山林	373.00	個人
179	御所市大字多田	577 番	山林	3,966.00	御所市
180	御所市大字多田	578 番	山林	10,254.00	個人
181	御所市大字朝町	1424 番 1	山林	17,252.00	会社
182	御所市大字朝町	1424 番 2	山林	1,735.00	会社
183	御所市大字朝町	1424 番 3	山林	1,735.00	会社
184	御所市大字朝町	1424 番 4	山林	7,131.40	会社
185	御所市大字朝町	1520 番 1	山林	11,328.54	会社
186	御所市大字朝町	1520 番 2	山林	13,591.28	会社
187	御所市大字朝町	1520 番 3	山林	5,817.79	会社
188	御所市大字朝町	1520 番 5	山林	3,438.80	会社
189	御所市大字朝町	1520 番 6	山林	1,377.65	会社
190	御所市大字朝町	1520 番 7	山林	602.94	会社
191	御所市大字朝町	1524 番 2	山林	31,025.40	会社
192	御所市大字朝町	1525 番 1	山林	3,371.00	御所市
193	御所市大字朝町	1525 番 2	山林	19,874.73	会社
194	御所市大字朝町	1527 番 2	山林	7,993.23	会社
195	御所市大字朝町	1527 番 6	山林	1,404.68	会社
196	御所市大字朝町	1531 番 13	山林	148.00	会社
197	御所市大字朝町	1531 番 14	山林	30,586.70	会社
198	御所市大字朝町	1532 番 2	山林	12,848.00	会社
199	御所市大字室　他	界在する里道・水路		4,219.73	国土交通省
		合計		685,834.72	

表 3-5　史跡巨勢山古墳群の所有割合

公有地		民有地		合計
481,920.31（70.3%）		203,914.41（29.7%）		685,834.72（100%）
御所市	国	個人	会社	
476,492.29（69.5%）	5,428.02（0.8%）	36,023.27（5.2%）	167,891.14（24.5%）	

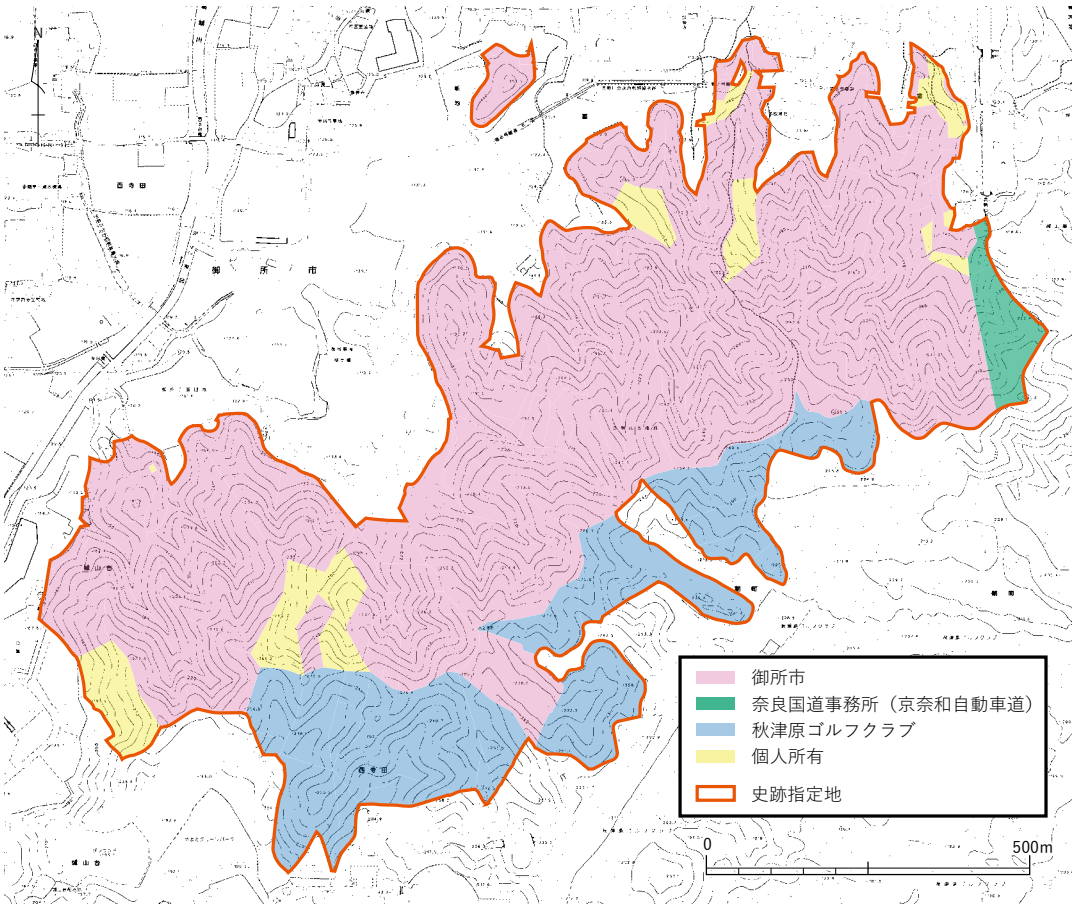


図 3-17　巨勢山古墳群　土地所有状況図

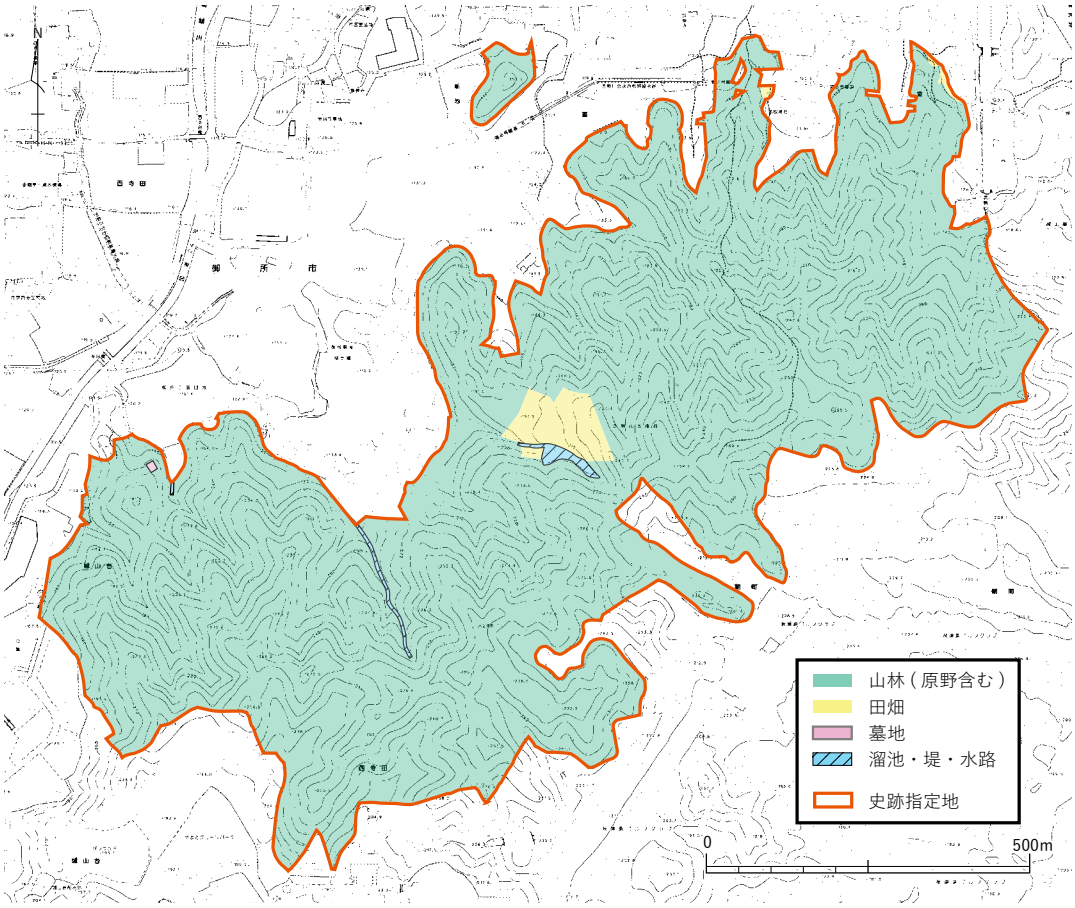


図 3-18　巨勢山古墳群　土地利用状況図

じくみどり台総合開発事業の一環として、243 号墳の調査が行われている（藤田編 1987）。

昭和 62 年（1987）の工業団地開発では、257、282、283、289 ～ 292、767 号墳が記録保存となった（御所市教育委員会 1987）。

昭和 63 年（1988）～平成 3 年に行われたゴルフ場建設に伴う事前調査では、21・22・29 ～ 32・53・145 ～ 147・149・150・153 ～ 156・194・197・202・565・768 号墳の 21 基が記録保存となった。弥生時代の高地性集落としては、155 号墳の北から 155 号墳にかけて巨勢山中谷遺跡、192 地点では巨勢山八伏遺跡を検出している。歴史時代の遺構としては、150 号墳北側から 157･158 号墳にかけての道状遺構があり、木棺直葬墓や土坑（どこう）を 15 基検出している（御所市教育委員会 1990）。

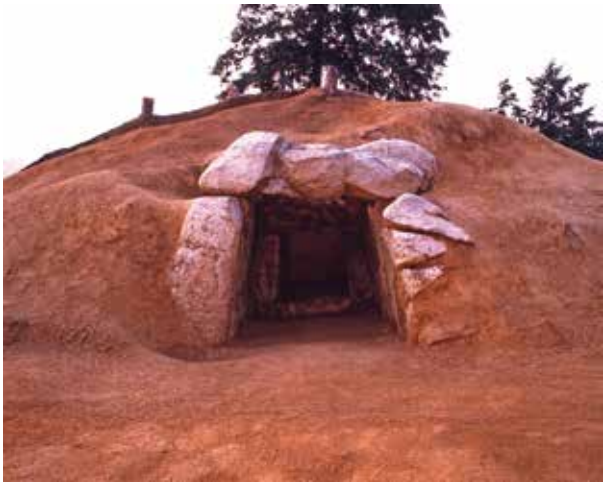


写真 3-11　巨勢山 323 号墳　横口式石槨

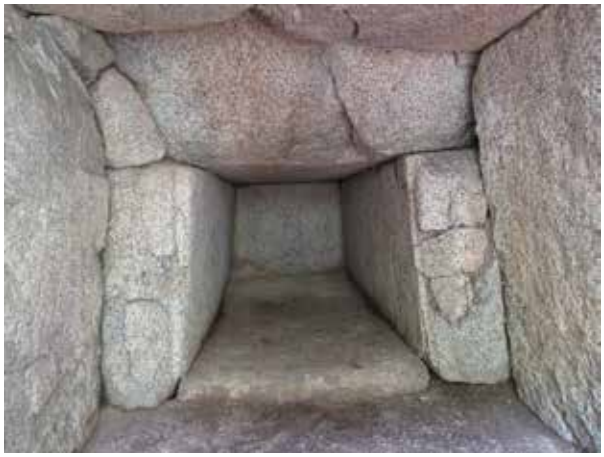


写真 3-12　巨勢山 323 号墳　横口式石槨奥室

土砂採取地においても、平成 2 年の 449 号墳、平成 5 年に 74･75 号墳（写真 3-13）、平成 7 年に 373･374 号墳、平成 8 年に 414 ～ 421、770・771 号墳、平成 9 年に 371・407･408 号墳（写真 3-14）、平成 10 年に 409 号墳、平成 13 年に 456 ～ 466 号墳の調査を実施した（木許・藤田編 2002、藤田編 2002、木許 2005、木許編 2007）。また、平成 2 年には、国道 309 号バイパス建設に伴って、奈良県によって 744･745 号墳（戸毛向井 7・6 号墳）が調査されている（入倉 1990）。

こうして総数 700 基を超える古墳群のうち 2 割程度が消滅する中、古墳群保護の気運が高まり、平成 13 年度には史跡指定を目指した範囲確認調査を行った。559 ～ 562 号墳の測量調査のほかに、471 ～ 473・563（写真 3-15、図 3-26）・772 号墳の発掘調査を行い、471 号墳が前方後円墳であることが新たに判明した（図 3-27）。また、この調査で條ウル神古墳の巨大な石室・石棺を再確認した（御所市教育委員会 2002）。

以上の成果によって、古墳群の学術的価値の大枠が解明されたことで、平成 14 年に史跡指定となった。

イ　指定後に行われた調査

指定地外ではあるものの、平成 22 年の京奈和自動車道工事により横穴式石室墳である 773 号墳が不時発見された。緊急調査ではあったものの、追葬の遺存状況が良好であり、石室の構造や出土遺物から渡来系要素の強さが窺われた（奥田編 2015、写真 3-16）。また 281 号墳についても、平成 31 年度に御所市による健康増進スポーツ施設の建設に先立って発掘調査が行われ、記録保存されるに至っている（金澤 2020）。

なお、史跡内における土砂流出への対策方法を検討するための実態把握調査として、令和 4 年度には土壌の発達状態や森林の樹冠に関する調査（附章 1 参照）が、令和 5 年度には植生調査（附章 2 参照）が実施されており、史跡の保全や整備に向け、治山や森林管理に関する研究手法を取り入れた調査も進められている。

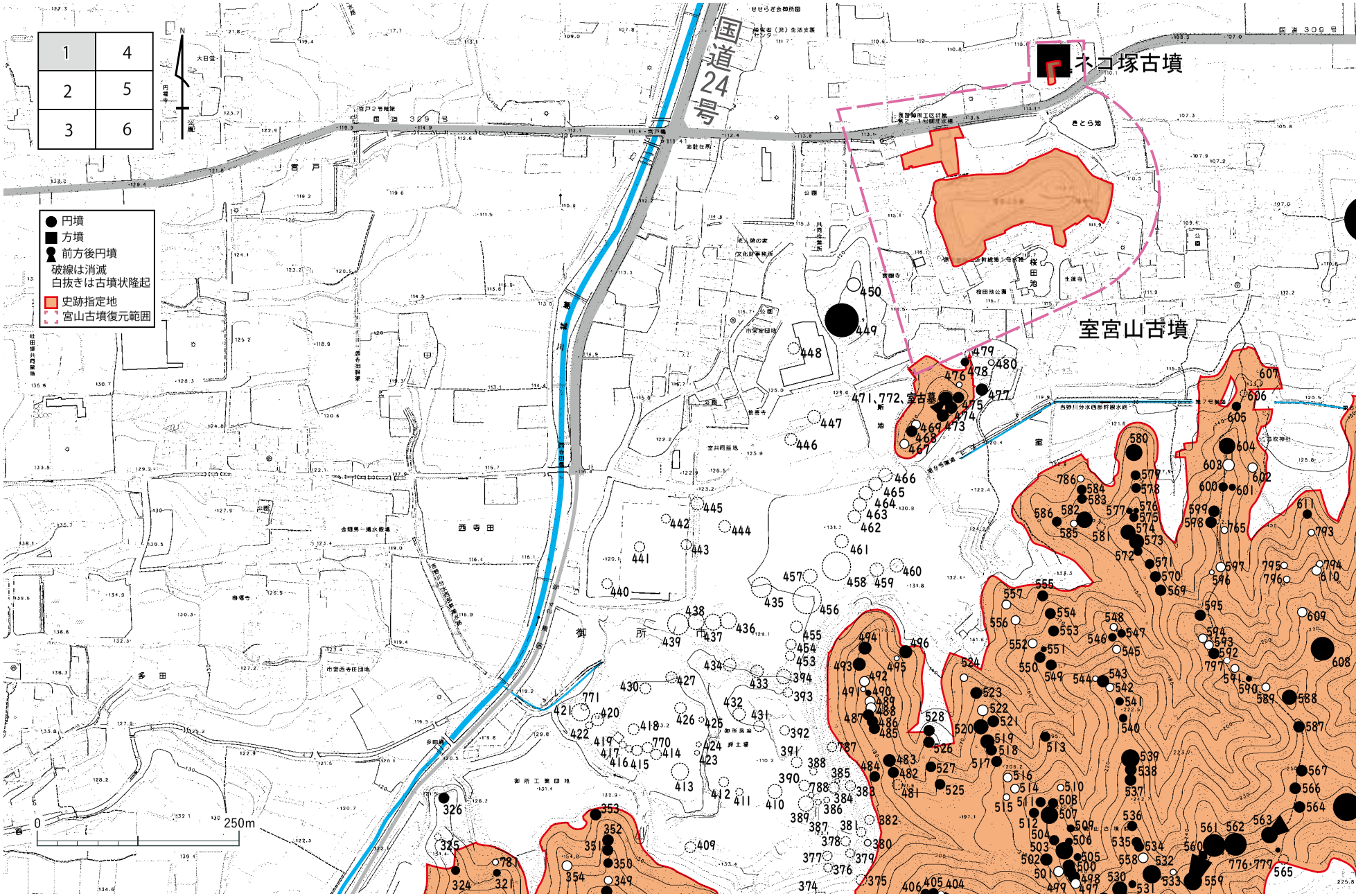


図 3-19　巨勢山古墳群分布図（１）

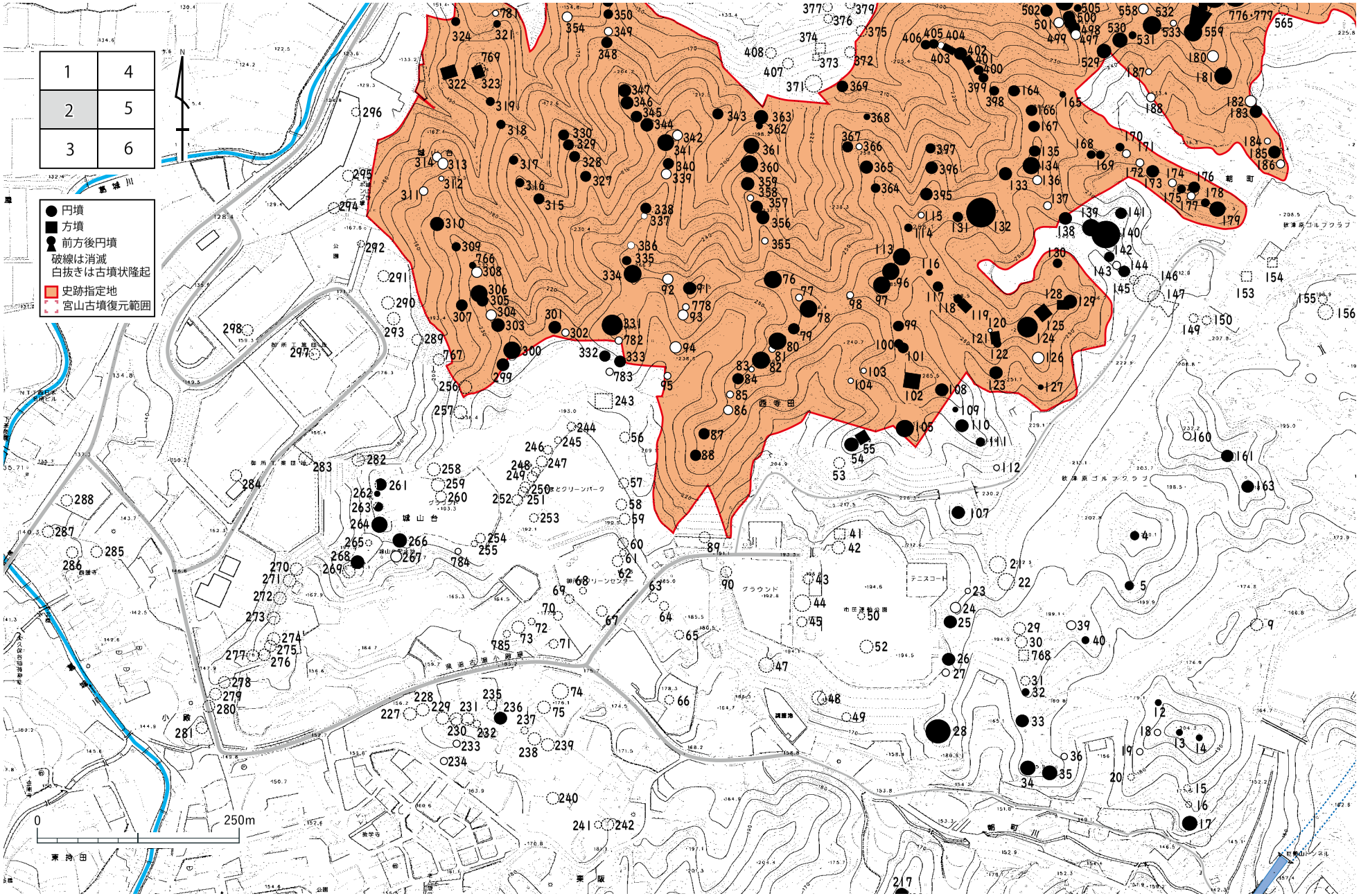


図 3-20　巨勢山古墳群分布図（２）

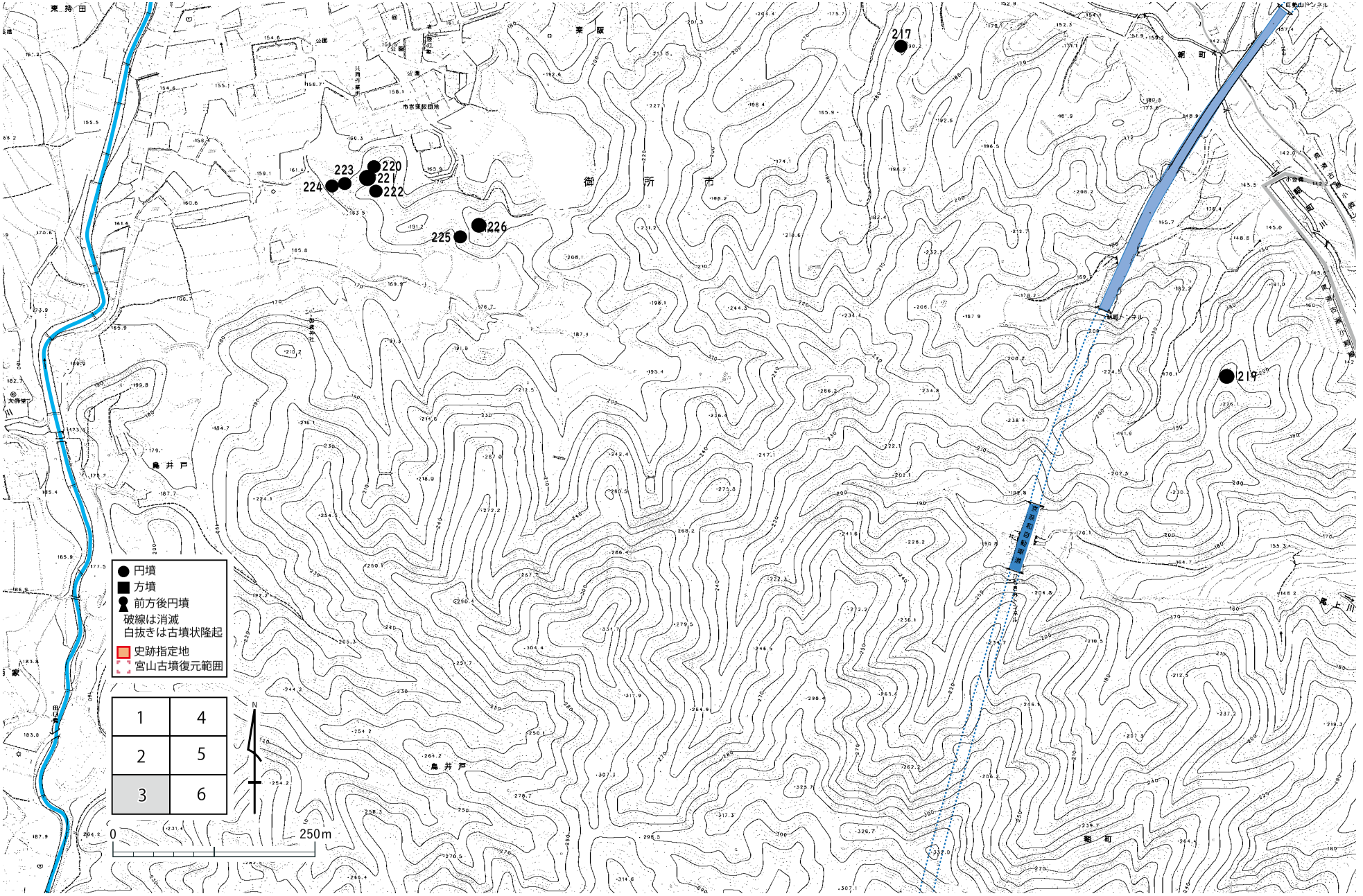


図 3-21　巨勢山古墳群分布図（３）

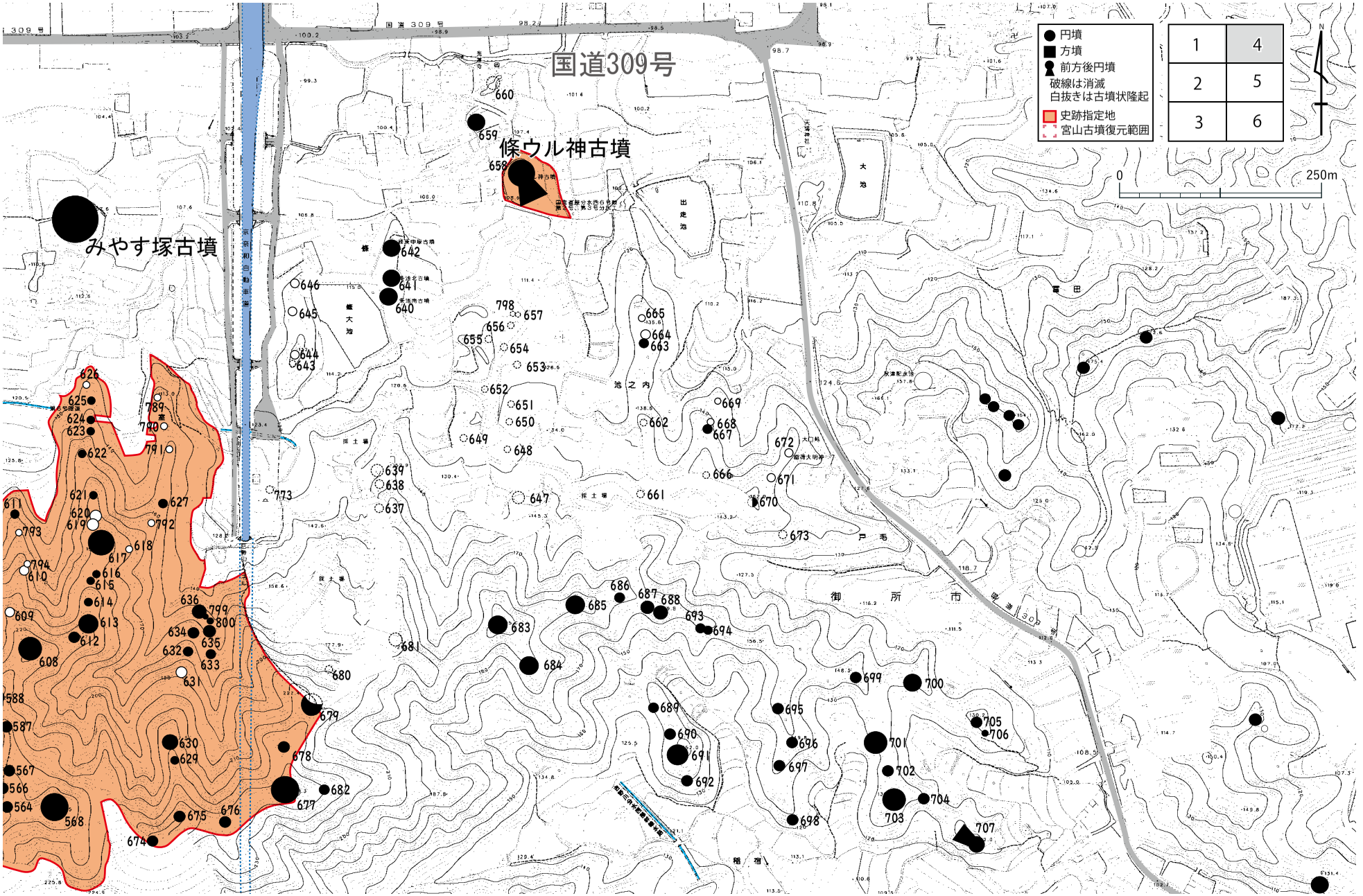


図 3-22　巨勢山古墳群分布図（4）

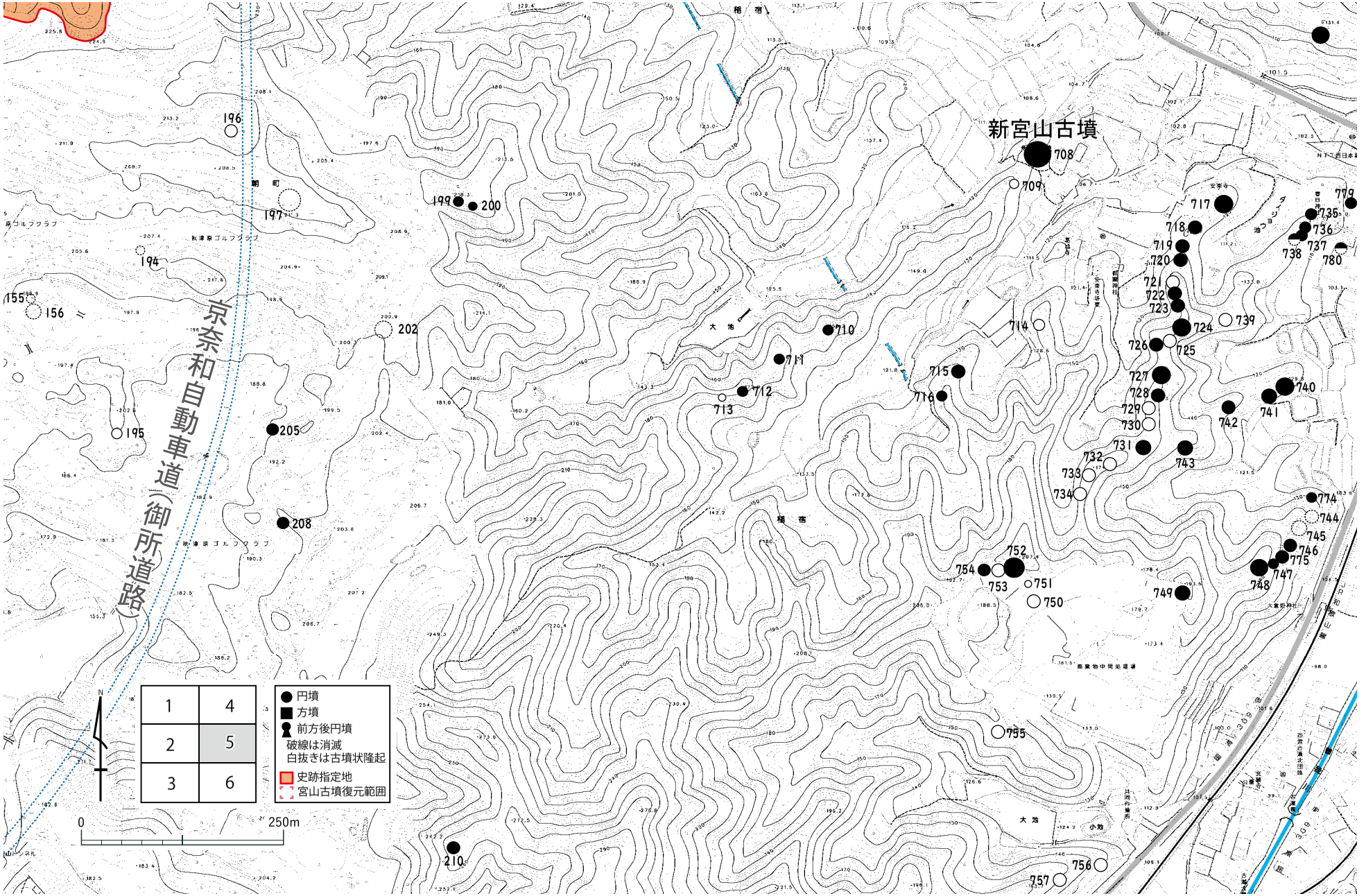


図 3-23　巨勢山古墳群分布図（５）

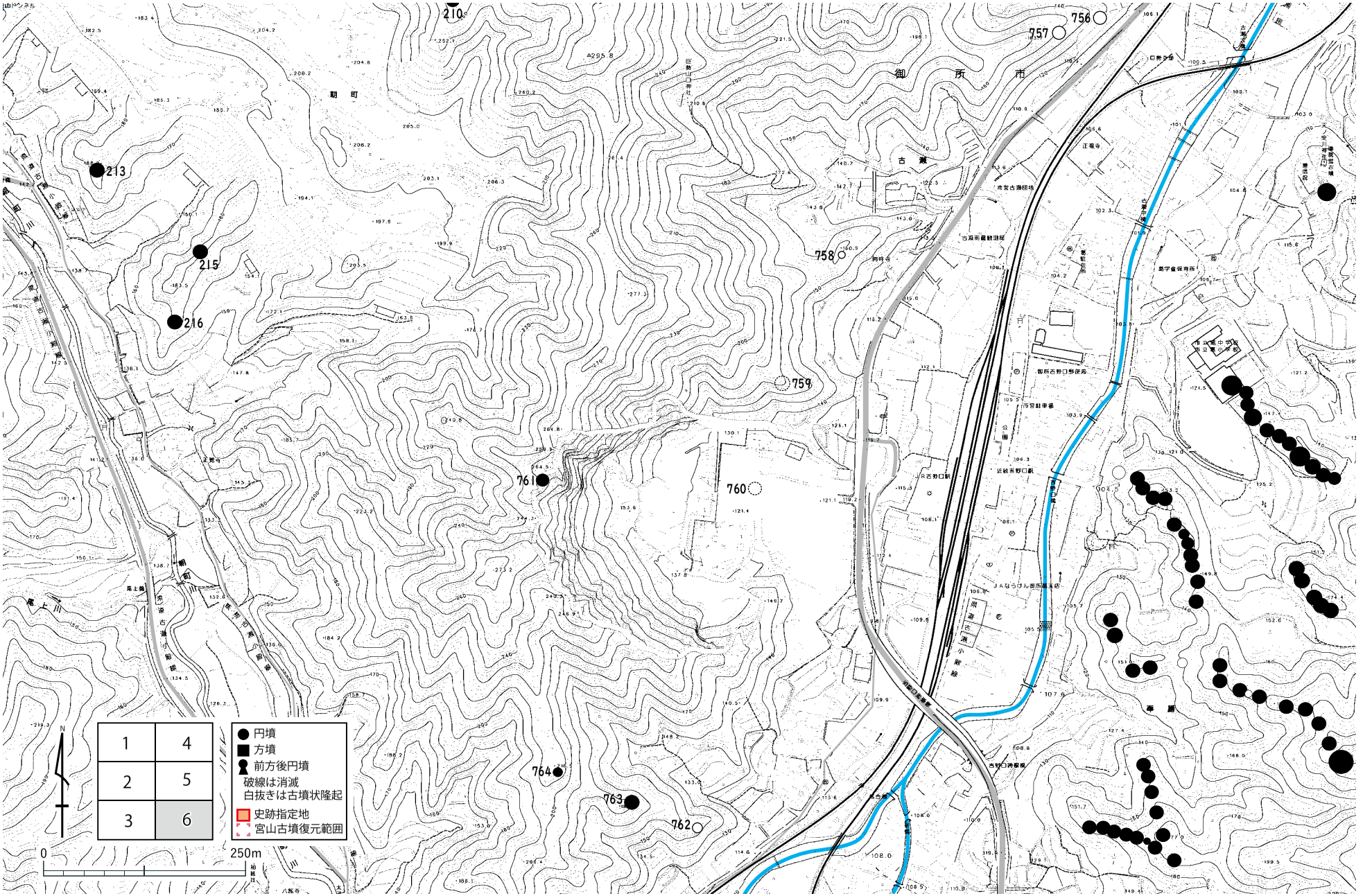


図 3-24　巨勢山古墳群分布図（6）

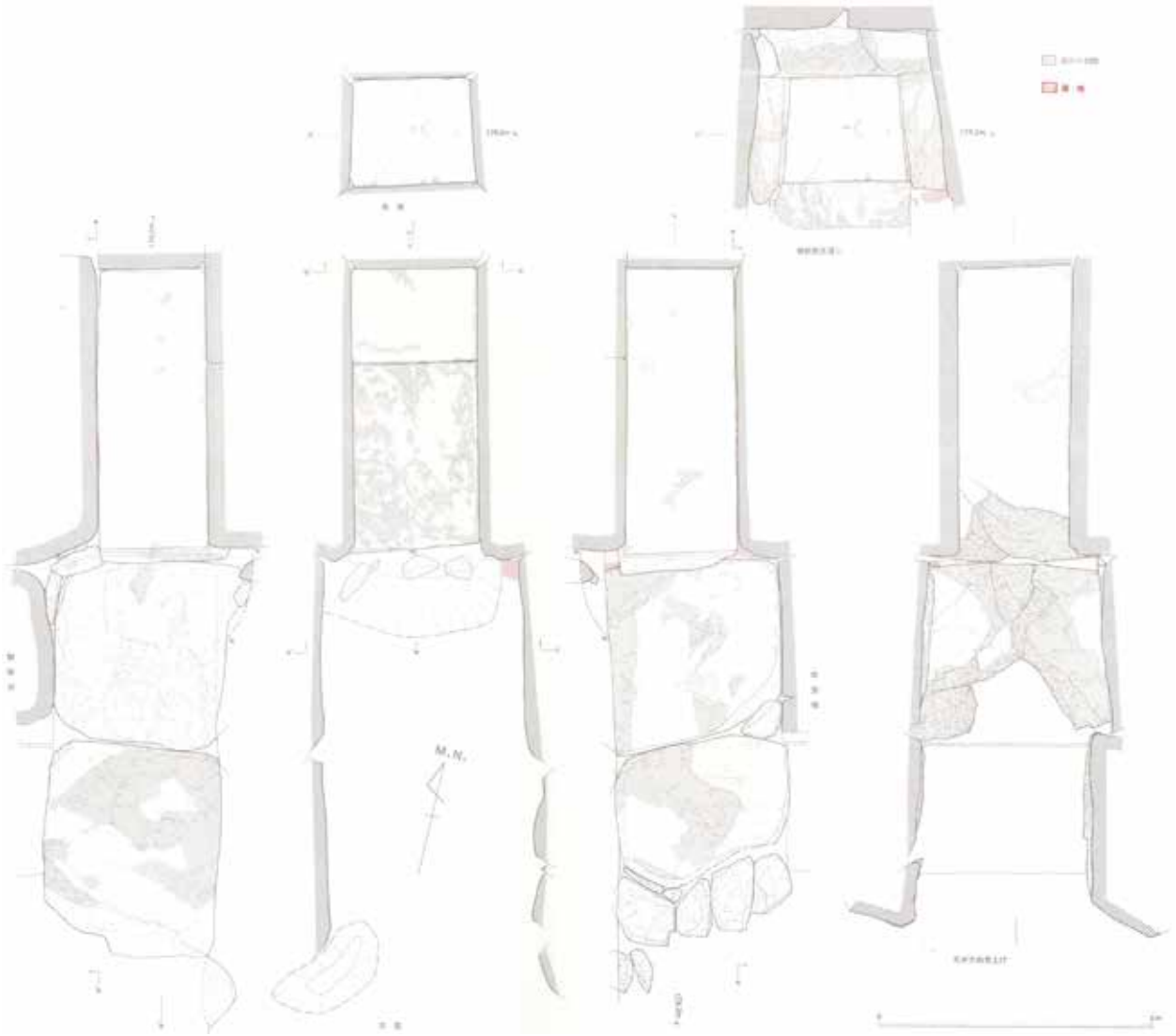


図 3-25　巨勢山 323 号墳　横口式石槨実測図 （藤田編 1987）



写真 3-13　巨勢山 75 号墳出土馬具一式

ウ　巨勢山古墳群の性格について

大型群集墳が成立するに当たっては、擬制的同族集団関係の存在がその背景に想定されており、巨勢山古墳群についても、宮山古墳の被葬者を祖と仰ぐ集団が宮山古墳の背後の丘陵に大群集墳を造営したと理解することが可能である。700 基を超える非常に規模の大きな群集墳の成立にあたっては、隣接する宮山古墳との関係性を抜きにして考えることは困難と考えられよう。

ただし、未調査古墳の多い巨勢山古墳群の性格については異論も提示されている（藤田 2003）。そこで重要になるのが、巨勢山古墳群中に築造された前方後円墳の実態である。まず古墳群内の 4 基の前方後円墳について記すと、いずれも規模が 30 ～ 40 m級という共通性がある。丘陵最高所に所在する 563 号墳（現存、写真 3-15、図 3-26）は 6 世紀中葉の築造であり、主体部は木棺直葬である。葺石、埴輪等の外表施設は認められず、副葬品も少ない。同じく丘陵最高所に所在する 559 号墳（現存）については調査は行われていないが、563 号墳に類似した内容と推測される。

丘陵最高所から南に派生する尾根上には 147 号墳（消滅）があった。5 世紀末～ 6 世紀初頭の築造で、２つある埋葬主体はいずれも木棺直葬で、やはり副葬品に顕著なものはみられない。

丘陵北西部、飛び地状の指定地になっている室地区では、471 号墳（現存、図 3-27）が前方後円墳であることが判明した。これは 5 世紀後葉の築造で、主体部は同様に木棺直葬であった。

このように巨勢山古墳群中の前方後円墳は 5 世紀後葉の 471 号墳にはじまり、6 世紀中葉の 563 号墳で系譜を終えるとみられる。

最高位の墳形でありながらも、副葬品などの内容にやや貧弱な様相をもつ巨勢山古墳群の前方後円墳に対して、群中の併行期の円墳や方墳では横穴式石室が採用され金銅装馬具などの副葬品も多くみられる。もしも巨勢山古墳群が擬制的同族関係によって成立しているとするならば、その階層構造の頂点にあるべき前方後円墳の内部主体や副葬品が、他の円墳や方墳に比して貧弱などということはあり得ないと考えるのである。

そこで藤田が注目するのは、巨勢山古墳群の個性的な支群である。例えば、早くも 5 世紀末に横穴式石室を採用する支群がある一方、7 世紀近くになっても木棺直葬の支群もある。あるいは渡来系の要素の顕著な支群もあって、これらが隣接する尾根に混在する状況にある。したがって巨勢山古墳群は別々の性格を持った群集墳の集合体とも評価でき、このことは多様な集団がこの巨勢山古墳群に墓域を与えられたことを意味する。

その墓域を与えることのできる主体として、別の勢力を想定する必要が生じる。そこで注目されるのは、葛城氏本宗家滅亡後、この地域は葛城県として朝廷の直轄地に編入されるとの見解である（塚口 1984 など）。そこに多様な集団が集められ、墓域を与えられたとするならば、その被葬者像としては朝廷に直属して仕える原初的官僚層を想定するのが妥当であろう。群形成のピークが 6 世紀中葉にあることもこのように考えれば理解しやすいと考えるのである。

しかし、史跡指定地内には約 300 基の古墳が知られるが、その内容についてはほとんど知られていない。巨勢山古墳群のまさに中心部に相当する分布密度のとりわけ濃い地域が指定地となっていることから、この地域の実態が明らかにならなければ、巨勢山古墳群の性格を正しく捉えることはできないだろう。今後の調査に期待されるところが大きい。

なお、古墳ではないが、471 号墳前方部側面で平安時代初期の巨勢山室古墓（現存、写真 3-17）が検出された。類例の少ない木炭木槨墓の主体部をもち、木槨には施錠することで魂を封じるという蝦錠が用いられた。副葬品には金銅装短刀、水晶丸玉、石帯、碁石などがある。桓武天皇に仕えた高位の貴人の墓とみられる。巨勢山古墳群内では奈良時代の墓も一定数検出されており、大群集墳造営終了後の動向についても注意を払っておく必要があろう。



写真 3-14　巨勢山 408 号墳　ミニチュア炊飯具出土状況



写真 3-15　巨勢山 563 号墳　埋葬施設

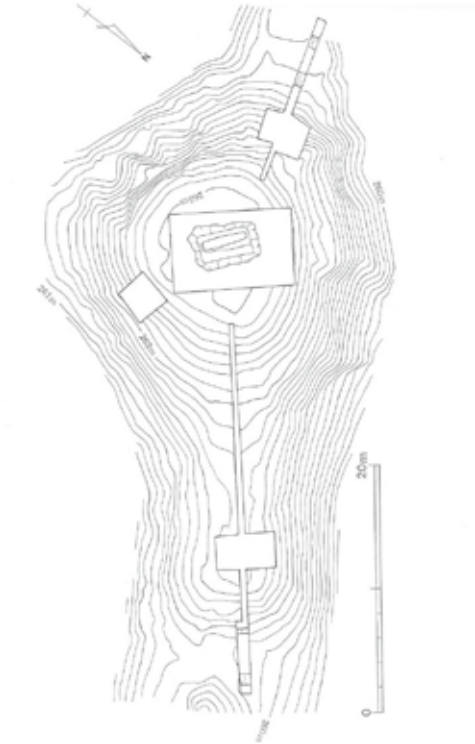


図 3-26　巨勢山 563 号墳　墳丘測量図
（御所市教育委員会編 2002）



図 3-27　巨勢山 471 号墳　墳丘測量図
（御所市教育委員会編 2002）



写真 3-16　巨勢山 773 号墳　奥壁遺物出土状況



写真 3-17　巨勢山室古墓

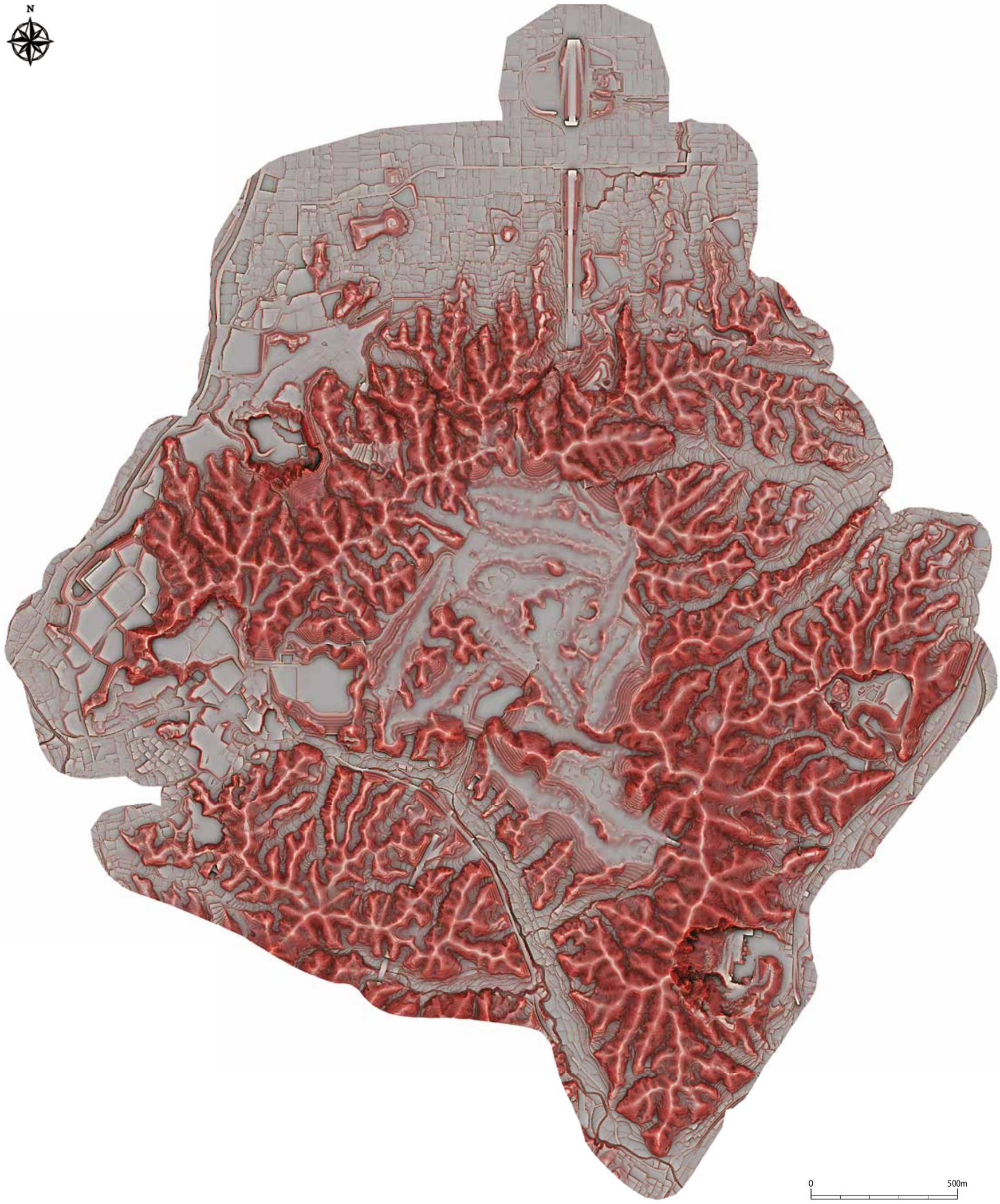


図 3-28　宮山古墳・巨勢山古墳群　赤色立体図

参考文献

秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第 18 冊　奈良県教育委員会
網干善教 1960「小殿古墳」『奈良県文化財調査報告（埋蔵文化財編）』第 3 集
石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川 徏 1982「大和の若干の前期前方後円墳の築造企画」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 8 冊　奈良県立橿原考古学研究所
泉森皎・河上邦彦 1971「室大墓前方部張出部の調査」『青陵』第 18 号　奈良県立橿原考古学研究所
井上光貞 1956「帝紀からみた葛城氏」『古事記大成』4 歴史考古篇　平凡社
入倉徳裕 1990「御所市　戸毛向井 6・7 号墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1989 年度』（第 2 分冊）奈良県立橿原考古学研究所
梅原末治 1922「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第 39 巻第 4 号　日本歴史地理学会
奥田智子編 2015『巨勢山古墳群Ⅶ－京奈和自動車道建設に係る巨勢山 773 号墳の発掘調査－』御所市文化財調査報告第 47 集　御所市教育委員会
金澤雄太 2020『巨勢山古墳群Ⅷ－健康増進スポーツ施設建設に伴う巨勢山 281 号墳の発掘調査－』御所市文化財調査報告書第 59 集　御所市教育委員会
金澤雄太編 2024『室宮山古墳範囲確認調査報告Ⅱ－第 9 次・第 13 次発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 61 集　御所市教育委員会
北中恭裕編 2007『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第 122 集　奈良県立橿原考古学研究所
木許 守 1992「宮山古墳周堤部隣接地立会調査」『平成 3 年度個人住宅建築に伴う市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 13 集　御所市教育委員会
木許 守 1993「宮山古墳周堤部」『佐田遺跡範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 16 集　御所市教育委員会
木許 守 1996「宮山古墳の墳丘とその系譜的位置」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 20 冊　奈良県立橿原考古学研究所
木許 守 2005『巨勢山古墳群Ⅴ』御所市文化財調査報告書第 28 集　御所市教育委員会
木許 守 2008a「室宮山古墳周堤隣接地（H5 － 1 次）」『平成 5 ～ 19 年度　市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 34 集　御所市教育委員会
木許 守 2008b「室宮山古墳隣接地（H11 － 1 次）」『平成 5 ～ 19 年度　市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 34 集　御所市教育委員会
木許 守編 1996『室宮山古墳範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 20 集　御所市教育委員会
木許 守編 2007『巨勢山古墳群Ⅵ』御所市文化財調査報告書第 30 集　御所市教育委員会
木許 守 2024「第 5 章　墳丘復原案」『室宮山古墳範囲確認調査報告Ⅱ－第 9 次・第 13 次発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 61 集　御所市教育委員会
木許守・藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群Ⅳ』御所市文化財調査報告書第 26 集　御所市教育委員会
久野邦雄・中井一夫 1974『大和　巨勢山古墳群（境谷支群）－昭和 48 年度発掘調査概報－』奈良県教育委員会
御所市教育委員会 1987『工業団地開発に伴う　巨勢山古墳群第Ⅲ次・第Ⅳ次発掘調査現地説明会資料』
御所市教育委員会 1990『ゴルフ場開発事業に伴う　第 2 回　巨勢山古墳群発掘調査成果の現地説明会資料』
御所市教育委員会編 2002『巨勢山古墳群確認調査－現地説明会資料－』
関川尚功 1989「御所市室大墓古墳外堤」『奈良県遺跡調査概報　1988 年度』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
田中一廣 1984a「御所市　巨勢山古墳群（タケノクチ支群）発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1983 年度』（第 2 分冊）奈良県立橿原考古学研究所
田中一廣 1984b「巨勢山古墳群調査概要Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報　1983 年度』（第 2 分冊）奈良県立橿原考古学研究所
千賀 久 1995『古代葛城の王－王をささえた技術者集団－』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録第 46 冊　奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
千賀 久・田中一廣 1983「御所市　巨勢山古墳群ミノヤマ支群発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982 年度』（第 2 分冊）奈良県立橿原考古学研究所
塚口義信 1984「葛城県と蘇我氏（上・下）」『続日本紀研究』第 231・232 号　続日本紀研究会
奈良県立橿原考古学研究所編 1972『奈良県遺跡地図　第 3 分冊』奈良県教育委員会
藤田和尊 1996「親衛隊と衛兵の武装」『室宮山古墳範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 20 集　御所市教育委員会
藤田和尊 2003「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿と物流の考古学』学生社
藤田和尊編 1985『巨勢山境谷 10 号墳発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 4 集　御所市教育委員会
藤田和尊編 1987『巨勢山古墳群Ⅱ－御所市みどり台総合開発事業に伴う発掘調査 1 －』御所市文化財調査報告書第 6 集　御所市企画課
藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群Ⅲ』御所市文化財調査報告書第 25 集　御所市教育委員会
藤田和尊・木許 守編 1999『台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物』御所市文化財調査報告書第 24 集　御所市教育委員会
水野敏典・北中恭裕 2008「室宮山古墳」『奈良県遺跡調査概報　2007 年』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
山田良三 1976「飛鳥・巨勢周辺の古墳調査　稲宿古墳群と近世墓」『奈良県古墳発掘調査集報Ⅰ』奈良県文化財調査報告書第 28 集　奈良県立橿原考古学研究所
吉村和昭 2006「室宮山古墳出土の甲冑」『葛城氏の実像－葛城の首長とその集落－』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録第 65 冊　奈良県立橿原考古学研究所附属博物館